

科目名	憲法演習Ⅰ	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
1. 授業の概要	<p>この演習では、憲法基礎Ⅰ・Ⅱで学んだ憲法の基礎理論を前提として、徹底的に判例を読み込み、理論的知識を確実なものとすると同時に、理論の事案への適用の仕方、あるいは法的文章構成等を学ぶことを課題とする。そC3:I9の際判例を読むという場合、二つの読み方があることに注意する必要がある。一つは、たくさんの判例を読むということである。場合によっては、第一審から控訴審を経て最高裁判例を読むことが求められるし、あるいは、最高裁判例によって引用されている判例を読んだり、あるいは当該判例を引用していのその後の諸判決を読むことが必要な場合がある。この場合には、できる限り早く読むことが求められる。もう一つは、判例をじっくり読み込むことである。つまり「一言一句漏らさずに丹念に判例を読みなさい」(D・フリーマン『リーガル・エリートたちの挑戦』より)ということである。基本判例は後者で、それ以外の判例は前者で、という使い分けをしなければならない。</p> <p>なお授業計画で示されている内容については、隨時変更があるので注意されたい。</p>				
2. 到達目標	憲法基礎Ⅰ・Ⅱで学んだ知識を確実なものとし、統治・人権にかかわる学説・判例の理論を駆使して、問題に対する合憲・違憲の理論構成が自在にできるようにすることである。				
3. 授業の形態	テキストとして高橋和之編『ケースブック憲法』(有斐閣、2011年)を用い、そこに登載されている判例を読み、そして質問に答えるという形式で進めて行きたい。学生はあらかじめテキストを熟読し、テキストの質問に関する答えを考えていくなければならない。				
4. 教科書	高橋和之編『ケースブック憲法』(有斐閣、2011年)				
5. 参考文献	<p>野中他『憲法Ⅰ・Ⅱ【第5版】』(有斐閣、2012年) 高橋・長谷部・石川編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ(第6版)』(有斐閣、2013年) 初宿・大石他『憲法Cases and Materials人権第二版』(有斐閣、2013年)</p>				
6. 評価方法	法務研究科の採点評価方法(統一評価基準)による。なお、平常点は、受講態度(授業への準備度、質問への答え等)を総合的に考慮する。中間試験は、記述式で、第8回目に行う。				
7. 予習・復習 その他	3. 授業の形態でも書いたように、予習として各回ごとに指定された設問に全て解答を用意してくることが必要である。また復習として、各回ごとに指定された判例の規範部分を整理し、次回に提出することが求められる。				

授業計画		
項目	内	容
1 外国人の人権主体性	ケースブック憲法のunit 1 の内容に即して、外国人に対する人権保障の諸問題を扱う。基本判例 1-1 、 1-2 、 1-3 を主に取り上げる。設問については、その都度前もって指示するので、それに従って準備しておくことが望まれる。	
2 法人・団体の人権主体性	unit 2 の内容に即して、法人や団体の人権主体性に関する諸問題を扱う。基本判例 2-1 、 2-2 、 2-3 を主に取り上げ、団体構成員と団体の対立における団体の人権主張を検討する。	
3 私人間効力	unit 3 の内容に即して、人権の私人間効力の諸問題を取り上げる。基本判例 3-1 、 3-3 、 3-5 、 3-10 を主に取り上げ、様々な場面での私人間の人権をめぐる紛争と、それへの裁判所の対応を検討する。	
4 公務員および刑事施設被収容者の人権	unit 4 の内容に即して、公務員および刑事施設被収容者の人権を取り上げる。基本判例 4-1 、 4-2 を取り上げて検討する。	
5 幸福追求権	unit 5 の内容に即して、幸福追求権にかかわる諸問題を扱う。基本判例 5-1 、 5-2 、 5-6 、そして 5-10 を主に取り上げて検討する。	
6 平等 (1)	unit 6 の内容に即して、平等の基本問題を扱う。基本判例 6-1 、 6-2 、 6-3 を取り上げて検討する。	
7 平等 (2)	unit 7 の内容に即して、平等原則違反の事例における救済の問題を扱う。基本判例 7-1 、 7-2 を取り上げて検討する。	
8 前半のまとめ 中間試験	前半で取り上げた判例について、中間試験を行う。	
9 思想・良心の自由	unit 8 の内容に即して、思想・良心の自由にかかわる諸問題を検討する。基本判例 8-1 、 8-3 、 8-4 を取り上げて検討する。	
10 表現の自由 (1)	unit 9 の内容に即して、煽動・わいせつ・広告表現にかかわる諸問題を扱う。基本判例 9-1 、 9-2 、 9-5 、 9-6 を取り上げて検討する。	
11 表現の自由 (2)	unit 10 の内容に即して、表現内容中立規制をめぐる諸問題を扱う。基本判例 10-1 、 10-2 、 10-3 、 10-4 を取り上げて検討する。	
12 表現の自由 (3)	unit 11 の内容に即して、集会の自由をめぐる諸問題を検討する。基本判例 11-1 、 11-2 、 11-3 を取り上げて検討する。	
13 表現の自由 (4)	unit 12 の内容に即して、取材・報道の自由、情報公開の諸問題を扱う。基本判例 12-2 、 12-3 、 12-4 、 12-5 を取り上げて検討する。	
14 表現の自由 (5)	unit 13 の内容に即して、事前抑制・検閲、名誉・プライバシーの諸問題を扱う。基本判例 13-1 、 13-2 、 13-5 、 13-7 を取り上げて検討する。	
15 信教の自由 (1)	unit 14 の内容に即して、狭義の信教の自由を扱う。基本判例 14-1 、 14-2 、 14-3 を取り上げて検討する。	

科目名	憲法演習Ⅱ	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
		秋学期	2単位	2(既1)年次	高橋洋
1. 授業の概要	<p>この演習では、憲法基礎Ⅰ・Ⅱで学んだ憲法の基礎理論を前提として、徹底的に判例を読み込み、理論的知識を確実なものとすると同時に、理論の事案への適用の仕方、あるいは法的文章構成等を学ぶことを課題とする。その際判例を読むという場合、二つの読み方があることに注意する必要がある。一つは、たくさんの判例を読むということである。場合によっては、第一審から控訴審を経て最高裁判例を読むことが求められるし、あるいは、最高裁判例によって引用されている判例を読んだり、あるいは当該判例を引用しているその後の諸判決を読むことが必要な場合がある。この場合には、できる限り早く読むことが求められる。もう一つは、判例をじっくり読み込むことである。つまり「一言一句漏らさずに丹念に判例を読みなさい」(D・フリーマン『リーガル・エリートたちの挑戦』より)ということである。基本判例は後者で、それ以外の判例は前者で、という使い分けをしなければならない。</p> <p>なお授業計画で示されている内容については、隨時変更があるので注意されたい。</p>				
2. 到達目標	憲法基礎Ⅰ・Ⅱで学んだ知識を確実なものとし、統治・人権にかかわる学説・判例の理論を駆使して、問題に対する合憲・違憲の理論構成が自在にできるようにすることである。				
3. 授業の形態	テキストとして高橋和之編『ケースブック憲法』(有斐閣、2011年)を用い、そこに登載されている判例を読み、そして質問に答えるという形式で進めて行きたい。学生はあらかじめテキストを熟読し、テキストの質問に関する答えを考えていくなければならない。				
4. 教科書	高橋和之編『ケースブック憲法』(有斐閣、2011年)				
5. 参考文献	<p>野中他『憲法Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』(有斐閣、2012年) 高橋・長谷部・石川編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』(有斐閣、2013年) 初宿・大石他『憲法Cases and Materials人権(第二版)』(有斐閣、2013年)</p>				
6. 評価方法	法務研究科の採点評価方法(統一評価基準)による。なお、平常点は、受講態度(授業への準備度、質問への答え等)を総合的に考慮する。中間試験は、記述式で、第8回目に行う。				
7. 予習・復習 その他	3. 授業の形態でも書いたように、予習として各回ごとに指定された設問に全て解答を用意してくることが必要である。また復習として、各回ごとに指定された判例の規範部分を整理し、次回に提出することが求められる。				

授業計画		
項目	内	容
1 信教の自由（2）	unit15の内容に即して、政教分離の問題を扱う。基本判例15-1、15-2、15-3、15-4を取り上げて検討する。	
2 職業選択の自由	unit16の内容に即して、職業選択の自由をめぐる諸問題を扱う。基本判例16-1、16-2、16-3を取り上げて検討する。	
3 財産権	unit17の内容に即して、財産権をめぐる諸問題を扱う。基本判例17-1、17-2、17-4を取り上げて検討する。	
4 人身の自由・デュー・プロセス	unit18の内容に即して、人身の自由やデュー・プロセスをめぐる諸問題を扱う。基本判例18-1、18-3、18-4、18-5を取り上げて検討する。	
5 国務請求権	unit19の内容に即して、国務請求権をめぐる諸問題を扱う。基本判例19-1、19-2、19-3を取り上げて検討する。	
6 生存権	unit20の内容に即して、生存権をめぐる諸問題を扱う。基本判例20-1、20-3、20-4を取り上げて検討する。	
7 教育を受ける権利	unit21の内容に即して、教育を受ける権利をめぐる諸問題を扱う。基本判例21-1、21-2、21-3を取り上げて検討する。	
8 前半のまとめ 中間試験	前半で取り上げた判例について、中間試験を行う。	
9 労働基本権	unit22の内容に即して、労働基本権をめぐる諸問題を扱う。基本判例22-1、22-2、22-3、22-4を取り上げて検討する。	
10 参政権および選挙制度	unit23の内容に即して、参政権および選挙制度をめぐる諸問題を扱う。基本判例23-1、23-4、23-5、23-6を取り上げて検討する。	
11 国会および政党	unit24の内容に即して、国会および政党をめぐる諸問題を扱う。基本判例24-1、24-2、24-3を取り上げて検討する。	
12 内閣	unit25の内容に即して、内閣をめぐる諸問題を扱う。基本判例25-1、25-2、25-3、25-5を取り上げて検討する。	
13 裁判所	unit26の内容に即して裁判所をめぐる諸問題を扱う。基本判例26-2、26-4、26-6を取り上げて検討する。	
14 憲法訴訟	unit27の内容に即して、憲法訴訟をめぐる諸問題を扱う。基本判例27-1、27-5、27-7、27-11、27-14を取り上げて検討する。	
15 地方自治	unit28の内容に即して、地方自治をめぐる諸問題を扱う。基本判例28-1、28-2、28-5、28-8を取り上げて検討する。	

科目名	行政法演習Ⅰ	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 榎原志俊
1. 授業の概要	本授業は、行政作用法の分野について、基本的な仕組みを理解するとともに、判例の検討を通して、総合的な問題処理能力を習得することを目的とする。				
2. 到達目標	行政作用法の分野における総合的な問題処理能力の習得				
3. 授業の形態	本授業においては、高木光・稻葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』(第1章から10章まで)をテキストとして使用し、当該判例の構造の把握、論点の整理等を行うものとする。				
4. 教科書	高木光・稻葉馨編『ケースブック行政法〔第5版〕』 (サブテキスト) 別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ〔第6版〕』、同『行政判例百選Ⅱ〔第6版〕』、同『地方自治判例百選〔第4版〕』、同『環境判例百選〔第2版〕』				
5. 参考文献	塩野 宏著『行政法Ⅰ〔第5版〕』				
6. 評価方法	本研究科の採点評価方法(統一評価基準)による。中間試験(20点)は、論述式とし、テキスト第5章終了後の回次に実施する。平常点(20点)については、授業における対応等により評価する。				
7. 予習・復習 その他	受講者は、毎回、テキストのその章の【判例の概観】と【重要判例】を精読し、制度の仕組みと判例の流れを理解した上で、授業に参加するものとする。また、授業後復習を徹底し、理解力の定着に努めるものとする。				

授業計画		
項目	内	容
1 ガイダンス 行政立法と条例	授業の進め方等についての説明 テキスト第1章 行政立法についての判例の理解、問題点の検討(判例1、3、4、5、6、9、10)	
2 行政立法と条例 (続き)	テキスト第1章 条例についての判例の理解、問題点の検討(判例2、7、8)	
3 行政処分	テキスト第2章 行政処分の概念及び取消、無効についての判例の理解、問題点の検討(判例2、3、5、7、8、9、10)	
4 行政処分(続き)	テキスト第2章 行政処分の職権取消、撤回についての判例の理解、問題点の検討(判例1、4、6)	
5 行政手続	テキスト第3章 行政手続における瑕疵等についての判例の理解、問題点の検討(判例1、3、4、7)	
6 行政手続(続き)	テキスト第3章 行政手続における理由付記についての判例の理解、問題点の検討(判例2、5、6、8、9)	
7 行政裁量	テキスト第4章 行政裁量の種別等についての判例の理解、問題点の検討(判例2、4、5)	
8 行政裁量(続き)	テキスト第4章 行政裁量における裁量統制、裁量審査方法等についての判例の理解、問題点の検討(判例1、3、6、7、8)	
9 行政指導	テキスト第5章 行政指導についての判例の理解、問題点の検討	
10 中間試験	[中間試験の実施]	
11 行政調査	テキスト第6章 行政調査についての判例の理解、問題点の検討	
12 実効性確保	テキスト第7章 実効性確保についての判例の理解、問題点の検討	
13 個別法の解釈と行政活動の違法性	テキスト第8章 個別法の解釈と行政活動の違法性について、問題点の検討、判例の検討	
14 憲法原則と一般的法原則	テキスト第9章 憲法原則と一般的法原則について、問題点の検討、判例の検討	
15 情報公開と個人情報保護	テキスト第10章 情報公開・個人情報保護についての判例の理解、問題点の検討	

科目名	行政法演習Ⅱ	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 榎原志俊
1. 授業の概要	本授業は、行政救済法の分野について、基本的な仕組みを理解するとともに、判例の検討を通して、総合的な問題処理能力を習得することを目的とする。				
2. 到達目標	行政救済法の分野における総合的な問題処理能力の習得				
3. 授業の形態	授業においては、高木光・稻葉馨編『ケースブック行政法〔第5版〕』(第11章から20章まで)をテキストとして使用し、当該判例の構造の把握、論点の整理等を行うものとする。				
4. 教科書	高木光・稻葉馨編『ケースブック行政法〔第5版〕』 (サブテキスト) 別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ〔第6版〕』、同『行政判例百選Ⅱ〔第6版〕』、同『地方自治判例百選〔第4版〕』、同『環境判例百選〔第2版〕』				
5. 参考文献	塩野 宏著『行政法Ⅱ〔第5版〕』				
6. 評価方法	本研究科の採点評価方法(統一評価基準)による。中間試験(20点)は、論述式とし、行政訴訟分野終了後の回次に実施する。平常点(20点)については、授業における対応等により評価する。				
7. 予習・復習 その他	受講者は、毎回、テキストのその章の【判例の概観】と【重要判例】を精読し、制度の仕組みと判例の流れを理解した上で、授業に参加するものとする。また、授業後復習を徹底し、理解力の定着に努めるものとする。				

授業計画		
項目	内	容
1 ガイダンス 取消訴訟の対象	授業の進め方についての説明 テキスト第11章 処分性(概念の通知、仕組み解釈等)についての判例の理解、問題点の検討(判例1、2、4、5、7、9、12、13、14、17)	
2 取消訴訟の対象 (続き)	テキスト第11章 処分性(段階的行為等)についての判例の理解、問題点の検討(判例3、6、8、10、11、15、16)	
3 取消訴訟の原告適格	テキスト第12章 原告適格(一般定式、根拠規定がある場合等)についての判例の理解、問題点の検討(判例1、3、4、6、8、9、12)	
4 取消訴訟の原告適格(続き)	テキスト第12章 原告適格(根拠規定がない場合等)についての判例の理解、問題点の検討(判例2、5、7、10、11)	
5 訴えの客観的利益	テキスト第13章 訴えの利益についての判例の理解、問題点の検討	
6 取消訴訟の判決	テキスト第14章 取消判決の効力についての判例の理解、問題点の検討	
7 その他の抗告訴訟	テキスト第15章 無効確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟等についての判例の理解、問題点の検討	
8 抗告訴訟以外の行政訴訟	テキスト第16章 当事者訴訟、住民訴訟についての判例の理解、問題点の検討 抗告訴訟と民事訴訟との訴訟選択について、問題点の検討	
9 仮の救済	テキスト第17章 執行停止、仮の義務付け訴訟、仮の差止訴訟等についての判例の理解、問題点の検討	
10 中間試験	中間試験の実施	
11 国家賠償法1条に基づく賠償責任	テキスト第18章 公務員の職務遂行、過失、違法性等についての判例の理解、問題点の検討(判例1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12)	
12 国家賠償法1条に基づく賠償責任 (続き)	テキスト第18章 国家賠償の責任主体等についての判例の理解、問題点の検討(判例13、14、15)	
13 国家賠償法2条に基づく賠償責任	テキスト第19章 公の营造物の設置管理の瑕疵等についての判例の理解、問題点の検討	
14 損失補償	テキスト第20章 損失補償の意義、補償の要否の基準等についての判例の理解、問題点の検討	
15 行政救済法まとめ	行政救済法全般のまとめ	

科目名	民法演習Ⅰ	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
		春学期	2単位	2(既1)年次	山口純夫
1. 授業の概要	<p>民法総則・物権法に関する最高裁の重要判例を取り上げ、判例の論理と利益衡量を学ぶ。授業で扱う判例の数が複数になるので、受講者は予習で一通り判例を読んでくることが要請される。</p> <p>関係項目について体系書(参考書)を読み、取り上げた判例を民法の条文及び学説の中で正確に位置づけることが重要である。</p> <p>なお、後掲の授業計画はあくまでも予定であって、受講者数・受講者の理解度に応じて変更があること、取り上げる判例も最近の重要判例と差し替えることがある点をお断りしておきたい。</p>				
2. 到達目標	<p>判例を学ぶことによって、事案の分析能力、事案の解決能力および結論を導く論理的思考力を身につけることが目標である。また、判例理論を通して民法の基礎知識を確実にすることも狙いである。</p>				
3. 授業の形態	<p>授業は、受講者全員が予め判例や体系書を読んできたことを前提にして、各講毎に指定された受講生の報告を中心に関係項目について質問と受講者の返答によって進められる。</p> <p>注意点として、予習をしてきていない場合は授業について行けなくなり消化不良になりやすいことは銘記しておいて欲しい。</p>				
4. 教科書	<p>教科書は特に指定しない。各講のテーマについて、毎回事前に資料(判決、判例評釈等)を配布する。</p>				
5. 参考文献	<p>体系書(基本書)と称する書籍は多数あるが、とりあえず、内田貴『民法Ⅰ(総則・物権総論)』、『民法Ⅲ(債権総論・担保物権)』(東大出版会)を挙げておく。</p>				
6. 評価方法	<p>授業中の質問に対する応答、報告のほか、期末試験の結果を総合して評価を決定する(期末試験(60点)、平常点(40点))。</p> <p>なお、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>① 予習 毎回授業の最後に配布する次回範囲の資料(判決本文・判例評釈等)を持ちの教科書の該当箇所とともに予め読み授業に臨むこと。</p> <p>② 復習 授業中に資料(論点整理表・判例評釈等)を配布するが、すべてに詳細に触れるわけではないので、次回までにそれを再度熟読すること。</p>				

授業計画

項目	内	容
1 法人の目的の範囲	検討判例: 最判昭和41・4・26民集20巻4号849頁(協同組合の員外貸付)、最大判昭和45・6・24民集24巻6号625頁(会社の政治献金(八幡製鉄事件))、最判平成8・3・19民集50巻3号615頁(南九州税理士会政治献金事件)	
2 公序良俗違反	検討判例: 最判昭和61・11・20判時1220号61頁(クラブホステスの客の飲食代金についての保証)、最判平成1・12・14民集43巻12号2051頁(ユニオンショップ)、最判平成15・4・18民集57巻4号366頁(損失補償)	
3 94条2項の類推適用	最判昭和45・7・24民集24巻7号1116頁(意思外形対応型・外形他人作出型)、最判昭和45・9・22民集24巻10号1424頁(意思外形対応型・外形他人作出型)、最判昭和45・11・19民集24巻12号1916頁(意思外形非対応型)	
4 110条の表見代理	最判昭和34・7・14民集13巻7号960頁(基本代理権)、最判昭和35・2・19民集14巻2号250頁(事実行為)、最判昭和46・6・3民集25巻4号455頁(公法上の代理権)、最判昭和45・12・15民集24巻13号2081頁(正当事由)	
5 無権代理と相続	最判昭和37・4・20民集16巻4号955頁(本人の無権代理人相続)、最判昭和40・6・18民集19巻4号986頁(無権代理人本人相続)、最判昭和63・3・1家月41巻10号104頁(本人の無権代理人相続後の本因相続)、最判平成5・1・21民集47巻1号265頁(無権代理人本人を共同相続相続)	
6 取得時効と登記	最判昭33・8・28民集12巻12号1936頁、最判昭36・7・20民集15巻7号1903頁、最判昭41・11・22民集20巻9号1901頁	
7 相続と登記	最判昭38・2・22民集17巻1号235頁(共同相続と登記)、最判昭39・3・6民集18巻3号437頁(遺贈と登記)、最判昭42・1・20民集21巻1号16頁(相続放棄と登記)、最判昭46・1・26民集25巻1号90頁(遺産分割と登記)	
8 前半のまとめと補充	時間の関係で端折った個所、補充が必要と思われるテーマを取り上げ、前半のまとめをする。	
9 所有の意思ある占有	最判昭47・9・8民集26巻7号1348頁(相続と新権原)、最判昭46・11・30民集25巻8号1437頁(自主占有)、最判昭58・3・24民集37巻2号131頁(所有の意思の推定)、最判平8・11・12民集50巻10号2591頁(所有の意思の立証責任)	
10 即時取得	最判昭32・12・27民集11巻14号2485頁(占有改定と即時取得)、最判昭41・6・9民集20巻5号1011頁(占有改定と過失なき占有)、最判昭59・4・20判時1122号113頁(指図による占有移転と即時取得)	
11 共有物分割	最大判昭62・4・22民集41巻3号408頁(現物分割)、最判平4・1・24家月44巻7号51頁(一部分割)、最判平8・10・31民集50巻9号2563頁(全面的価額賠償と賠償金の支払能力)、最判平11・4・22判時1675号76頁(全面的価額賠償)	
12 物上代位	最判平10・3・26民集52巻2号483頁(差押と物上代位)、最判平13・3・13民集55巻2号363頁(相殺と物上代位)、最判平14・3・12民集56巻3号555頁(物上代位と転付命令)、最判平14・3・28民集56巻3号689頁(賃料債権と物上代位)	
13 法定地上権	最判昭48・3・13民集27巻2号271頁(登記名義か実質か)、最判昭52・10・11民集31巻6号785頁(建物の再築)、最判平2・1・22民集44巻1号314頁(複数の抵当権)、最判平9・2・14民集51巻2号375頁(共同抵当の場合の例外)	
14 集合債権譲渡担保	最判平12・4・21民集54巻4号1562頁(既発生債権と将来債権)、最判平13・11・22民集55巻6号1056頁(流動型集合債権)、最判平19・2・15民集61巻1号243頁(継続的取引に基づく集合債権)	
15 後半のまとめと補充	時間の関係で端折った個所、補充が必要と思われるテーマを取り上げ、後半のまとめをする。	

科目名	民法演習Ⅱ	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 田上富信
1. 授業の概要	債権法に関する最高裁の重要判例を取り上げ、判例の論理と利益衡量を学ぶ。取り上げる判例は債権総論及び各論の重要項目にまたがる。授業で扱う判例の数が複数になるので、受講者は予習で一通り判例を読んでくることが要請される。また、関係項目について体系書(参考書)を読み、取り上げた判例を民法の条文及び学説の中で正確に位置づけることも重要である。なお、後掲の授業計画はあくまでも予定であって、受講者の理解度に応じて変更があること、取り上げる判例も最近の重要判例と差し替えることがある点をお断りしておきたい。				
2. 到達目標	判例を学ぶことによって、事案の分析能力、事案の解決能力及び結論を導く論理的思考力を身につけることが目標である。また、判例理論を通して民法の基礎知識を確実にすることも狙いである。				
3. 授業の形態	レジュメプリントを配布して、それに沿って授業を進める。授業の方法は、受講者が予め判例や体系書を読んできたことを前提にして、質問と応答による双方向により行われる。従って、授業の進行は教師の質問と受講者の返答によって進められることになる。もっとも、時には受講者同士で議論することによって理解を深めることもある。注意点として、予習をしてきていないければ授業について行けなくなり消化不良になりやすいことは銘記しておいて欲しい。なお、時には、報告者を割り当て、報告をめぐって皆で議論することもある。				
4. 教科書	テキストA=瀬川信久・内田貴・森田宏樹『民法判例集(担保物権・債権総論)第3版』(2014年、有斐閣)、テキストB=瀬川信久・内田貴『民法判例集(債権各論)第3版』(2008年、有斐閣)の計2冊。ただし、担保物権に関する判例は扱わない。なお、サブテキストとして、『民法判例百選Ⅱ(債権)6版』(2009年、有斐閣)を使用する。				
5. 参考文献	体系書(基本書)と称する書籍は多数あるが、とりあえず、内田貴『民法Ⅲ(債権総論・担保物権)第3版』(2005年、東大出版会)、内田貴『民法Ⅱ(債権各論)第3版』(2011年、東大出版会)を挙げておく。				
6. 評価方法	授業中の質問に対する応答、報告、中間試験(レポートに代えることもある)のほか、期末試験の結果、授業への出席状況を総合して評価を決定する。配点は、目安として、期末試験(60点)、中間試験又はレポート(20点)、応答・報告を中心に授業への出席状況を含む(20点)である。 なお、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(本研究科統一評価基準)による。				
7. 予習・復習 その他	一通りの民法の基礎知識があることが前提となる。 次頁の授業計画に記した各回の授業内容について、事前の予備学習を要する。なお、オリエンテーション等で事前に報告者に割り当てられた授業項目の報告者にあっては、報告内容の取りまとめについて事前指導を受けること。また、毎回の復習を要し、学習に関する疑義に関しては、オフィスアワー等で対応する。				

授業計画

項目	内 容
1 種類債権・制限種類債権	テキストA-73事件(最判昭30・10・18民集9-11-1642・岩手漁協タール売買事件)、差戻審一札幌高裁函館支判昭37・5・29高民集15-4-282
2 受領(債権者)遅滞	テキストA-75事件(最判昭46・12・16民集25-9-1472・硫黄鉱継続売買事件) テキストA-76事件(最判昭40・12・3民集19-9-2090・膨張タンク引取り遅滞事件)
3 損害賠償の範囲・損害額の算定	テキストA-85事件(大判大正7・8・27民録24-1658・歐州大戦マッチ騰貴事件) テキストA-86事件(最判昭28・12・18民集7-12-1446・下駄材売買事件) テキストA-87事件(最判昭37・11・16民集16-11-2280・買戻特約付き宅地売買事件)
4 債権者代位権	テキストA-94事件(大判明治43・7・6民録16-537・本寿寺登記請求代位事件) テキストA-99事件(最判昭44・6・24民集23-7-1079・代位権行使の範囲) テキストA-100事件(最判昭54・3・16民集33-2-270・輸出代金振込依頼事件)
5 債権者(詐害行為)取消権	テキストA-109事件(大連判明治44・3・24民録17-117・取消訴訟の仕組み) テキストA-101事件(最大判昭36・7・19民集15-7-1875・特定物債権と取消の範囲) テキストA-104事件(最判昭41・5・27民集20-5-1004・不動産の売却)
6 債権譲渡・異議を留めない承諾・相殺	テキストA-129事件(最判昭52・3・17民集31-2-308、最判平9・6・5民集51-5-2053・債務者の承諾がある場合の譲渡禁止特約の効力) テキストA-137事件(最判平5・3・30民集47-4-3334・同時到達と譲受人相互の関係) テキストA-139事件(最判平11・1・29民集53-1-151・将来債権譲渡の有効性) テキストA-141事件(最判平13・11・22民集55-6-1056・集合債権の第三者対抗要件) テキストA-145事件(最判昭42・10・27民集21-8-2161・異議を留めない承諾の効力) テキストA-184事件(最判昭59・12・8民集29-11-1864・相殺と債権譲渡との優劣)
7 債権の準占有者に対する弁済・弁済による代位	テキストA-152事件(最判昭37・8・21民集16-9-1809-詐称代理人) テキストA-155事件(最判昭59・2・23民集38-3-445-預金担保貸付) テキストA-158事件(最判平15・4・8民集57-4-337-親和銀行ATM事件) テキストA-171事件(最判昭59・5・29民集38-7-885-代位に関する特約の効力) テキストA-173事件(最判昭61・11・27民集40-7-1205-保証人と物上保証人の関係)
8 売主の担保責任	テキストB-30事件(最大判昭49・9・4民集28-6-1169・他人の権利の売買と相続) テキストB-32事件(最判昭51・2・13民集30-1-1-他人物売買と使用利益の返還) テキストB-37事件(最判平8・1・26民集50-1-155・強制競売における担保責任) テキストB-39事件(最判昭36・12・15民集15-11-2852・塩釜声の新聞社事件) テキストB-42事件(最判平13・11・27民集55-6-1311・損害賠償請求権の消滅時効)
9 貸貸借・無断転貸・立ち退き料・敷金返還請求権	テキストB-54事件(最判昭28・9・25・無断転貸と解除の要件) テキストB-59事件(最判昭46・11・25・更新拒絶と立ち退き料の提供) テキストB-62事件(最判昭39・7・28・信頼関係破壊理論) テキストB-68事件(最判昭48・2・2・敷金返還請求権の発生)
10 請負と所有権の帰属・請負人の担保責任	テキストB-80事件(最判平5・10・19民集47-8-5061・建前及び建物所有権の帰属) テキストB-82事件(最判14・9・24判時1801-77・立て替え費用の賠償) テキストB-83事件(最判平9・2・14民集51-2-337・損害賠償債権と報酬債権の関係)
11 不当利得・金銭騙取・転用物訴権	テキストB-98事件(最判昭49・9・26・農林事務官国庫金詐取事件) テキストB-101事件(最判平7・9・19・店舗ビル改装事件)
12 不法行為・使用者責任・共同不法行為・差し止め	テキストB-162事件(最判昭39・2・4・業務用ジープ無断使用事件) テキストB-165事件(最判昭42・11・2・融通手形割引斡旋事件) テキストB-170事件(最判昭43・4・23・山王川事件) テキストB-172事件(最判平13・3・13・交通事故被害児硬膜外血腫事件) テキストB-158事件(最大判昭61・6・11・北方ジャーナル事件) テキストB-159事件(最判平7・7・7・国道43号線公害事件)
13 不法行為・損害賠償の範囲・過失相殺	テキストB-131事件(大連判大正15・5・22・富貴丸事件) テキストB-139事件(最判平11・12・20・要介護者ガン死亡事件) テキストB-143事件(最判昭42・6・27・保母の監護過失事件) テキストB-146事件(最判平8・10・29・首がが判決)
14 不法行為・損害賠償請求権の消滅時効	テキストB-152事件(最判昭48・11・16・拷問ロシア人19年後提訴事件) テキストB-153事件(最判平1・12・21・不発弾28年後提訴事件) テキストB-155事件(最判平16・4・27・国賠筑豊じん肺訴訟)
15 補論・Q & A・定期試験の説明	積み残しの判例の補充・これまでの授業で分からなかった点の質問。定期試験の説明など。

科目名	商法演習Ⅰ	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 服部育生
1. 授業の概要	会社法の重要論点を含む事例演習問題の検討を行うことにより、知識の定着と応用力の涵養を図る。なお後掲の授業計画はあくまでも予定であって、テキストの改訂版の出版とか、受講者の理解度に応じて微調整する。				
2. 到達目標	会社法の知識を定着させ、事例問題を適切に解決する応用力を修得する。				
3. 授業の形態	事前に、各事例演習問題の重要論点に関する設問を記したプリントを配付する。問題解説等を読んで、設問に答えられるよう予習してほしい。授業では、設問事項を中心に質疑応答や議論を行った上で、解決に至る道筋をまとめめる。受講者の人数如何によっては、授業形態を若干変更する可能性もある。				
4. 教科書	中村信男/受川環大『ロースクール演習会社法 第3版』(法学書院) もし本書の第4版が出版されるならば、それを用いる。				
5. 参考文献	適宜、レジュメ等を通じて指示、紹介する。				
6. 評価方法	本研究科の採点評価方法(統一評価基準)による。 平常点(授業時の質疑応答を中心に出席状況も含め総合評価する)20点、中間試験(簡易な事例問題による論述式)20点、および期末試験60点の合計100点満点で評価する。				
7. 予習・復習 その他	予習用プリントに設問が記してあるので、それに答えることができるよう予習しておいてください。予習・復習とも各1時間程度が必要である。				

授業計画		
	項目	内容
1	預合／見せ金	「会社設立時と成立後の増資時における見せ金・会社資金による払い込みの効力等」 テキスト[5] p 40
2	株式・社債等	「株式・社債・新株予約権・転換社債」 テキスト[6] p 48
3	全部取得条項付種類株式等	「全部取得条項付種類株式を用いた少数株主の締出し」 テキスト[7] p 59
4	代表取締役	「代表取締役の専断的行為の効力」 テキスト[18] p 162
5	事実上の取締役	「事実上の取締役による会社行為の効力と事実上の取締役の対第三者責任」 テキスト[19] p 171
6	違法配当	「違法配当における役員等の責任と会社債権者の株主に対する請求」 テキスト[37] p 334
7	違法な新株発行	「募集株式発行の差止めと無効・不存在」 テキスト[39] p 356
8	中間試験 親会社株式の取得	中間試験(論述式) 「完全子会社による親会社株主の取得」 テキスト[13] p 115
9	会社分割	「会社分割と会社法22条の類推適用」 テキスト[3] p 17
10	資本金	「資本金の増加と減少」 テキスト[36] p 324
11	事業譲受け	「他会社の事業の重要な一部の取得」 テキスト[43] p 394
12	買収防衛策	「新株予約権を用いた買収防衛策」 テキスト[40] p 367
13	報酬の減額	「任期途中における取締役報酬の減額・無報酬化の可否」 テキスト[22] p 194
14	合併比率	「合併比率の不公正と反対株主の対抗手段」 テキスト[44] p 404
15	二人会社	「二人会社における内部紛争」 テキスト[45] p 411

科目名	商法演習Ⅱ	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 森光雄
1. 授業の概要	会社法上の重要論点を含む演習問題の検討を行うことにより、「会社法」の講義により習得した知識を再確認するとともに、会社法の理解を更に深めることを目的とする。 なお、授業計画に記載した項目・内容は、予定であり、変更(微調整)することもありうる。				
2. 到達目標	会社法に関する比較的単純な事例問題を適切に解決する応用力を修得する。				
3. 授業の形態	演習方式により行う。授業において検討する問題について事前に報告者を指定するが、他の履修者も、当該問題につき予習しておくべきことは言うまでもない。授業では、報告者の報告を受けた後、全員による質疑応答などにより検討を進める。なお、履修者数などにより、修正することもありうる。				
4. 教科書	中村信男・受川環大編『ロースクール演習会社法(第3版)』(法学書院)。 ただし、平成27年8月までに新しい版が出版されたときは、最新の版を使用する。				
5. 参考文献	教科書に参考文献として挙げられているもの、および「会社法」の講義を履修した際の教科書。				
6. 評価方法	本研究科の採点評価方法(統一評価基準)による。 定期試験60点、中間試験(論述式)20点、および平常点(出席状況・授業時の報告や応答状況等)20点の合計100点満点で評価する。				
7. 予習・復習 その他	報告者はレジュメを作成すること。その他の履修者も、授業で取り扱う問題につき教科書等で予習しておく必要がある。授業後には、授業で検討した会社法上の論点についての知識を確実なものとするため、復習が不可欠である。				

授業計画		
項目	内容	
1 会社法総論(1)	会社による政治資金の寄附と取締役の対会社責任	
2 会社法総論(2)	法人格否認の法理と親子会社	
3 株式会社の設立	定款の記載を欠く財産引受の効力と会社による追認の可否	
4 株式(1)	株式併合 株主名簿と失念株・名義書換の不当拒絶	
5 株式(2)	株式の相続 会社の承認を欠く譲渡制限株式の譲渡の効力	
6 株式(3)	従業員持株制度	
7 株主総会・取締役会	株主の権利行使に関する利益供与 取締役会の決議方法と表見代表取締役	
8 中間試験 取締役(1)	中間試験を実施する。 会社の業績悪化と取締役の対株主責任	
9 取締役(2)	委員会設置会社の取締役・執行役の競業取引 利益相反取引	
10 取締役(3)	退任取締役に対する退職慰労金支給の決定手続 代表取締役の解職決議	
11 取締役(4)	株主の差止請求、役員の対第三者責任等	
12 監査役	横滑り監査役、監査役の兼任禁止	
13 計算	検査役選任要件の充足の基準日 計算書類承認決議の瑕疵	
14 新株発行	新株発行無効の訴え	
15 組織再編	組織再編手段の比較検討 まとめ	

科目名	民事訴訟法演習Ⅰ	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 上北武男
1. 授業の概要	<p>「民事訴訟法」で取り扱った事項を前提として、複雑な訴訟形態、すなわち、同一当事者間に複数の請求が存在する訴訟や当事者が多数である訴訟と、上訴・再審について、民事訴訟法上の規制がどのようにあるかを検討する。具体的には、共同訴訟、訴訟参加、上訴・再審等を取り扱う。</p> <p>なお、既修1年次生と未修2年次生では、民事訴訟法の理解に差があると思われる所以、第1回から第3回までは、民事訴訟法の基本的事項について簡単な演習問題を題材として授業を行う。その後に、それぞれのテーマごとに、基本判例の検討、学説の理解に努める。</p>				
2. 到達目標	複雑訴訟形態及び上訴・再審制度に関する基礎的な法解釈論の習得を目標とする。				
3. 授業の形態	<p>(予習の内容) 次回の授業課題についてあらかじめ判例、参考文献等を読んでおくこと。 なお、標準的な予習時間としては3時間/週程度とする。</p>				
4. 教科書	とくに指定しない。				
5. 参考文献	判例、参考文献は、事前に配布する。				
6. 評価方法	本研究科の採点評価方法(統一評価基準)による。平常点(20点)については、授業の出席状況、授業における質疑応答の状況等を考慮して評価する。中間試験(20点)は論述式による。				
7. 予習・復習 その他	資料を前もって読んでくること。 復習として教科書、判例百選等で学説・判例の確認をすること。				

授業計画		
項目	内	容
1 序論的考察(1)	訴訟物、訴えの利益	
2 序論的考察(2)	弁論主義、釈明権、主張責任、証明責任 多数当事者訴訟を検討するための準備	
3 序論的考察(3)	既判力の基準時、既判力の客観的範囲、既判力の主観的範囲 多数当事者訴訟の判決効を考えるための準備	
4 共同訴訟とその発生原因	共同訴訟 訴えの主觀的追加的併合、主觀的予備的併合、同時審判申出共同訴訟等	
5 通常共同訴訟	共同訴訟人独立の原則	
6 必要的共同訴訟(1)	固有必要的共同訴訟、類似必要的共同訴訟	
7 必要的共同訴訟(2)	必要的共同訴訟の審判	
8 補助参加(1) 中間試験	補助参加の要件、補助参加人の訴訟上の地位、特に補助参加の利益 中間試験を実施する。	
9 補助参加(2)	補助参加の効力と訴訟告知、被告知者の参加の方法	
10 当事者参加(1)	独立当事者参加の訴訟構造と要件 三面訴訟説 片面的独立参加	
11 当事者参加(2)	独立当事者参加訴訟の審判、共同訴訟参加 合一確定の要請	
12 訴訟承継	当然承継、参加承継・引受承継、任意的当事者変更等	
13 上訴	不服の利益、上訴提起の効果、不利益変更禁止の原則 形式的不服説と新実体的不服説の対立	
14 控訴・上告	控訴不可分の原則、不服の利益 利益変更・不利益変更の禁止	
15 再審	再審の補充性 再審事由の拡張の可否	

科目名	民事訴訟法演習Ⅱ	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 上北武男
1. 授業の概要	民事訴訟法演習Ⅱでは、民事訴訟法(判決手続に限る)上の重要問題を取り上げ、下記のような方法で、当該問題について十分な理解を得させるとともに、全講義を通じて、手続法の特色、実体法と手続法との関連、実務における訴訟法の機能・重要性を認識させるようにする。				
2. 到達目標	民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し、判例で取り扱われている具体的な事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには、個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり、また、民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。				
3. 授業の形態	(予習について) 取り上げる問題に関する判例と論文(いづれもコピー)を資料として与え、それらの精読を求めるとともに、判例の読み方、事案における問題点の把握の仕方、問題の解明方法などを、自ら適切になすことができるようするために、事前に考えてくるべき問題(5題程度)を掲げたレジュメを渡し、教室では、原則として、このレジュメに基づき、学生に意見を述べさせ、互いに議論を戦わせながら講義を進める。 (予習の内容) 民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。 検討の対象とされる判例について、事実関係の把握と、第一審、第二審、上告審の判決内容の異同を理解し、まとめておくこと。なお、標準的な予習時間として少なくとも3時間は必要と考える。 取り上げる予定のテーマと参考とする判例(の一部)を、「授業計画」に掲げておく。新しい判例で重要なものが公表されたときは、判例の差換え等の変更がありうる。				
4. 教科書	中野 貞一郎・松浦 馨・鈴木 正裕編『新民事訴訟法講義〔第2版補訂2版〕』(有斐閣、2008) なお、他の教科書・体系書を選択してもよい。 判例と関連論文をコピーした資料を用意する。また、教材は前もって配布する。				
5. 参考文献	高橋 宏志『重点講義 民事訴訟法(上)・(下)〔第2版補訂版〕』(有斐閣、2013、2010) 伊藤 真ほか編『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』(有斐閣、2010) 伊藤 真ほか編『民事訴訟法の争点』(有斐閣、2009)				
6. 評価方法	本研究科の採点評価方法(統一評価基準)による。平常点20点は、授業の出欠状況、授業での発言内容、課題への取組み状況等を考慮して、評価する。中間試験(20点)は論述式による。				
7. 予習・復習 その他	資料を前もって読んでくること。 復習として教科書、判例百選等で学説・判例の確認をしておくこと。				

授業計画

項目		内 容
1	第1章 訴えと請求 1 請求の特定、処分権主義	最判昭和40・9・17民集19-6-1533(債務不存在確認訴訟の訴訟物) 名古屋高判昭和60・4・12判時1150-30(名古屋新幹線訴訟)
2	2 訴えの利益 3 二重起訴の禁止	最大判昭和56・12・16民集35-10-1369(将来の給付の訴え) 最判平成11・6・11判時1685-36(遺言者生存中の遺言無効確認の利益) 大判昭和7・9・22民集11-1989(売買代金債務不存在確認訴訟と当該債務の履行請求の反訴) 最判平成18・4・14民集60-4-1497(相殺の抗弁)
3	第2章 当事者と訴訟代理 1 当事者の確定	大判昭和10・10・28民集14-1785(氏名冒用訴訟) 大判昭和11・3・11民集15-977(死者を当事者とする訴訟) 最判昭和48・10・26民集27-9-1240(法人格否認の法理) 大阪地判昭和29・6・26下民集5-6-949(表示の訂正)
4	2 当事者能力 3 当事者適格	最判平成14・6・7民集56-5-899(法人でない団体の当事者能力) 最判昭和60・12・20判時1181-77(紛争管理権) 最判昭和51・7・19民集30-7-706(遺言執行者の訴訟上の地位) 最判平成6・5・31民集48-4-1065(入会団体の当事者適格)
5	第3章 訴訟資料 1 弁論主義、主張責任	最判昭和55・2・7民集34-2-123(当事者の主張の要否) 最判昭和36・4・27民集15-4-901(当事者の主張の要否)
6	2 釈明権・釈明義務	最判昭和45・6・11民集24-6-516(裁判所の釈明権) 最判平成8・2・22判時1559-46(裁判所の釈明義務) 名古屋高判昭和52・3・28下民集28-1~4-318(法的観点指摘義務)
7	第4章 証明 1 裁判上の自白 2 自由心証主義	最判昭和41・9・22民集20-7-1392(間接事実の自白) 最判昭和30・7・5民集9-9-985(権利自白) 最判昭和50・10・24民集29-9-1417(訴訟上の証明の意義) 最判平成元・12・8民集43-11-1259(統計学的証明)
8	3 証明責任 中間試験	最判昭和35・2・2民集14-1-36(虚偽表示と第三取得者の善意) 最判昭和35・3・1民集14-3-327(占有と権利推定)
9	第5章 証拠 1 証拠能力 2 証言拒絶事由等	最判昭和32・2・8民集11-2-258(反対尋問権の保障) 東京高判昭和52・7・15判時867-60(無断録音テープ) 最判平成18・10・3民集60-8-2647(取材源の秘匿) 最判平成11・11・12民集53-8-1787(稟議書の提出義務)
10	第6章 判決の効力(1) 1 既判力の客観的範囲 2 一部請求	最判平成7・12・15民集49-10-3051(建物買取請求) 最判昭和61・7・17民集40-5-941(地代の増額請求) 最判平成10・6・12民集52-4-1147(一部請求と訴訟上の信義則)
11	3 相殺の抗弁 4 争点効	最判平成6・11・22民集48-7-1355(一部請求と相殺・不利益変更の禁止) 最判昭和44・6・24判時569-48(争点効) 最判昭和51・9・30民集30-8-799(信義則による後訴の遮断)
12	第7章 判決の効力(2)・訴訟承継 1 既判力の主観的範囲	最判昭和48・6・21民集27-6-712(口頭弁論終結後の承継人) 最判昭和41・6・2判時464-25(二重譲渡の譲受人) 最判昭和48・4・24民集27-3-596(債権者代位訴訟)
13	2 訴訟承継	最判昭和41・3・22民集20-3-484(引受承継人の範囲)
14	第8章 多数当事者訴訟 1 共同訴訟	最判昭和46・10・7民集25-7-885(固有必要的共同訴訟) 最判平成6・1・25民集48-1-41(遺産確認の訴え) 最判平成20・7・12民集62-7-1994(共同提訴の拒否者の取扱い) 最判昭和43・9・12民集22-9-1896(主張共通の原則)
15	2 補助参加・訴訟告知 3 独立当事者参加	東京高決平成2・1・16判時754-220(補助参加) 最判平成14・1・22判時1776-67(訴訟告知と参加的効力) 仙台高判昭和55・1・28民集33-1-1(訴訟告知の効力) 最判平成6・9・27判時1513-111(独立当事者参加)

科目名	刑法演習Ⅰ	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 原田保・國田武二郎
1. 授業の概要	刑法総論を中心として、論点研究および判例研究を行う。但し、判例研究に際しては刑法各論・刑事訴訟法に関する議論を要することもある。				
2. 到達目標	解釈論争点に関する説明能力および具体的事案に関する論争能力の育成を目指す。その際に、理論問題だけでなく実務的観点をも加味して、法律実務家となるために必要な訓練の場としたい。				
3. 授業の形態	<p>担当者からの発問および受講者からの応答によるものとする。教員のみによる担当の他、学生による担当とすることもある。学生による担当は一人2回程度とし、後に決定する。担当者は授業レジュメを作成・配付して授業進行を司ると共に、受講者を適宜指名して発言を求めるができるものとするので、自分の担当でない課題についても応答できるだけの予習をしておくことが必要である。</p> <p>学生の担当による判例研究の際には、当該判例を支持する見解での報告者と同判例を批判する見解での反論者との役割分担も定め、論争形態での授業とする。担当者以外の受講者も必ず見解を表明すべきものとするので、相応の予習を要することは勿論である。</p>				
4. 教科書	本授業のみの教科書はない。刑法総論・刑法各論・刑事訴訟法で使用した自己の教科書でよい。他に必要なものがある場合には別途指示する。判例を素材とする場合には、各自で出典判例集および評釈論文を検索して情報を入手しておくこと。				
5. 参考文献	前記の教科書に関する指示と同様である。				
6. 評価方法	本研究科の採点評価方法(統一評価基準)に従い、平常点20点+中間試験20点+定期試験60点=100点満点で評価する。平常点は、担当課題については報告の内容に対する評価、担当以外の課題については各回授業時の担当者からの質問への応答に対する評価を学期通算で平均し、これに学期中の出席率を掛けた数値を基本とするが、受講者からの積極的発言を加味することもある。中間試験は短答式とする。				
7. 予習・復習 その他	<p>学生の担当による判例研究の場合、複数学生の共同担当となるので、予めサブゼミを行って授業進行の協議、予行演習等、授業遂行上の意思疎通を図ること。サブゼミの日時・場所・回数は担当者間の合意による。担当者以外の受講者も傍聴可とし、必要があれば教員も同席する。</p> <p>各回の授業について指示された事項につき、予習・復習を十分に行うこと。</p>				

授業計画		
項目	内容	
1 因果関係 1	因果関係認定基準に関する論点研究	
2 因果関係 2	判例研究 最二小決平15・7・16刑集57巻 7号950頁(諏訪IC事件)	
3 正当防衛および周辺行為 1	正当防衛・誤想防衛・過剰防衛等の処理方法に関する論点研究	
4 正当防衛および周辺行為 2	判例研究 最一小決平20・6・25刑集62巻 6号1859頁(量的過剰防衛分割評価事件)	
5 故意 1	故意認定基準に関する論点研究	
6 故意 2	判例研究 札幌高判昭61・3・24高刑集39巻 1号8頁(死期不明遺棄事件)	
7 故意 3	判例研究 最三小判昭24・4・3刑集3巻 4号421頁(斧だった!事件)	
8 故意 4 中間試験	判例研究 大阪高判平14・9・4判タ1114号293頁(兄だった!事件)	
9 故意 5	判例研究 最一小決昭62・7・16刑集41巻 5号237頁(百円札事件)	
10 共犯 1	共犯関係認定基準、共犯規定適用範囲等に関する論点研究	
11 共犯 2	判例研究 最三小決平6・12・6刑集48巻 8号509頁(暴漢追撃事件)	
12 共犯 3	判例研究 名古屋地判平9・3・5判時1611号153頁(木曾川リンチ殺人事件共犯者公判)	
13 共犯 4	判例研究 大阪高判昭62・7・17判時1253号141頁(万引事後強盗事件)	
14 罪数 1	罪数および量刑方法に関する論点研究	
15 罪数 2	判例研究 最二小決平16・2・16刑集58巻 2号133頁(ナイフ携帯分割評価事件)	

科目名	刑法演習Ⅱ	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 原田保・國田武二郎
1. 授業の概要	刑法各論を中心として、論点研究および判例研究を行う。但し、判例研究に際しては刑法総論・刑事訴訟法に関する議論を要することもある。				
2. 到達目標	解釈論争点に関する説明能力および具体的事案に関する論争能力の育成を目指す。その際に、理論問題だけでなく実務的観点をも加味して、法律実務家となるために必要な訓練の場としたい。				
3. 授業の形態	<p>担当者からの発問および受講者からの応答によるものとする。教員のみによる担当の他、学生による担当とすることもある。学生による担当は一人2回程度とし、後に決定する。担当者は授業レジュメを作成・配付して授業進行を司ると共に、受講者を適宜指名して発言を求めるができるものとするので、自分の担当でない課題についても応答できるだけの予習をしておくことが必要である。</p> <p>学生の担当による判例研究の際には、当該判例を支持する見解での報告者と同判例を批判する見解での反論者との役割分担も定め、論争形態での授業とする。担当者以外の受講者も必ず見解を表明すべきものとするので、相応の予習を要することは勿論である。</p>				
4. 教科書	本授業のみの教科書はない。刑法総論・刑法各論・刑事訴訟法で使用した自己の教科書でよい。他に必要なものがある場合には別途指示する。判例を素材とする場合には、各自で出典判例集および評釈論文を検索して情報を入手しておくこと。				
5. 参考文献	前記の教科書に関する指示と同様である。				
6. 評価方法	本研究科の採点評価方法(統一評価基準)に従い、平常点20点+中間試験20点+定期試験60点=100点満点で評価する。平常点は、担当課題については報告の内容に対する評価、担当以外の課題については各回授業時の担当者からの質問への応答に対する評価を学期通算で平均し、これに学期中の出席率を掛けた数値を基本とするが、受講者からの積極的発言を加味することもある。中間試験は短答式とする。				
7. 予習・復習 その他	<p>学生の担当による判例研究の場合、複数学生の共同担当となるので、予めサブゼミを行って授業進行の協議、予行演習等、授業遂行上の意思疎通を図ること。サブゼミの日時・場所・回数は担当者間の合意による。担当者以外の受講者も傍聴可とし、必要があれば教員も同席する。</p> <p>各回の授業について指示された事項につき、予習・復習を十分に行うこと。</p>				

授業計画		
項目	内	容
1 殺人の罪	判例研究 最二小判昭33・11・21刑集12巻15号3519頁(偽装心中事件)	
2 傷害の罪 1	204条および208条の適用範囲に関する論点研究	
3 傷害の罪 2	判例研究 最二小決平17・3・29刑集59巻2号54頁(奈良市騒音傷害事件)	
4 逮捕および監禁の罪	判例研究 最一小決平18・3・27刑集60巻3号382頁(トランク監禁追突死事件)	
5 略取および誘拐の罪	判例研究 最三小決平17・12・6刑集59巻10号1901頁(実子略取事件)	
6 肆淫の罪	判例研究 最一小決平20・1・22刑集62巻1号1頁(猥褻行為後暴行事件)	
7 名誉に対する罪	判例研究 最大判昭44・6・25刑集23巻7号975頁(和歌山時事事件)	
8 信用および業務に対する罪 中間試験	判例研究 最一小決平14・9・30刑集56巻7号395頁(新宿ホームレス事件)	
9 窃盗および強盗の罪	判例研究 最一小決平21・6・29刑集63巻5号461頁(パチスロゴト行為壁役事件)	
10 詐欺および恐喝の罪 1	判例研究 最二小決平15・3・12刑集57巻5号322頁(振込先誤記事件)	
11 詐欺および恐喝の罪 2	判例研究 最二小決平26・3・28刑集68巻3号582頁および 最二小決平26・3・28刑集68巻3号646頁(暴力団員ゴルフ事件)	
12 横領の罪	判例研究 最三小判昭32・11・19刑集11巻12号3073頁(村長横領事件)	
13 放火の罪	判例研究 最一小判昭60・3・28刑集39巻2号75頁(バイク放火事件)	
14 文書偽造の罪 1	判例研究 最一小決平5・10・5刑集47巻8号7頁(賡弁護士事件)	
15 文書偽造の罪 2	判例研究 最二小決平15・10・6刑集57巻9号987頁(国際運転免許証事件)	

科目名	刑事訴訟法演習Ⅰ	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 梅田 豊
1. 授業の概要	刑事訴訟法に関する基本的事例問題を素材として、基本的知識を発展的に理解し、論理的に展開する能力を養うことを目的とする授業である。				
2. 到達目標	刑事手続に関する基本的事例の中から重要な論点を発見し、原理・原則に基づいて分析・検討した上で、的確・妥当な結論を導き出す基本的能力を習得させることが到達目標である。				
3. 授業の形態	授業の形態は演習である。受講者数が少ないことが予想されるので、特に報告担当者は決めず、受講者全員が、教材を熟読してくることを前提に、授業では、適宜学生相互にまたは学生と教員との間で質疑・応答を行う中で問題点を明確にし、双方向・多方向での議論により、理解を深めていくようにする。				
4. 教科書	古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』(有斐閣、2011年)を主要教材とする。 副教材として、別冊ジュリスト『刑事訴訟法判例百選〔第9版〕』を使用する。				
5. 参考文献	参考とすべき、その他の概説書、参考書等については、授業において適宜紹介する。				
6. 評価方法	法務研究科の統一評価基準に従い、平常点40点、学期末試験60点とし、その合計点で評価する。 平常点の内訳は、授業態度20点(出欠席、授業中の応答、質問等を含む。)、レポート等授業中の課題20点とする。				
7. 予習・復習 その他	予習は不可欠である。各回ごとに指示された予習範囲について、教材を熟読してくることが、授業の前提となる。復習事項は、各自の理解度によって異なり得るが、特に重要なポイントについては、各回の授業終了時に指示する。 オフィス・アワーについては、別途指定する。それ以外でも、随時質問・相談等には応じる。事前にメール(umeda@dpc.agu.ac.jp)等でアポイントを取ることが望ましい。				

授業計画

項目	内	容
1 任意と強制、職務質問等	任意検査と強制検査の区別、職務質問と所持品検査を取り扱う。強制処分と任意処分の区別の基準、任意処分に対する法的規制、職務質問のための停止措置の限界、所持品検査の許容性などを中心に検討する。教材9～33頁。	
2 任意取調べと身柄拘束	任意取調べと身柄拘束(特に逮捕の要件等)の問題を取り扱う。任意取調べの限界、現行犯逮捕の適法性、違法逮捕と勾留、違法逮捕と再逮捕の可否などを中心に検討する。教材34～60頁。	
3 身柄拘束の諸問題	身柄拘束に関わる諸問題を取り扱う。一罪一逮捕一勾留の原則、同時処理義務と同時処理の可能性、別件逮捕に関する別件基準説と本件基準説などを中心に検討する。教材61～80頁。	
4 令状による検査・差押え	令状による検査・差押えの諸問題を取り扱う。検査すべき場所の特定、検査場所に居合わせた第三者の身体に対する検査の可否、コンピュータ・電磁的記録媒体の差押、差押えに代わる措置などを中心に検討する。教材81～101頁。	
5 逮捕に伴う検査・差押え	逮捕に伴う無令状検査・差押えの諸問題を取り扱う。無令状の検査・差押えが許される理由、検査の許される場所的範囲、差押えの許される証拠、逮捕の現場に居合わせた第三者の身体の検査の可否、最寄りの場所における被逮捕者の身体・所持品の検査の可否などを中心に検討する。教材102～119頁。	
6 おとり検査、接見交通	おとり検査の適法性と接見交通権について取り扱う。おとり検査の適法性(違法性)の根拠、その判断枠組み、違法なおとり検査の効果、接見指定の要件、指定内容の適否と初回接見などを中心に検討する。教材120～134頁。	
7 一部起訴、訴因の特定	一罪の一部起訴と訴因の特定の問題を取り扱う。一罪の一部起訴の可否、一部起訴につき合理的な理由がない場合、親告罪の一部起訴、訴因の特定、訴因の特定と求釈明、日時・場所・方法等の概括的記載などを中心に検討する。教材135～157頁。	
8 訴因変更	訴因変更の要否と可否の問題を取り扱う。訴因変更の要否、縮小認定と訴因変更の要否、公訴事実と訴因、公訴事実の同一性などを中心に検討する。教材158～178頁。	
9 証拠の関連性と法律上の推定	科学的証拠や類似事実証拠の排除等証拠の関連性と法律上の推定に関する問題を取り扱う。科学的証拠の証拠能力、DNA型鑑定結果・臭気選別結果と証拠能力、挙証責任の所在、「法律上の推定」規定と利益原則、「挙証責任の転換」規定と利益原則などを中心に検討する。教材148～205頁。	
10 自白の証拠能力	自白の証拠能力を取り扱う。自白法則の存在理由、約束による自白の証拠能力、不任意自白に由来する派生的証拠の証拠能力、反復自白の証拠能力などを中心に検討する。教材206～225頁	
11 伝聞法則1	伝聞の意義等、伝聞法則の基本問題を取り扱う。伝聞証拠の意義、伝聞証拠排斥の根拠、現在の心理状態を述べる供述、領収書の証拠能力、犯行計画メモの証拠能力などを中心に検討する。教材226～243頁。	
12 伝聞法則2	伝聞例外の基本問題を取り扱う。「手続的正義の観点から公正さを欠く」の意義、321条1項2号の要件論、証人尋問決定後の退去強制と手続的正義の観点からの不公正などを中心に検討する。教材244～255頁。	
13 伝聞法則3	伝聞例外の応用問題を取り扱う。再伝聞の要証事実、再伝聞の許容性などを中心に検討する。教材256～264頁。	
14 違法収集証拠の排除法則	違法収集証拠の排除法則を取り扱う。違法収集証拠排除の根拠、排除の要件・考慮要素、申立適格、外国の検査機関が獲得した証拠の許容性、「違法性の承継」論、違法性承継の要件などを中心に検討する。教材265～293頁。	
15 択一的認定、その他	択一的認定や判決の効力等を取り扱う。明示的択一的認定の可否、論理的択一・心証上の択一お、包摂関係と予備的認定、同一構成要件内の事実の択一的認定、控訴と移審効、いわゆる「攻防対象論」などを中心に検討する。教材294～304頁	

科目名	刑事訴訟法演習Ⅱ	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 梅田 豊
1. 授業の概要	刑事訴訟法に関する事例問題を素材として、法的論理的思考と表現能力を養うことを目的とする授業である。さまざまな事実の中から刑事手続上の重要な問題を抽出し、その問題を原理・原則に基づいて分析・検討した上で、法的な判断を下し妥当な結論を導き出す論理的思考能力と表現力を磨きあげる。				
2. 到達目標	本授業においては、刑事手続の基本的な構造・概念・流れ等の理解を前提として、具体的な事例における問題解決能力と表現力を養うことが到達目標である。				
3. 授業の形態	授業の形態は演習であるが、受講者全員が事前に各回の事例問題について解答を準備し(事前提出を義務とする)、各回の授業では、各自の解答を素材として、適宜学生相互にまたは学生と教員との間で質疑・応答を行う中で問題点を明確にし、双方向・多方向での議論により、理解を深めていくようとする。				
4. 教科書	教科書は特に指定しない。授業計画に記載の事例問題を毎回配付する。				
5. 参考文献	必要な参考文献等については、授業中に適宜指示する。				
6. 評価方法	法務研究科の統一評価基準に従い、平常点40点、学期末試験60点とし、その合計点で評価する。平常点の内訳は、授業態度20点(出欠席、授業中の応答、質問等を含む。)、レポート20点とする。				
7. 予習・復習 その他	各回の事例問題について解答を事前に提出することを求める。復習事項は、各自の理解度によって異なり得るが、特に重要なポイントについては、各回の授業終了時に指示する。 オフィス・アワーについては、別途指定する。それ以外でも、随時質問・相談等には応じる。事前にメール(umeda@dpc.agu.ac.jp)等でアポイントを取ることが望ましい。				

授業計画

項目	内	容
1 職務質問・所持品検査、任意捜査の限界	職務質問・所持品検査の適法性判断基準と任意捜査の限界に関する判断基準とに関わる事例問題を検討する。適法性判断基準として、最高裁判例が示すものは、「必要性、緊急性、相当性」であるが、それを具体的な事例のなかで該当事実を適切に摘示して論じることが要求される。	
2 逮捕	逮捕の適法性、再逮捕の可否に関する事例問題を検討する。逮捕の要件としての理由(相当な嫌疑)と必要(逃亡・罪証隠滅のおそれ)についての正確な理解を前提に、事例の中に示されている具体的な事実を適切に摘示しつつ論じることが求められる。	
3 別件逮捕・勾留	別件逮捕・勾留と余罪取調べの適法性に関する事例問題を検討する。別件逮捕の違法性判断基準として、別件基準説と本件基準説の対立があり、近時のいわゆる実体喪失説も有力であるが、各説の判断枠組みの違いを意識しつつ、自説を展開した上で具体的な事実にあてはめていくことが求められる。	
4 捜索・差押え	検索・差押えの諸問題に関する事例問題を検討する。特に、検索現場への立入りに際して、令状呈示前の解錠措置等が許される場合がありうるのか、その場合の法的根拠は何かについて、令状呈示の意義を踏まえつつ検討することが求められる。また、検索現場に居合わせた第三者の身体・所持品への検索の可否についても検討する。	
5 一部起訴	一部起訴の適法性に関する事例問題を検討する。一部起訴が許される場合とその法的根拠について、具体的な事例を踏まえて、論じることが求められる。	
6 訴因変更1	訴因変更の要否とその手続に関する事例問題を検討する。訴因変更の要否については、従来の具体的な防禦説と抽象的防禦説の対立があった中で、平成13年の最高裁判決は、審判対象の画定と被告人の防禦の観点とを区別する新たな判断枠組みを提示している。同判例の意義についての正確な理解が要求される。	
7 訴因変更2	訴因変更の可否の判断基準(公訴事実の同一性)に関する事例問題を検討する。公訴事実の同一性の判断基準については、判例はいわゆる基本的事実同一説を取り、事実関係の共通性と非両立性の二つの判断基準を提示しているが、それを具体的な事例の中であてはめ検討することが求められる。	
8 違法収集証拠	違法収集証拠排除法則に関する事例問題を検討する。違法収集証拠の排除法則については最高裁判所の昭和53年判例の判断枠組みが基本的な前提であるが、その正確な理解を前提として、近時違法な先行行為の(それ自体は適法に見える)後行行為への波及効果が問題になるケースが現れている。その問題を具体的な事例の中で検討することが求められる。	
9 自白	自白の証拠能力に関する事例問題を検討する。自白排除法則の理論的根拠として、従来の最高裁判例は、基本的に任意性説を探ると理解されているが、近時下級審の裁判例の中で、違法収集自白として排除する考え方も有力視されている(いわゆる総合説)。それを踏まえて、具体的な事例の中で、自白排除の根拠を論じることが求められる。	
10 伝聞	伝聞と非伝聞、弾劾証拠等に関する事例問題を検討する。伝聞と非伝聞の区別については、要証事実(立証趣旨)との関係を常に意識しておく必要があるが、具体的な事例の中で、それを明確に理解しているかを問う。	
11 伝聞例外1	伝聞例外特に検面調書の証拠能力に関する事例問題を検討する。いわゆる検面調書(刑訴法321条1項2号書面)については、伝聞例外として証拠能力が認められる場合の要件がやや複雑である。同号前段の供述不能要件、後段の相反供述、相対的特信情況の考慮要素等、各要件の正確な理解が要求される。	
12 伝聞例外2	伝聞例外特にいわゆる実況見分調書の証拠能力に関する事例問題を検討する。実況見分調書については、刑訴法321条3項により伝聞例外として証拠能力が認められるというのが判例・通説であるが、その記載内容によっては、さらに刑訴法321条1項3号(同322条1項)の要件が要求される場合がある。その点についての正確な理解を具体的な事例の中で検討する能力が求められる。	
13 応用事例1	検査と公判に関わる応用的事例問題を検討する。検査手続の違法が公判に影響する場面として、問題となりうる例としては、違法な証拠収集手続によって得られた証拠の証拠能力が問題とされるケースが挙げられる。具体的な事例の中で、この問題を検討する能力を問う。	
14 応用事例2	検査と公判に関わる応用事例問題を検討する。違法な身柄拘束下で自白がなされた場合に、当該自白の証拠能力が問題になる場合がある。具体的な事例の中で、分析・検討する能力を問う。	
15 応用事例3	検査と公判に関わる応用事例問題を検討する。訴訟条件の欠落が公判段階で判明した場合に、手続的な処理として問題になる論点について、具体的な事例の中で検討する能力を問う。	

科目名	法曹倫理	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 浅賀哲・岩井羊一 國田武二郎
1. 授業の概要	法律の専門職としての責任の重大さを知り、その業務遂行上遵守すべきルールを会得できるように、具体的なケースを取り上げ、討議させる。討議させる素材は、弁護士法や弁護士職務基本規程との抵触が問題となつたケースや、法律家の法的責任が問われた裁判例などである。それらのケースでは、いかなる法的責任が問われ、何が倫理的準則違反とされるのかを、討論を通じて認識させることにより、利用者・国民から信頼される法律家となるための知識と素養を身につけさせることを目的とする。他の実務基礎科目的授業において取り上げられる事例問題の中にも法曹倫理が問われる例があることを認識できるように、授業を進める。				
2. 到達目標	法律の専門職としての責任の重大性を知り、その業務上遵守すべき基本ルールを会得する。				
3. 授業の形態	受講生は、予習として、事前に与えられた設例・設問・課題について、教科書の該当部分を熟読し、検討したうえ授業に臨むこと。授業では、これらの予習を前提とし、単なる講義形式ではなく、教員の発問に答えさせたり、あるいは討論を行うことにより、法曹倫理に対する理解を深化させる。				
4. 教科書	<p>『法曹の倫理第2版』森際康友編、名古屋大学出版会発行 この教科書は、事前学習書として用いるものであって、これをそのまま講述することはない。受講生は、講義の各テーマについて、この教科書を事前に熟読し、指示された設問、参考文献、資料についても予習した上で授業に臨むこと。 日弁連弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程 第2版』日弁連発行</p>				
5. 参考文献	「ABA法律家職務模範規則」第一法規				
6. 評価方法	授業中の発言・態度(10点)のほか、講義で取り上げられた問題点のポイントをまとめたポイントノートを作成提出(3回)させ、知識が身についているかどうかを確認する小レポートを作成提出(3回)させる(計30点)。さらに、学期末に論述式の試験を行う(60点)。試験は、与えられた設例について、法曹倫理上の問題点を的確に指摘し、その問題点について、いかに対処すべきかを論理的かつ説得的に説明できているかどうかを評価のポイントとする。 なお、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。				
7. 予習・復習 その他	予習事項としては、教科書の該当箇所について精読をして、設例について考えをまとめておくこと。 復習事項としては、授業のポイントを再度検討して、設例を解きなおしておくこと。				

授業計画		
項目	内	容
1 ガイダンス、弁護士の専門職責任総説	1)コースの概要説明、班分けの上、班活動などの授業方法、成績評価についての説明。 2)法曹倫理の概念と意義を理解させるための全体概観。公共性の革新、信頼される司法の理念、法律職の専門職責任を理解させる。	
2 弁護士の専門職責任—利益相反(1)	職務を行い得ない事件としての利益相反の意義、特別関係の告知及びこの場合の措置、相談者・依頼者を相手方とする事件、相談者の相手方からの依頼による他の事件、複数当事者間の利害調整、複数当事者から受任する事件。	
3 弁護士の専門職責任—利益相反(2)	職務を行い得ない事件としての利益相反について、さらに詳しく考察。	
4 弁護士の専門職責任—守秘義務(1)	事例研究を通して弁護士の守秘義務の諸類型と問題性格を理解。守秘義務に関する弁護士法等の規定。	
5 弁護士の専門職責任—守秘義務(2)	弁護士の守秘義務について、さらに詳しく考察。	
6 檢察官の専門職責任	検察官の職務、検察官の独立性と身分保障、検察官の組織と服務、検察官の役割に関する理論状況、検察官の専門職責任を考察。	
7 刑事弁護倫理(1) —弁護士の誠実義務と真実義務	刑事訴訟に於ける弁護人の役割、誠実義務と秘密保持義務、真実義務。	
8 刑事弁護倫理(2) —国選弁護	弁護士と被害者との関係、弁護士と第三者との関係弁護士と裁判官との関係、弁護士と検察官との関係などを考察。	
9 弁護士の誠実義務と真実義務(民事)	事例研究を通して、誠実義務、真実義務の諸類型と節度の問題性格を理解する。	
10 依頼者、事件の相手方、他の弁護士、裁判所との関係	相手方本人との直接交渉、第三者との折衝等、相手方からの利益供与、相手方・相手方代理人等に対する利益供与、弁護士の相手方・第三者に対する責任、他の弁護士との関係、裁判所との関係に関わる主要問題を考察。	
11 弁護士の業務形態、共同事務所と弁護士倫理	経営者、組織人、公共人という弁護士の3つの専門職責任、活動の規制緩和と自律、欧米との比較等を考察。弁護士事務所の経営、管理責任、業態の多様化、営業活動の制限と緩和、「非弁提携」等を考察。	
12 弁護士の報酬問題、金品の返還に関する問題	弁護士の報酬問題、金品の返還に関する問題を考察。預かり金規定の習得。	
13 弁護士自治、弁護士の公益活動、弁護士倫理総括	公共:広報などアクセスの保障、プロボノ活動、政策形成への寄与など。 総括は、弁護士職務基本規程の問題点・規定内容の解説を報告・発表し、討論するなどして講義全体の総括をし、教員による総合的講評を受ける。	
14 裁判官倫理	現行制度に至るまでの歴史的考察、実定法の解釈として、裁判官倫理を巡っての具体的論争、裁判官倫理について考察。	
15 期末試験	期末試験の実施。	

科目名	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 國田武二郎・浅賀 哲 岩井 羊一
1. 授業の概要	刑事事件について、①弁護人の事件受任から終結までの弁護活動、②検察官らの捜査活動、検察官の起訴及び公判活動、さらには③対応する裁判所の裁判運営等を対象に取り上げ、ケースメソッドないしプロブレムメソッド方式で、法律家に求められる刑事事件処理の基本的技能を習得させ、法曹三者それぞれの役割と責任について自覚を持たせる。			
2. 到達目標	刑事裁判実務、検察実務、刑事弁護実務についての理解を深め、教科書で学んだ知識が実務の中でどのように生かされているかを体得してもらう。			
3. 授業の形態	模擬事件記録教材を使用し、刑事訴訟を動態的に把握とともに、検察官・弁護人・裁判所の訴訟活動・事件処理のあり方について研究し、法律文書作成の基礎的訓練をする。社会的事象から的確な事実摘示、法的評価ができるように、ケース研究をする。さらに、上記教材を使用する過程において、実務で使われた資料等も提供し、基礎的訓練をより実務に近い形で学ばせるように工夫し、実務家になった後もその資料等が活用できるようにする。			
4. 教科書	『検察講義案』司法研修所検察教官室編、法曹会発行 『刑事弁護実務』司法研修所編、日本弁護士連合会発行 『同別冊書式編』司法研修所編、日本弁護士連合会発行 『刑事判決起案の手引』司法研修所編、法曹会発行 『刑事第一審公判手続きの概要(平成21年版)』司法研修所監修、法曹会発行 『事件記録教材(強盗致傷被疑事件記録)』法務総合研究所発行 以上の他、必要に応じて、適宜その都度、指示する。			
5. 参考文献	『刑事訴訟法講義(第3版)』池田修・前田雅英著、東京大学出版会発行 『刑事訴訟法(第2版)』渡辺直行 成文堂発行 『刑事訴訟法(第5版)』白取祐司 日本評論社発行			
6. 評価方法	1)授業態度－授業中の質疑に対する応答、質問・発言など受講態度－10点 2)事件記録教材に基づく起訴状、論告要旨等の検察官活動起案－30点 3)事件記録教材に基づく弁論要旨など弁護活動文書の起案、刑事弁護問題に関するレポート－30点 4)刑事事件記録教材に基づく判決起案－30点 なお、定期試験を実施しないので、再試験も実施しない。また、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。			
7. 予習・復習 その他	予習については、授業計画に沿って進める関係から事前に学生には、教科書で読む範囲を指定し(例えば、検察講義案1頁～21頁、刑事弁護実務1頁～24頁等)、読みこなしたという前提で、実務での実際の状況を指導するという方法を取るつもりである。このため、実務で実際に使用されている資料なども配布する予定である。 復習については、学んだことをどれだけ理解しているかを知るため、レポートを提出させたり小テストを実施する予定である。 実務科目であるが、かなり実体法や手続法も勉強しないと理解できないこと、したがって、1、2年次生の間で基本書等で学んだ基礎知識が重要であることを知らしめるつもりもある。			

授業計画

項目	内 容
1 総論	全15講で講義する「刑法法実務演習Ⅰローヤリング」の概要と講義計画を理解させるとともに、裁判官出身、検察官出身、弁護士の各教員から刑事手続における裁判官、検察官、弁護人の役割と責任についてその経験を踏まえて語ってもらい理解させる。
2 逮捕・勾留時の弁護活動	被疑者接見、捜査官面接、勾留理由開示申立、勾留等に関する不服申立等、逮捕、勾留時の弁護活動及びそのために必要な手続書類の作成等の指導、さらに、被疑者に対する黙秘権を含む防御のための諸権利の教示等及び被疑者との迅速な接見交通権等の弁護活動について理解させる。
3 刑事事件の受任時の任務と技術	刑事事件の受任手続と、任意・強制捜査時、起訴前後、第1審判決宣告後の各段階における事件受任に当たって弁護士に必要とされる基本的技術を習得させる。
4 起訴後第1回公判期日前の弁護活動	弁護人が身柄拘束中の被告人との接見の機会を確保し、保釈等身柄の釈放に務め、被告人と密接な打ち合わせを遂げつつ、検察官手持ち証拠の開示を交渉・実現して検察官の証拠を検討し、被告人に有利な証拠を収集し、起訴状を吟味し、弁護方針を決定し、事案によっては被害者等との示談等の交渉に努めるという弁護人の活動を具体的に理解させる。
5 刑事弁護人の役割と責任	弁護士が果たすべき公益的役割:国選弁護(被疑者・被告人)、当番弁護、即決裁判弁護等を考え、日本司法支援センターの役割について考察する。
6 起訴状等、証明予定事実記載書、冒頭陳述書、証拠申請書	検察官が事件について必要な捜査を遂げた後、起訴、不起訴を決定することの意味合い、並びに、事案に即して、照明予定事実記載書、冒頭陳述書、証拠申請書等を作成するなどして公判審理の準備をする、という段階の検察官の活動を理解させる。起訴状起案講評予定。
7 検察官の捜査活動及び捜査に対する裁判官の司法的抑制	検察官が検察事務官及び司法警察職員に指示・指揮し、あるいは自ら被疑者・参考人の取り調べを行うなどして犯人及び証拠の発見・収集・保全に努め、また裁判官が検査官の各種令状請求(勾留状を含む)を審査して、司法的抑制の機能を果たしていることを理解させる。なお、捜査における検察官と警察の姿勢の違いについて理解させる。
8 公判期日における検察官、弁護人の訴訟活動(その1)	被告人に対する裁判所の人定質問、検察官の起訴状朗読、裁判所の黙秘権の告知、被告人・弁護人の罪状認否、検察官の冒頭陳述・証拠調べ請求、これらに対する弁護側の認否、裁判所の証拠決定とその施行までの公判手続きの流れを習得させる。
9 公判期日における検察官、弁護人の訴訟活動(その2)	証人尋問に関する刑訴規則及び尋問技術を解説し、犯罪事実ないし情状に関する証人尋問の実際、被告人質問の実際をDVDを上映するなどして理解させ、その理論と技術を習得させる。
10 裁判員制度と公判前整理手続 被害者参加制度の意義	裁判員制度及び公判前整理手続並びに被害者参加制度をDVDを上映するなどして説明。特に、被害者参加制度の刑事裁判における役割については、十分習得させる。
11 実務証拠法、事実認定論、量刑論	裁判で最も重要な事実認定について、その基礎をなす証拠法の実務的知識及び証拠による事実認定の手法を習得させ、さらに量刑を巡る諸問題について、検討する。
12 法廷傍聴	刑事裁判公判期日における各手続きの運用状況を傍聴し、従前の講義で習得した理論と技術の理解を深める。なお、法廷傍聴にあたっては、その感想等を書かせて、刑事実務Ⅱとの連動性を持たせる。
13 検察官、弁護人の最終意見陳述	検察官の論告・求刑及び弁護人の最終弁論の機能、効果、実情を学び、具体的な事例について班ごとに起案させた論告要旨、弁論要旨を講評する。
14 上訴と弁護活動	上訴審である控訴審及び上告審の構造、機能を理解し、その構造、機能に沿った効果的な弁護活動と控訴趣意書及び上告趣意書の作成を考える。
15 刑事裁判手続の実際	司法研修所作成の刑事模擬裁判DVDを見て刑事裁判手続を再確認させ、刑事実務の全体の理解を深めるようにさせる。

科目名	開講学期 秋学期	単位数 1単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 國田武二郎・浅賀哲 岩井羊一
1. 授業の概要	第2講ないし第4講では、刑事判決書の書き方、事実認定の訓練、訴因変更の可否・要否などについて研究をする。第4講後半では模擬裁判の最終準備をし、第5講以降は、模擬法廷教室を法廷にみなし、法律基本科目や刑事法総合演習で習得した学識や技術を発揮する訓練を、模擬裁判の形式で行う。受講生は、授業開始前に、学習室を検察官執行室や法律事務所とみなして、十分な訴訟(準備)活動をしておかなければならぬ。模擬裁判の検察官役、弁護人役の受講生は、第1講に、事前指導を受け、起訴状、冒頭陳述書、証拠調べ請求書、求釈明書、事実認否書、証拠に対する意見書などの草案を作成すること。裁判官役は、刑事訴訟手続の流れについての研究をしておくこと。			
2. 到達目標	刑事裁判における裁判官、検察官、弁護人の役割を通して、刑事訴訟の理解を深める。			
3. 授業の形態	第1講では検察・弁護・裁判官役に分かれて模擬裁判準備方法を指導し、第2講前半では刑事判決の書き方を解説し、第3講前半(約1時間)では判決即日起案、第4講前半では判決起案講評を行う。第2講ないし第4講後半では、刑事模擬裁判の準備指導を行う。			
4. 教科書	『刑事尋問技術』山室恵編、ぎょうせい発行 『刑事判決の手引(平成19年度版)』司法研修所編、法曹会発行 『刑事訴訟第一審手続の概要』司法研修所編、法曹会発行 『検察講義案』司法研修所検察教官室編、法曹会発行 『刑事弁護実務』司法研修所編、日本弁護士連合会発行 『刑事弁護実務(別冊書式編)』司法研修所編、日本弁護士連合会発行 判決起案教材－刑事裁判記録教材－司法研修所編、法曹会発行 模擬裁判事件記録教材－別途配布する。			
5. 参考文献				
6. 評価方法	1)授業態度－授業中の質疑に対する回答など－20点 2)模擬裁判活動、その活動結果をまとめたレポート(模擬裁判において果たした役割、工夫・研究し、学んだことの報告)－30点 3)刑事判決即日起案－50点 なお、定期試験を実施しないので、再試験も実施しない。また、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。			
7. 予習・復習 その他	模擬裁判が円滑に進行し、学習したことが模擬裁判を介してより深く理解して貰えるためにも、予習については、十分指導したいと考えている。そのために、裁判官役の学生には岩井特任教授、検察官役の学生には國田教授、弁護士役の学生には浅賀教授がそれぞれ個別につき、各役割の果たすべき訴訟行為について、実践ながらの指導を行うつもりである(例えば、検察官役に対して起訴状・冒頭陳述・証拠関係カード、証人尋問の仕方など、弁護人役に対しては求釈明、冒頭陳述、被告人質問の仕方など、裁判官役に対しては、訴訟の進め方、異議に対する対応の仕方、判決書の書き方など)。 そして、復習は、判決後、指導教官らの講評を介して自己の役割分担が遂行できたかどうか、再検討させて刑事訴訟手続の流れについて理解を深めさせるつもりである。			

授業計画

項目	内	容
1 刑事模擬裁判事前準備指導等	検察官役の受講生に、起訴状、冒頭陳述書、証拠調べ請求書等の作成方法等を指導し、弁護人役の受講生には、求釈明書、罪状認否諸、冒頭陳述書、検察官請求証拠に対する意見書の作成方法等を指導し、裁判官役の受講生には、刑事第1審公判手続の流れ、訴訟指揮方法について指導する。なお、この指導は、秋学期後半の授業開始前に、時間割に示した曜日・時限以外の指定日時をもつて実施するので、電子掲示板等に十分留意すること。	
2 刑事判決の書き方の解説	刑事判決の書き方解説(約40分)。刑事模擬裁判準備一起訴状・証拠調べ請求書提出、証拠開示等(弁護人宛)(約50分)	
3 刑事事件判決起案	刑事判決即時起案(約60分)(刑事裁判記録教材－法曹会発行使用予定)、刑事模擬裁判準備－弁護団から検察官請求証拠に対する意見連絡、検察官冒頭陳述書提出(約30分)	
4 刑事事件判決起案の講評、模擬裁判準備指導	刑事判決即日起案講評(30分以内)。刑事模擬裁判直前指導－証人尋問(検察官役担当)、被告人質問(弁護人役担当)事前テスト、弁護団冒頭陳述書・証拠調べ請求書提出(約60分)、裁判官役は、訴訟指揮方法について指導を受ける。	
5 刑事模擬裁判第1回公判	刑事事件公判冒頭手続(書証・証拠物取調べを含む)、目撃証人調べ。検察官役は目撃者の証言の信用性が増す尋問を、弁護人役は弾劾する尋間に心掛けること。また、証人尋問に際して異議の出し方にも検討すること。現場図面なども活用する。	
6 刑事模擬裁判第2回公判	被害者証人調べ。検察官は被害者の証言の信用性が増す尋問を、弁護人は弾劾する尋間に心掛けること。異議の出し方にも検討すること。現場図面なども活用する。	
7 刑事模擬裁判第3回公判	被告人質問、論告、弁論。弁護人役は、被告人質問を通して無罪主張の説得性を持たせるような質問に工夫すること。検察官役は、被害者や目撃者の証言内容と矛盾することを鋭く追及するよう工夫する事。	
8 刑事模擬裁判判決宣告公判	刑事模擬裁判判決宣告、討論、講評	

科目名	外 国 法	開 講 学 期 秋 学 期 (集中)	単 位 数 2 单 位	対 象 年 次 2(既1)年次	担 当 者 名 建 石 真 公 子
1. 授業の概要	<p>この授業は、フランス憲法の原理や構造、違憲審査制や人権保障の仕組みを学びつつ、グローバリゼーションを背景とした国民主権、違憲審査制、人権保障の現代的変容について学ぶ。近代西欧の憲法原理を輸入した日本国憲法についても、フランスと対比させつつ同様の問題を考えていく。</p> <p>フランスは、近代立憲主義憲法の生成期に、アメリカ憲法と並びいち早く「人権宣言」および「近代憲法」を制定した最初の国の一である。しかし、20世紀末からは、EUとの関連で、国の主権に対する制限を受け入れるために何度も憲法を改正してきている。また人権保障の面でも、近年はヨーロッパ人権条約の影響を強くうけており、ヨーロッパ人権裁判所の判例によって人権保障や違憲審査、議会の権限は大きな制約を受けている。すなわち現在のフランスの人権保障は、ヨーロッパ人権裁判所とフランスの憲法裁判所である「憲法院」の違憲審査との「対話」によって、進展してきているといえる。</p> <p>授業では、まずこれまでに16の憲法を制定してきたフランスの憲法史をたどりつつ、近代憲法原理について学ぶ。第2に、統治機構と日本とは異なる司法制度を理解する。第3に、個別の人権保について理解しつつ人権の裁判的保障として「違憲審査」と「条約適合性審査」が並立する状況に関して学ぶ。これらの検討には、常に、日本国憲法における違憲審査や人権保障の理解を確認しながら進めていく。</p>				
2. 到達目標	<p>フランス憲法に関して、第1に、国民主権概念の変遷を理解する。第2に、個別の人権の概念について、日本国憲法との異同を理解する。第3に、人権保障の在り方について、違憲審査と司法及び行政裁判所による保障との並立状況について理解する。第4に、フランスの人権保障に対するヨーロッパ人権裁判所判決の影響に関して理解する。</p>				
3. 授業の形態	<p>(1) 受講生は、講義を受講するまでに、準備として、各回のレジュメ、判例のコピーを読み、レジュメに付された設問に答える。</p> <p>(2) いくつかのテーマ終了後、随時中間テストを行うので、基本的な概念、判例や法理論等を復習しておくこと。</p> <p>(3) 授業の人数によっては、ディスカッションを取り入れつつ、理解を深めていく。</p>				
4. 教科書	<p>1. レジュメ及び判例のコピーを講義前に配布する。</p>				
5. 参考文献	<p>1. 『解説世界憲法集』三省堂、2010年。</p> <p>2. ヨーロッパ人権裁判所の判例、信山社、2008年。</p> <p>3. 『フランスの憲法判例II』信山社、2013年。</p> <p>4. 辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』三省堂、2013年</p>				
6. 評価方法	<p>平常の講義への参加度、複数回の中間テストによって評価。なお、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>予習としては、事前にレジュメを配布するので、授業の前に目を通しておくこと。また、レジュメに付した設問の準備をしておくこと。</p> <p>復習としては、レジュメや配布判例について理解するために、日本国憲法における同じ概念(たとえば国民主権や民主主義等)との比較ができるように意識して勉強すること。</p>				

授業計画

項目	内 容
1 フランス憲法の歴史	1789年の革命によって制定された「人と市民の権利宣言」以降、フランスは、さらに3つの革命を経て、現在までに16の憲法を制定している。 フランス革命時から現在まで、共和制、立憲君主制、王政を繰り返したフランスの憲法制度について概観する。
2 第5共和制憲法の制定とその特徴	1958年第5共和制憲法は、アルジェリア戦争の泥沼の中から、ド・ゴールによって制定されたものである。当初、国の「主権」が、大統領権限の強化として運用されていた憲法が、しかし、1990年代からEUによる主権の制限を認めていく。 ヨーロッパ統合との関係で、フランスにおける主権概念が変遷していく状況を理解する。
3 人権保障の仕組み	憲法上、フランスの人権保障は、1789年人権宣言、1946年憲法前文、憲法本文における平等や人身の自由、等によって構成されという特徴を有している。ほとんどの実定法的な権利は、憲法裁判所である「憲法院」によって明らかにされてきたが、1974年のヨーロッパ人権条約の批准以降、裁判所における人権救済は、その重要性をヨーロッパ人権条約に移している状況を理解する。
4 司法制度と違憲審査	フランスの司法制度は、歴史及び国民主権概念を理由として、日本とは大きく異なる二元性を採用している。二元性とは、司法裁判所(門司・刑事)と行政裁判所を指すが、近年、違憲審査を行う憲法院が、事後的な違憲審査を開始したために、二つの裁判所と違憲審査とが交錯することとなつた。人権保障の観点から、これらの司法制度と違憲審査制について学ぶ。
5 条約適合性審査	フランスでの人権保障の中心となっているヨーロッパ人権条約の適用に関して、各裁判所における「条約適合性審査」について学ぶ。憲法と条約の関係という統治機構と、人権保障の双方に関連する課題であり、国民主権と人権保障とが対立する場面であることを理解する。
6 尊厳と自己決定	人権の中核は、「尊厳」である。第2次世界大戦中、ナチスドイツによる虐殺と「人体実験」の経験から、「尊厳」は、精神だけでなく「身体」も重要な内容となってきた。 フランスの人権論における「尊厳」の尊重について、生命倫理に関する課題を理解する。
7 中絶の権利と人格権	1970年代からヨーロッパでは中絶法が制定され、中絶が合法化された。 フランスも1975年に中絶法が制定されて以来、「中絶の権利」に関して、憲法判断、条約適合性判断がなされている。「生命の保護」との関係で、どのような位置付けがなされているのか、理解する。
8 信教の自由と政教分離表現の自由	近年のフランスの、スカーフ禁止法の制定は、社会的に大きな反響を呼んだ。 厳格な政教分離を採用するフランスにおける、信教の自由と政教分離について理解する。
9 表現の自由	1990年～2000年代にかけて、フランスでは「歴史の記憶」法をめぐり大きな論争が提起された。 これらの法律は、「ガス室はなかった」のような表現を処罰するものである。 日本やアメリカのような、完全な表現の自由を保護する国と、ヨーロッパ諸国のような「特定の表現」に関する禁止規定を持つ国とを比較し、表現の自由保護について考える。
10 外国人の権利	フランスにおいて、現在、北アフリカのマグレブ諸国出身者(イスラム教信仰の国の出身者)が300万人に至ろうとしている。人口5000万人のフランスにとっては高い割合と言えよう。 そのため、外国人の権利や差別禁止について、1970年代から大きな問題を提起し続けている。法的問題と現状について理解する。
11 セクシュアル・マイノリティの権利	フランスでは、2000年にPacs法が制定され、同性を含む婚姻類似の契約が可能となった。また性同一性障害者に関しても、戸籍に性別記載変更に始まり、婚姻が認められている。そして現在は、2013年に同性婚法が制定され、同性婚が認められるようになり、「同性愛者のカップルが養子を迎えることは可能か」が憲法問題となっている。プライヴァシーと平等の観点から考えていく。
12 平等	平等は、どの国でも難しい概念だが、フランスも同様に、性差別や少数者差別について裁判で争ってきた歴史がある。 憲法上の平等の解釈、人権条約の影響などによる平等の進展について学ぶ。
13 公正な裁判を受けれる権利	フランスは、大陸法の国として、刑事手続きにおいて「手続き」保障をしていない。 そのため、19世紀に制定された刑事法は、人権保障の観点からは多くの問題を含んでいる。 違憲審査、ヨーロッパ人権裁判所判決等により少しづつ改善されつつある状況の中から、公正な裁判とは何かを考える。
14 ヨーロッパにおける人権保障とヨーロッパ人権裁判所	ヨーロッパ諸国について、ドイツ、スペインを取り上げ、違憲審査、ヨーロッパ人権裁判所の影響などから、人権保障の現状について学ぶ。
15 まとめ	授業で明らかにされたフランスおよび諸外国における裁判を通じての人権保障について、全体像をつかむ。日本国憲法との異同についてディスカッションする。

科目名	発達心理学	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
		春学期	2単位	2(既1)年次	二宮克美
1. 授業の概要	<p>この講義は、発達心理学の基礎・基本を50のキーワードを通して理解してもらうものである。まず、発達心理学の歴史と変遷の要点を、また発達心理学の研究技法や研究アプローチの要点を理解することを目標とする。次に、発達心理学の理論にとって基本的な重要事項に触れる。その後、誕生から幼児期まで、児童期、思春期・青年期、成人期から老年期までの4つの区分で、人間の誕生から死にいたるまでを一貫してながめる生涯発達心理学の視点に立って、重要なキーワードを理解していく。</p> <p>受講生は、全部で50あるキーワードを分担し、そのキーワードについてA4サイズ1枚にレジュメを作成し、報告することが課せられる。また、他の受講生からの質問を受け付け、回答することが求められる。事前に予想される質問に対して、適切な回答ができるよう準備することが必要である。</p>				
2. 到達目標	人間の一生涯の発達とともに、心理的な変化について概説できるようになること				
3. 授業の形態	<p>授業は、受講生がキーワードについて事前にテキストを読み、その内容などをレジュメにまとめ、発表するという形式を主とする。他の受講生は、その発表について、質問し、議論を深めることが求められる。あくまでの受講生主体の授業形態である。担当教員は、議論を進行させるとともに、回答困難な議題について、必要ならばヒントを与え、受講生の知識レベルの向上を目指す。</p>				
4. 教科書	子安増生・二宮克美(編)『キーワードコレクション 発達心理学(改訂版)』(新曜社、2004年)				
5. 参考文献	<p>二宮克美・子安増生(編)『キーワードコレクション パーソナリティ心理学』(新曜社、2006年) 子安増生・二宮克美(編)『キーワードコレクション 心理学フロンティア』(新曜社、2008年) 二宮克美・子安増生(編)『キーワードコレクション 教育心理学』(新曜社、2009年)</p>				
6. 評価方法	<p>法務研究科の採点評価方法(統一評価基準)に従い、平常点20点、中間試験20点、学期末試験60点とし、その合計点で評価する。平常点の内訳は、授業態度(出欠席、授業中の応答、質問等を含む)15点、課題レポート5点を基本とする。なお、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。また、中間試験は、レポートあるいは口述によるものとし、9回目に実施予定である。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>第1回目の授業の時に受講生が担当するキーワードを決める。そのキーワードが書いてある4ページを事前に読み、レジュメを作成する。その作成のために予習時間が必要となる。また、発表当日質問が出た事項について、次回までに調べてくることが求められる。いずれにせよ、予習・復習には各1時間程度が最低でも必要になるであろう。</p>				

授業計画		
項目	内 容	
1 イントロダクション(導入)	発達心理学に関する基礎的知識の確認、授業方針・計画の説明、発達心理学の歴史的概観	
2 発達心理学の研究法(その1)	インフォームド・コンセント、ラポール、フィールド研究、コーホート分析	
3 発達心理学の研究法(その2)	進化心理学的アプローチ、行動遺伝学的アプローチ、文化心理学的アプローチ、生態学的アプローチ、ダイナミック・システムズ・アプローチ	
4 発達の理論的諸問題(その1)	発生／成長、発達段階、知能、熟達化	
5 発達の理論的諸問題(その2)	コンピテンス、社会化、児童観、家族関係	
6 発達の理論的諸問題(その3)	発達障害、発達臨床、6回目までのまとめと質疑応答	
7 誕生から幼児期まで(その1)	出生前心理学、アタッチメント、移行対象、ジョイント・アテンション	
8 誕生から幼児期まで(その2)	児童虐待、視覚的断崖、一語文と言語的制約、頭足人	
9 誕生から幼児期まで(その3)	ファンタジー、遊び、リテラシー・ニューメラシー、幼児期までのまとめと質疑応答<中間試験>	
10 児童期	目撃証言、心の理論、感情調節、友人関係、道徳性	
11 思春期・青年期(その1)	キャリア選択、恋愛と結婚、同一性の危機、時間的展望	
12 思春期・青年期(その2)	向社会性、非社会性、反社会性、摂食障害、ジェンダー	
13 成人期から老年期まで(その1)	親になること、中年、加齢・老化	
14 成人期から老年期まで(その2)	孤独感、死の受容、幸福	
15 まとめ・質疑応答	50のキーワード以外の補足、まとめと質疑応答	

科目名	臨床心理学・カウンセリング	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
1. 授業の概要	授業の前半は、近年、非常に関心が高まっている「臨床心理学」について、その定義、歴史、心理アセスメント(人間理解)、および心理的支援の代表的理論と方法について一般的な概要を講義し、つづけて私自身が本学心理臨床センターで行っている不登校生徒のためのグループ・アプローチの例と個人面接の実践事例について紹介する。後半は、心理臨床における面接法としてのカウンセリングについて、基礎的な理論と技法を習得することとする。とくに相手の話を共感的に正確に聴き、適切に応答することは、相手への理解が深まるだけではなく、相手自身の自己洞察や心理的成長を促すものとなる。このような心理療法の基礎を、講義や紙上訓練、人数によっては小グループに分かれて、ロールプレイ等をやってみる演習を通して実践的に身につけることが目的である。				
2. 到達目標	臨床心理学がごく身近な実学であることを知り、人間理解の幅を広げ、正常異常等の枠にとらわれない発想と支援的対話が日々の生活の中で自然にできるようになることが目標となる。				
3. 授業の形態	前半は主に講義形式とし、後半は演習形式とする。VTR、パワーポイント、プリント資料等、多様な媒体手段を用い、また全体で相互に討議することで、関心を深めるようにしたい。				
4. 教科書	テキストは用いない。資料はその都度、配布する。				
5. 参考文献	福山清蔵『独習・入門カウンセリング ワークブック』金子書房 池田豊應『人間学的心理学』ナカニシヤ出版 池田豊應「あるエンジニアにおける超越」伊藤義美編(2008)『ヒューマニスティック・サイコセラピー、ケースブック1』第2章 ナカニシヤ出版				
6. 評価方法	毎回、最後の10分間に小レポートを課す。出席状況、受講態度および各回の小レポートの内容により、総合的に評価する。 なお、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。				
7. 予習・復習 その他	授業で新たに提示することが多いので、主に復習に力を注いでほしい。感想、質問等を小レポートとして翌週の初めに提出してもらい、簡単なリプライをしたい。				

授業計画		
項目	内	容
1 臨床心理学概論 定義	臨床心理学の①定義、②現代的意義について、パワーポイントにより概説する。	
2 臨床心理学概論 本質	VTRで河合隼雄氏の「心理臨床の本質」を視聴し、感想を全体でディスカスし、分かち合う。	
3 臨床心理学概論 歴史	古代から19世紀までの今日の臨床心理学の背景になっている歴史について、パワーポイントにより概説する。	
4 臨床心理学概論 理論①	臨床心理学を構成する主要な理論に関して、まずフロイトの「精神分析」の概要について資料を配布し概説する。	
5 臨床心理学概論 理論②	同じ形式でユングの「分析心理学」について学ぶ。	
6 臨床心理学概論 理論③	同じくビンスヴァンガーの「現存在分析」について学ぶ。	
7 臨床心理学概論 理論④	同じくロジャーズの人間性心理学とカウンセリング論（「パーソン・センタード・アプローチ」）について学ぶ。	
8 心理療法の実際① ロジャースの事例	ロジャーズの実践例として、VTRの「グロリア」の事例を視聴、討議する。	
9 心理療法の実際② 担当者の事例紹介 ①	担当者自身の具体的なカウンセリングの実践事例「あるエンジニアにおける超越」を提示し、解説を加える。	
10 心理療法の実際③ 担当者の事例紹介 ②	同じく担当者が20年来、本学の「心理臨床センター」で実践してきた「不登校生徒のためのグループ・アプローチ」について紹介する。	
11 カウンセリング技 法演習 紙上応答 訓練エクササイズ ①	この回より、カウンセリング技法の演習に入る。まずは「障害除去のアプローチ」と「内面へのアプローチ」について考える。カウンセリングにおいては困難を除去したり、課題解決したりするために尽力するような対応ではなく、本人自身が問題を見つめ引き受けることができるようにするための支援が重要であることを学ぶ。	
12 カウンセリング技 法演習 同上②	「感情の反射」の技法について学び、実際に相互にやってみる。人生における心理的危機とそれへの対処について考える。人生においては、障碍を負う、大事な人を亡くすなど解決や回復しない困難も少なくない。本来悲しむべきことを悲しめないと、身体化して心身症になったりする。	
13 カウンセリング技 法演習 同上③	クライエントからの質問とカウンセラーからの質問について考える。	
14 カウンセリング技 法演習 同上④	「葛藤を葛藤として返すこと」の練習。「焦点化」「いいかえ」についても学ぶ。これらのエクササイズは、クライエント本人が真に問題に直面し、悲しみ、苦悩することができるようになるための支援である。	
15 カウンセリング技 法演習 まとめ	紙上応答訓練エクササイズ①～④のロール・プレイング、および会話プロセスの検討を行う。	

科目名	法医学・法歯科学	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
		秋学期	2単位	2(既1)年次	未定
1. 授業の概要	<p>ヒトが社会生活を営むうえで、身体の一部の器官が疾病、外傷、事故などの理由で、一旦欠損消失したのち、補綴とか臓器移植など歯科医学または医学の力によって、その器官が再製され、器官の機能が回復されていることは、人体のなかで多く認められる。確実性の高いことにおいては口腔の歯が一番と思う。</p> <p>欠損消失した歯の一部を修復したり、補綴したりすることは歯科医学特有の学問である。この分野の専門知識により、身元不詳の白骨死体から個人識別が可能となる。個人識別における歯および歯周組織と歯科治療による治療痕を理解し、これらの知識の有用性を事例を基に説明し、これに関する法制度との関連を理解させる。</p> <p>また、近年、児童虐待の歯科的所見、歯科医療過誤あるいは歯科医療事故に関する歯科医師と患者との関係の基礎的知識を説明し、判例を基に具体的に理解を深める。</p>				
2. 到達目標	法医学・法歯科学の目的について説明できる。検視・検案・法医解剖について説明できる。個人識別の意味について説明できる。医療事故・過誤・医事紛争について説明できる。				
3. 授業の形態	授業は、パワーポイントを用い、受講者にはヒトの体の構造・形態を視覚的に理解できるように行う。用語に対しの質問事項は当該時間に理解できないことについては、次回他の資料を基に理解を深める。。				
4. 教科書	高津光洋著 『検死ハンドブック』 南山堂を使用する。				
5. 参考文献	<p>手嶋 豊著『医事法入門』(第2版) 有斐閣アルマ 若松陽子著『歯科医療過誤訴訟の課題と展望—新しい医療の指針を求めて—』 世界思想社 山本勝一著『法医歯科学』 医歯薬出版</p>				
6. 評価方法	法医学・法歯科学の総論についての中間試験を実施し、理解度を確認する。学期末試験は、レポートによるものとし、近年実際に起きた事例を挙げ、その事例の法的意義について記述する。平常点は授業の出席状況、質問発言により評価をする。レポート評価を60点、中間試験を20点、平常点を20点とする。				
7. 予習・復習 その他	各回の講義内容を理解するためのレジュメを配布し、予習は講義計画内容を理解し、予習・復習には1時間程度を目安とする。その他の質問は e-mailで行う。また、法律的に疑問が生じた場合、他の担当教員と討議を行う。				

授業計画

		内	容
1	法歯科学の歴史	日本での法歯科学の歴史はそれほど古いものではない。法歯科学が定着したのは19世紀後半である。その後の法歯科学は歯科医学院等で研究、論文発表が続き、法歯科学が発展してきた。1964年には東京歯科大学内に日本で初めての法歯学研究室が誕生した。これらの経緯について講義を行う。	
2	法歯科学 (Forensic dentistry) の定義	法歯科学は主として歯学に関連した民法上、刑法上の問題となる個人間の争い、つまり、歯科医師と患者との間に生じた医事紛争や各種の裁判上の問題を歯科医学の知識をもって解決することである。また身元不詳の死体から、その死体が誰であるかを個人識別する学問であると定義されることについて講義を行う。	
3	検査および鑑定	検査の対象となるのは、生体と死体である。生体検査は口腔内と口腔外に分けられ、口腔内検査は歯科臨床で行われる診査と同じであり、口腔外検査は咬傷が主なものである。死体検査は、検屍と解剖があり、これらの検査方法について講義を行う。鑑定について、鑑定結果まで、経過を追つて講義を行う。	
4	個人識別 I	個人識別とは、あるヒトが、あるいはある遺体が誰であるかということを決めることがある。そのためには、そのヒトの年齢、性別、人種、職業、血液型、指紋および歯などが決め手となるが、近年ではDNAレベルの個人識別が行われる。個人識別の必要性について講義を行う。	
5	個人識別 II	法歯科学に関する歯科医学の個人識別の事例を挙げ、正常あるいは病的な歯について、あるいは歯列弓の形態、充填物、補綴物による鑑別について講義を行う。	
6	歯の解剖学総論	様々な事件での遺体には歯が歯槽窩から脱落していることが多い。死体発見場所と別の場所から発見された歯を、同一人であるか鑑別を依頼されることがある。そこで歯と歯周組織の基本的構造を理解し、同一人であるかの鑑定についての科学的根拠の講義を行う。	
7	歯の異常と年齢推定と性別判定	生体、死体を問わず、年齢推定は個人識別上重要である。歯から年齢推定する研究は、発生学的、X線学的、組織学的あるいは生化学的検査を用いて行われている。発生学的、組織学的検査について講義を行う。年齢推定の生化学的検査法について講義を行う。また、天災、人災などの災害時のこまぎれの死体や、白骨死体などの個人識別に際し、性別判定は重要な項目であり、歯および全身骨格による性別判定について事例を基に講義を行う。	
8	咬傷と歯痕、職業推定	特定な職業に長期間従事すると、歯に著しい形態的、実質的な変化が現れる。これらの特異的変化について犯罪と歯痕の事例を基に講義を行う。また、児童虐待の事例を歯科的見地から基に講義をする。	
9	指紋と掌紋	指紋とは、手指末節の手掌面に存在する皮膚の隆起した線が形成する紋様をいう。指紋の特性は、万人不同・終生不变であり、個人識別上、最も確実・簡便な方法であり、身元確認・犯罪鑑識・親子鑑定などに用いられる。手掌の各部の紋理・手掌の主線の走行の手式は遺伝性、民族性があり、手式の出現頻度について講義を行う。	
10	生活反応	生活反応の法医学的意義は、外力が生前に加えられたか、死後に加えられたかを識別するために重要な指標である。窒息の三大徴候・主な死体所見について講義を行う。	
11	内因性急死、外因による死亡の概要	突然死とは疾病による急死(内因性急死)をいうが、法医学では急死あるいは突然死の範疇は臨床とはかなり異なったものである。法医学領域で扱う内因性急死および外因死(死因が何らかの外的要因に基づく死亡)についてその概要とその事例について講義を行う。	
12	死体现象	死体现象は、ヒトが死亡した後に人体に発生する種々の変化現象をいう。この死亡とは、心拍動の停止、呼吸活動の停止および中枢の不可逆的停止を来たしたいわゆる三徴候に基づく死であり、脳死(全脳死の不可逆的死)の場合に生ずる現象ではない。早期死体现象、晩期死体现象、特殊死体现象について講義を行う。	
13	人獣鑑別と事件	人獣鑑別は、ヒトと動物を鑑別して、犯罪とのかかわりがあるかどうか検査する方法であり、その対象は歯、骨、唾液などである。鑑別方法について、形態学的検査法の講義を行う。交通機関の発達に伴い、国際交流が活発となるにつれ、不慮の交通災害による大量死者発生は少なくない。世界の人種はそれぞれ身体的特徴の相違が認められる。この特徴について事例を基に講義を行う。	
14	歯科医師と医事関係法規	法医学・法歯科学的立場からの、医師法、歯科医師法、死体保存法、「異状死」ガイドライン等各種法律の概略について講義を行う。	
15	歯科医療と賠償	法医学・法歯科学に関連する民法上、刑法上の問題は、特に医師・歯科医師と患者との間に生じた医事紛争や、その他医療にかかわりのある各種の裁判上の問題が含まれる。特に歯科医学分野の民事的な問題、特に医療過誤について事例を基に講義を行う。	

科目名	租税法 I	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 小川正雄
1. 授業の概要	各種租税法律に共通する総則理論および租税手続ないし争訟を取り扱う。				
2. 到達目標	憲法理論および行政法理論と租税法との有機的関連性の理解				
3. 授業の形態	それぞれの授業項目の説明と質疑応答				
4. 教科書	清永敬次『税法(新装版・最新刷)』(ミネルヴァ書房)				
5. 参考文献	金子宏『租税法(第20版)』(弘文堂) 谷口勢津夫『税法基本講義(第3版)』(弘文堂)				
6. 評価方法	1. レジュメ及び板書の説明事項について、正確にノートに記載しているか、を教師が、適宜、点検したその評価点。 2. 教師の質問事項について、1.の説明を理解した解答であるかを、教師が判断した評価点。 3. 最終評価の方法 毎回の授業評価を集計して、総授業数(15)のうち「A」評価の数で評価する。 「A」:「A」評価の数が5分の4以上、「B」:Aの数が5分の3以上5分の4未満、「C」:A評価の数が5分の2以上5分の3未満、「D」:A評価の数が5分の2未満、「E」:欠席数が3分の2超。				
7. 予習・復習 その他	1. 当該授業内容、指示内容の復習及び関連事項の予習。 2. 細部の復習・予習については授業を通して指示する。 【その他】 初回の授業から、デモンストレーションの授業ではなく、通常のそれをおこなうので、教科書等を持ってくること。				

授業計画		
項目	内容	
1 租税法の概略	1. 租税法の構造(租税法体系)の概略 2. 他の法との相関関係 レジュメを配布	
2 租税の意義と租税法の基本原則 (1)	【】内の数字は教科書の頁数 1. 租税の意義【2-10】 2. 租税法の法源および適用範囲(特に、地域的適用範囲と時間的適用範囲)【17-23】	
3 租税法の基本原則 (2)	1. 租税法律主義、租税条例主義【28-31】 2. 租税平等主義【32-34】	
4 租税法の解釈・適用 (1)	1. 租税法の解釈(総論、固有概念、借用概念・私法上と同一概念の取扱)【35-41】 2. 租税回避行為等(仮装行為、取消しうべき法律行為等)【42-51】	
5 租税法の解釈・適用 (2)	1. 私法上の法律関係と租税法【51-52の判例】 2. 信義誠実の原則の適用要件と課税処分【52-56】	
6 租税法の解釈・適用 (3) と課税要件事実の認定	同族会社の行為・計算否認規定【レジュメ配布】 1. 課税要件事実の認定 2. 課税要件事実の限定(縮小)解釈	
7 1. 納税義務の成立と承継、消滅 2. 還付	1. (1)①総説、②成立、③承継【196-204】 (2)①総説、②免除【205-213】 2. ①過誤納金 ②充当【214-224】	
8 租税手続(1) 納税義務の確定	納税義務の確定【227-260】 ①確定方式、②更正の請求、③調査手続、④課税処分	
9 租税手続(2) 租税の納付	【261-274】 ①納期限、②納付、③延滞税、④納税の猶予	
10 租税手続(3) ①租税の徴収 ②強制徴収	①【275-283】納税の告知と督促、繰上請求 ②【284-305】強制徴収の手続、優先徴収権、第二次納税義務	
11 租税争訟法(1) 総説、不服審査	【306-317】 ①不服申立ての種類と対象、②不服申立ての手続き、③執行停止、④決定および裁決	
12 租税争訟法(2) 訴訟	【318-321】 ①訴訟要件、②不服申立前置主義、③執行停止、④立証、⑤取消判決の効力	
13 租税争訟法(3)	【322-327】 総額主義と争点主義	
14 まとめ	以下は、各授業回数内容の調整と総まとめ	
15 同上	同上	

科目名	租税法Ⅱ	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 小川正雄
1. 授業の概要	租税実体法のうち所得税法、法人税法の講義をおこなう。				
2. 到達目標	春学期でおこなった授業内容に基づき、所得税法および法人税法の構造を明確にする。				
3. 授業の形態	所得税および法人税の内容の説明と質疑応答。				
4. 教科書	清永敬次『税法(新装版、最新刷)』(ミネルヴァ書房)				
5. 参考文献	金子宏『租税法(第20版)』(弘文堂) 谷口勢津夫『税法基本講義(第3版)』(弘文堂)				
6. 評価方法	1. レジュメ及び板書の説明事項について、正確にノートに記載しているか、を教師が、適宜、点検したその評価点。 2. 教師の質問事項について、1.の説明を理解した解答であるかを、教師が判断した評価点。 3. 最終評価の方法 毎回の授業評価を集計して、総授業数(15)のうち「A」評価の数で評価する。 「A」:「A」評価の数が5分の4以上、「B」:Aの数が5分の3以上5分の4未満、「C」:A評価の数が5分の2以上5分の3未満、「D」:A評価の数が5分の2未満、「E」:欠席数が3分の2超。				
7. 予習・復習 その他	1. 当該授業内容、指示内容の復習および関連事項の予習・復習。 2. 細部に関する予習・復習は、授業を通して指示する。 【その他】 春学期の継続である。したがって、必ず春学期に租税法Ⅰを登録・履修すること。				

授業計画		
項目	内容	
1 租税法律関係および税法上の権利義務	【58-64】 ①租税法律関係の性質、②税法上の権利、③税法上の諸義務	
2 課税要件総論(1)	【65-70】①納税義務者、②課税物件	
3 課税要件総論(2)	【70-76】①帰属(実質所得者課税、表見課税主義)、②課税標準、③税率	
4 所得税(1)	【77-84】 ①納税義務者(i 課税所得の範囲、ii 課税単位)、②課税物件(所得概念、帰属所得、違法所得) ③帰属、信託課税【152-153の信託税制を含む】	
5 所得税(2)	【85-97】課税標準(1) ①総説(所得の種類、各種所得の範囲と所得の金額、計算方式)	
6 所得税(3)	【98-103】課税標準(2) ①収入金額(収入金額の形態、特則)、②収入金額の計上時期(現金主義、権利確定主義、管理支配基準)	
7 所得税(4)	【103-112】課税標準(3) 必要経費①総説、②各種所得の必要経費(i 配当所得、ii 不動産所得・事業所得・山林所得・雑所得、iii 給与所得、iv 謹慎所得、v 一時所得)	
8 所得税(5)	【109-112】課税標準(4) 必要経費の計上時期(費用収益対応の原則)	
9 所得税(6)	【106、112-113】損失の取り扱い①資産損失、②損益通算(繰越控除)、③雑損失(繰越控除) 【113-114】所得控除(意義および目的)	
10 所得税(7)	【115-116】税率 ①総則、②特殊な税額算定方式(平均課税、5分5乗方式)	
11 法人税(1)	【116-120】法人税の性質、種類、および個人所得税との関係(二重課税とその排除方式) 【121-122】納税義務者、課税物件および帰属	
12 法人税(2)	【123-124】①総説、②確定決算主義【124-128】益金【129-130】および損金 【130-140】の額(原則)	
13 法人税(3)	【146-150】組織再編税制 【154-156】完全支配関係法人間の取引	
14 法人税(4)	【157-172】国際課税 ①外国税額控除、②タックス・ヘブン税制、③移転価格税制	
15 法人税(5)	【167-172】国際課税 ④過小資本税制、⑤過大支払利子税制、⑥外国法人に対する課税	

科目名	倒産処理法Ⅰ	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 高木敬一
1. 授業の概要	<p>倒産処理法Ⅱと併せて、倒産処理手続を対象として講義する。倒産処理手続は、大きく清算型と再建型に分かれるが、その典型は、清算型では破産手続、再建型では民事再生手続である。当然ながら、各手続により異なるところは多いが、共通する考え方も多く、破産手続についてしっかりと理解を獲得できれば、民事再生手続等についても容易に理解が可能である。その意味で、破産手続は、倒産処理手続の基礎であるといつても強ち誤りではない。そこで、時間の制約もあるので、主に破産手続について解説し、民事再生手続等については、必要に応じて言及するにとどめる。この倒産処理法Ⅰでは、破産手続の基礎概念や概要を講義する。</p> <p>各回の講義内容及び教科書の該当頁は後述の通りであり、基本的にこの授業計画に従って講義を進める。変更がある場合には、講義の初めに明示する。</p>				
2. 到達目標	<p>この授業で取り上げる項目は破産手続の骨格となる事項ばかりであり、倒産処理法全体の学習の前提である。そこで、この授業では、これらを十分に理解し身に付けることを目標とする。これにより、破産手続に関する専門的な議論をするための基礎的な能力を身につけることを目指す。</p>				
3. 授業の形態	<p>授業の方式は、受講生の進度、予習・復習の実行状況等により異なるが、現在のところ、次のような方法による考えている。まず、各項目の主要な点について解説を行なう。その際には、こちらから受講生に対して適宜質問をし、答えてもらしながら進行させる。その後、その項目に対する基礎的な設問を取り上げ、受講生全員で考えていくことにより、内容の定着を図っていく。なお、受講生諸君は、各回の講義に先立って、予めそれぞれの基本書の講義範囲にあたる部分を一読するなど、予習、復習に努めてもらいたい。</p>				
4. 教科書	<p>テキストとして、次の文献を使用する。 加藤哲夫『破産法〔第六版〕』(法律学講義シリーズ)弘文堂</p>				
5. 参考文献	<p>参考文献として、主要な入門書、概説書を幾つか掲げておく。</p> <p>(1)山本和彦『倒産処理法入門〔第4版〕』有斐閣 (2)伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』有斐閣 (3)伊藤眞・松下淳一編『倒産判例百選〔第5版〕』(別冊ジュリスト第216号)有斐閣</p> <p>この講義では時間の関係で取り上げられない民事再生手続に関しては(1)が手ごろである。破産手続及び再生手続の両者にわたり極めて詳細な解説をしているのが(2)である。基本書とするには大部過ぎるが、参考書としては最適である。(3)は判例百選シリーズの1冊で、知識を深めるのに有用である。</p>				
6. 評価方法	<p>定期試験に代えて、最終回の講義時間を利用して試験を実施する。また、法務研究科の申し合せに従つて、第8回目に中間試験(小テスト)を実施する。中間試験の出題方式は、短答式又は簡単な論述式とする。これらに毎回の講義での応答の様子、質問等の内容、出席状況などの授業態度を加味して、総合的に判断する。評価基準は、最終回の試験を定期試験に準じて取扱い、定期試験実施の場合に倣って、平常点20点、中間試験20点、最終試験60点、合計100点満点で評価する。なお、定期試験を実施しないので、再試験も実施しない。また、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>項目毎にレジュメを配付する。毎回の受講にあたっては、授業計画に従って、予めテキストの指示された頁に目を通しておくことが必要である。目安としては、予習・復習には、最低でも各1時間程度を当てることが求められる。</p> <p>受講や学習にあたって、疑問が生じたときは、講義時間中あるいは講義終了後に質問するか、あるいは、予め掲示した曜日・時間に私の研究室まで来られたい。</p>				

授業計画

項目	内 容
1 倒産と倒産処理手続	倒産処理のために特別の法制度を必要とするは何故かを、法的倒産処理手続によらない私的整理の場合と比較しながら検討し、法的倒産処理手続の存在理由、制度目的を学ぶ。倒産処理には大きく清算型と再建型があり、その目的に応じて手続内容が異なることを理解する。テキスト1頁～15頁。
2 私的整理	私的整理を含めた倒産処理のための各手続がどのようにして行なわれ、他の手続と比べてどのような長所、短所があるかの大枠を知り、それらのなかで破産手続がどのような位置づけにあるかを理解する。また、私的整理に関連して、特定調停手続にも言及する。テキスト49頁～51頁。
3 破産能力(1)	破産法がいかなる者を破産者としているかを、他の法的倒産処理手続の倒産者と比較しながら学ぶ。破産能力をめぐる具体的な論点としては、破産者をめぐって相続が開始された場合の取扱いを中心に検討する。テキスト52頁～55頁、61頁～63頁。
4 破産能力(2)、破産手続開始原因(1)	まず、破産能力の論点のうち、公法人に破産能力が認められるかなどについて考察する。テキスト52頁～55頁。次いで、破産法が破産者の種類毎にいかなる事由を破産手続の開始原因としているかを学ぶ。破産手続開始原因のうち、支払不能及びその推定事由としての支払停止がいかなるものであり、破産手続全体の中でどのような機能を営んでいるかを取り上げる。テキスト90頁～95頁。
5 破産手続開始原因(2)	前回に引き続き、破産手続開始原因について学ぶ。この回は、残りの破産手続開始原因である支払超過を取り上げる。併せて、破産能力、破産手続開始原因以外の破産手続開始要件について言及する。テキスト90頁～95頁、100～101頁。
6 破産手続開始の申立てと保全処分	破産手続の申立て権者は誰か、破産手続開始申立てがどのような方式でなされるかを学ぶ。テキスト95頁～100頁。破産手続が円滑に行なわれるようにするために、破産手続が開始された場合に備えていかなる処置がなされうるものとされているかを学ぶ。テキスト103頁～108頁、79頁～82頁。
7 破産手続開始の申立ての審理と破産手続開始決定	破産手続開始申立てがどのような手続により審査され、どのように処理されるか、破産手続の開始決定がどのようなになされるかを学ぶ。テキスト100頁～102頁、109頁～113頁。
8 破産手続開始の効果(1) 中間試験	破産手続開始により、破産者の身分や地位にどのような影響があるかを考える。これとの関連で、懲戒主義と非懲戒主義という立法原則について理解する。テキスト113頁～120頁、267頁～274頁。
9 破産手続開始の効果(2)	破産手続の開始が破産者の財産関係にどのような影響を及ぼすかを取り上げる。主として、破産手続開始後に破産手続が開始されたことを知らないで破産者となした取引行為等がどのような取扱いを受けるかを学ぶ。テキスト55頁～59頁。
10 破産手続開始の効果(3)	破産手続の開始が破産者の財産関係に及ぼす効果のうち、破産手続開始後に破産手続が開始されたことを知らないでなした登記、登録がどのような取扱いを受けるかを中心に検討する。テキスト55頁～59頁。
11 破産財団	破産財団とは何かを知り、破産者の財産のうち、どの範囲で破産財団に組み込まれ、また、どのような財産が、破産財団に組み込まれない、所謂自由財産に属するのかを学ぶ。テキスト121頁～143頁。
12 破産財団の管理機構	破産財団を管理するために、破産手続上、どのような機関が置かれ、それらが相互にどのような関係にあるかを取り上げるが、特に、管理機構のうち最も重要な破産管財人について、その権限、法的地位などに重点を置いて学ぶ。とりわけ、破産管財人が破産者や利害関係人などとの関係でどのような地位に立つかが重要となる。テキスト70頁～79頁、82頁～89頁。
13 破産債権(1)	破産手続により満足を受けうる破産債権の意義とその要件を学ぶ。併せて、破産債権者が破産手続上どのような地位にあり、権利行使にあたってどのような制約を受けるかを理解する。テキスト144頁～147頁、180頁～182頁。
14 破産債権(2)	破産債権が破産手続上どのような取扱いを受けるかを取り上げる。それは第一に、破産債権の順位であり、第二に破産債権の等質化である。この回ではこれらの点を学ぶ。テキスト147頁～157頁。
15 まとめ(テスト)	これまでの学習内容を振り返り、テストを実施して、成果を確認する。

科目名	倒産処理法Ⅱ	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 高木敬一
1. 授業の概要	<p>春学期の倒産処理法Ⅰに引き続いで、破産手続について講義する。この講義では、破産者をめぐる契約関係の処理や破産手続に対する利害関係人の取扱いなど、破産者をめぐる法律関係の取扱いを中心に解説する。併せて、春学期の倒産処理法Ⅰで学んだ破産手続の知識をより深めることを目指す。これらによって、破産手続に関して専門的な議論をするための基礎的な能力を身につけることをを目指す。</p> <p>各回の講義内容及び教科書の該当頁は後述の通りであり、基本的にこの授業計画に従って講義を進める。変更がある場合には、講義の初めに明示する。</p>				
2. 到達目標	<p>この授業で取り上げる項目は、破産手続の中核をなす事項であり、破産手続を理解する要となるものばかりである。そこで、この授業でも、倒産処理法Ⅰと同様に、これらの事項の基礎となる知識、考え方を理解し身に付けることを目標とする。これにより、破産手続に関してより専門的で詳細な議論をするための基礎的な能力を養うことをを目指す。</p>				
3. 授業の形態	<p>授業の方式は、受講生の進度、予習・復習の実行状況等により異なるが、現在のところ、次のような方法による考えている。まず、各項目の主要な点について解説を行なう。その際には、こちらから受講生に対して適宜質問をし、答えてもらしながら進行させる。その後、その項目に対する基礎的な設問を取り上げ、受講生全員で考えていくことにより、内容の定着を図っていく。なお、受講生諸君は、各回の講義に先立って、予めそれぞれの基本書の講義範囲にあたる部分を一読するなど、予習、復習に努めてもらいたい。</p>				
4. 教科書	<p>テキストとして、次の文献を使用する。 加藤哲夫『破産法〔第六版〕』(法律学講義シリーズ)弘文堂</p>				
5. 参考文献	<p>参考文献として、主要な入門書、概説書を幾つか掲げておく。</p> <p>(1)山本和彦『倒産処理法入門〔第4版〕』有斐閣 (2)伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』有斐閣 (3)伊藤眞・松下淳一編『倒産判例百選〔第5版〕』(別冊ジュリスト第216号)有斐閣</p> <p>この講義では時間の関係で取り上げられない民事再生手続に関しては(1)が手ごろである。破産手続及び再生手続の両者にわたり極めて詳細な解説をしているのが(2)である。基本書とするには大部過ぎるが、参考書としては最適である。(3)は判例百選シリーズの1冊で、知識を深めるのに有用である。</p>				
6. 評価方法	<p>定期試験に代えて、最終回の講義時間を利用して試験を実施する。また、法務研究科の申し合せに従つて、第8回目に中間試験(小テスト)を実施する。中間試験の出題方式は、短答式又は簡単な論述式とする。これらに毎回の講義での応答の様子、質問等の内容、出席状況などの授業態度を加味して、総合的に判断する。評価基準は、最終回の試験を定期試験に準じて取扱い、定期試験実施の場合に倣って、平常点20点、中間試験20点、最終試験60点、合計100点満点で評価する。なお、定期試験を実施しないので、再試験も実施しない。また、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>項目毎にレジュメを配付する。毎回の受講にあたっては、授業計画に従って、予めテキストの指示された頁に目を通しておくことが必要である。目安としては、予習・復習には、最低でも各1時間程度を当てることが求められる。</p> <p>受講や学習にあたって、疑問が生じたときは、講義時間中あるいは講義終了後に質問するか、あるいは、予め掲示した曜日・時間に私の研究室まで来られたい。</p>				

授業計画		
項目	内	容
1 財団債権	財団債権の意義と種類、その行使方法を、労働債権等を例にして、破産債権と比較しながら学ぶ。テキスト275頁～285頁。	
2 租税等の請求権	破産債権及び財団債権の関連で、破産手続において、租税等の請求権がどのような種類の権利に分類されていて、どのような取扱いを受けるかを学ぶ。併せて、租税等の請求権が取扱いにおいて他の破産債権及び財団債権のそれと比べてどのような違いがあるかを理解する。テキスト144頁～154頁、275頁～285頁、180頁～182頁。	
3 破産債権(3)	破産者が多数債務関係の債務者の一であった場合に、その破産債権者が破産債権を行使するにあたってどのような取扱いを受けるか、また、多数債務関係の他の債務者が債権者へ弁済したことによって破産者に対して生じる求償権が破産手続上どのように取扱われるかを学ぶ。テキスト286頁～291頁。	
4 別除権	別除権とは何か、別除権はどのように行使されるか、別除権者が被担保債権について破産債権者として権利行使する場合にはどの限度で、どのような手続で権利行使できるのかなどの諸点を取り上げて学ぶ。併せて、別除権者に対して、破産管財人がどのような対抗手段をとりうるかも取り上げる。テキスト183頁～184頁、192頁～210頁。	
5 破産者をめぐる契約関係(1)	破産手続開始時に破産者に関して双務契約関係が継続している場合の破産手続上の原則的な処理について学ぶ。併せて、継続的供給契約の取扱いについても取り上げる。テキスト238頁～245頁。	
6 破産者をめぐる契約関係(2)	破産手続開始時に継続する契約関係の処理について引き取り上げる。この回では、特に、破産者を一方当事者とする賃貸借契約関係と雇用契約関係の処理を学ぶ。テキスト245頁～253頁。	
7 破産者をめぐる契約関係(3)	引き続き、破産手続開始時に継続する契約関係の処理について学ぶが、この回は請負契約その他の契約を取り上げる。テキスト253頁～266頁。	
8 取戻権(1) 中間試験	取戻権とは何かを確認した後、一般の取戻権の基礎となる権利は何かを学び、次いで特別の取戻権を取り上げる。テキスト211頁～218頁。	
9 取戻権(2) 非典型担保の取扱い	前半は前回に引き続き、取戻権を学ぶ。後半は非典型担保の破産手続上の取扱いを検討する。非典型担保のうち譲渡担保、仮登記担保、所有権留保を取り上げ、別除権、取戻権、破産者をめぐる双務契約処理などの諸観点から学ぶ。テキスト184頁～191頁、211頁～218頁。	
10 相殺権	まず相殺権とは何か、どのように行使できるかを学び、次いで、相殺権の要件を民法等の規律と比較しながら検討する。最後に、不当な相殺の禁止について学ぶ。テキスト219頁～237頁。	
11 否認権(1)	否認権とは何か、どのような機能を営むかといった総論的な事項を取り上げた後、否認権にはどのような類型があるかを学ぶ。テキスト292頁～302頁、318頁～325頁。	
12 否認権(2)	幾つかの具体例を取り上げて検討することにより、前回学んだ否認権の諸類型をより理解することを目指す。テキスト302頁～311頁。	
13 否認権(3)	破産法には否認権の原則的な類型が定められているほか、否認の特殊な類型についても規定されている。この否認の特殊な類型について学ぶ。テキスト311頁～318頁。	
14 否認権(4)	否認権を行使するにはどのようにすればよいか、また、否認権が行使されるとどのような結果が生じるのかを学ぶ。テキスト325頁～335頁。	
15 まとめ(テスト)	これまでの学習内容を振り返り、テストを実施して、成果を確認する。	

科目名	経　　済　　法	開講学期	単　　位　　数	対　　象　　年　　次	担　　当　　者　　名
		春　　学　　期	2　　单　　位	2(既1)年次	服　　部　　育　　生
1. 授業の概要	本講義は、独占禁止法を中心とする経済法について、その基本的な仕組みを理解するとともに、判例および審決例ならびにガイドラインの分析を通じて重要な論点を修得することを目的とする。独占禁止法については平成25年改正を完全に織り込み、新たな動向も取り入れて解説する。なお後掲の授業計画はあくまでも予定であって、テキストの改訂版の出版とか、受講者の理解度に応じて微調整する。				
2. 到達目標	経済法の知識を定着させ、比較的単純な事例的設例を処理する応用力を修得する。				
3. 授業の形態	教科書・資料に目を通して出席していることを前提として、レジュメに従って授業を進める。				
4. 教科書	泉水文雄/土佐和生/宮井雅明/林秀弥『経済法』(有斐閣　L E G A L　Q U E S T) 授業計画では、A○○頁と記す。 もし本書の改訂版が出版されるならば、それを用いる。				
5. 参考文献	服部育生『比較・独占禁止法 第7版』(泉文堂) 授業計画では、B○○頁と記す。				
6. 評価方法	本研究科の統一評価基準による。 平常点(授業時の質疑応答を中心として出席状況も含め総合評価する)20点、課題レポート20点、および期末試験60点の合計100点満点で評価する。				
7. 予習・復習 その他	テキスト及び予習用プリント(事前配付)をよく読んでおくこと。予習・復習とも各1時間程度が必要である。				

授業計画		
項目	内 容	
1 独占禁止法の法目的および基礎概念	独占禁止法の全体像を概説した後、一定の取引分野、競争の実質的制限等の基礎概念を理解する。 A p 19-36 B p 1-41	
2 不当な取引制限 その1	カルテルの成立要件、親子会社間のカルテル、縦のカルテルを学ぶ。 A p 37-52 B p 41-55	
3 不当な取引制限 その2	カルテルの対市場効果、違反成立時期、入札談合を学ぶ。 A p 53-63 B p 63-88	
4 不当な取引制限 その3	行政指導とカルテル、政府規制分野におけるカルテルを学ぶ。 A p 64-67、p 71 B p 90-99	
5 事業者団体 その1	事業者団体によるカルテル等を学ぶ。 A p 67-73 B p 99-115	
6 事業者団体 その2 課徴金	事業者団体による不公正な取引方法の勧奨、カルテル課徴金を学ぶ。 A p 74-76、286-290 B p 116-133	
7 排除型私的独占 その1	排除型私的独占の成立要件を学ぶ。 A p 80-102 B p 142-156	
8 排除型私的独占 その2 支配型私的独占	排除型私的独占および支配型私的独占の事例を分析する。 A p 92-105 B p 156-163	
9 私的独占と課徴金 独占的状態	私的独占の課徴金の算定方法および独占的状態規制を学ぶ。 A p 106-110、181-185 B p 169-181	
10 企業結合 その1	企業結合の違法性の判断基準を学ぶ。 A p 137-158 B p 181-212	
11 企業結合 その2 不公正な取引方法 その1	一般集中規制および取引拒絶を学ぶ。 A p 179-181、206-215 B p 213-249	
12 不公正な取引方法 その2	価格差別および不当廉売を学ぶ。 A p 215-228 B p 249-263	
13 不公正な取引方法 その3	抱き合せ取引および排他条件付取引を学ぶ。 A p 233-246 B p 271-282	
14 不公正な取引方法 その4	拘束条件付取引および優越的地位の濫用を学ぶ。 A p 246-262 B p 283-315	
15 独禁法違反と民事救済	独禁法違反と損害賠償・差止請求を学ぶ。 A p 320-335 B p 376-388	

科目名	知的財産法	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
		春学期	2単位	2(既1)年次	篠田四郎
1. 授業の概要	知的財産法は、特許法と著作権法の2つを中心にして構成される。講義時間の関係で、前半は産業財産権の核となる特許法をベースにして講義し、著作権法については、ベルヌ条約や万国著作権法等の国際法と関連づけながら、後半に講義する。これら2つの法律は、平成25年から26年にかけて大きな改正を受けた。改正の動向に注意して講義を進める。				
2. 到達目標	主として知的財産法の基礎知識を修得して、具体的な紛争事例に展開する能力を修得する。				
3. 授業の形態	授業は、予め配布する講義録に従って講義する。講義録は、毎年改定される。講義録には、基礎知識の修得のために必要とされる基本判例や資料が収録されている。最新の追加判例については、その都度配布する。受講生は、授業計画に該当する講義録の部分を事前に読み、課題(予習)、小テストや中間試験(知識確認)を受けて、基礎知識の修得に努力すること。				
4. 教科書	講義録を事前に配布する。				
5. 参考文献	追加判例、図面等のプリントを配布する。参考文献は、講義において指示する。基本判例は、原則、講義録に収集されている。				
6. 評価方法	1. 平常点40パーセント、期末テスト(筆記試験)60パーセント 2. 平常点の内容は、課題の提出、中間テスト(小テスト)を点数化する。 3. 授業中の質疑は、平常点に加味することがある。 なお、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。				
7. 予習・復習 その他	講義に先立って、講義録を配布するので学生諸君は、その講義録を事前に読んでおくこと。数回の講義後、学生諸君は、テーマごとに与えられる課題を解き、これを解きながら復習する。学生諸君は、事前に読んだ講義録について、質問をうけ、課題を解くことによりその基礎知識を確認する。				

授業計画

項目	内 容
1 広範な知的財産権の中における特許法と著作権法	産業財産権法、国際条約にも言及しながら、著作権法、種苗法、チップ法、不正競争防止法を概観する。また、特許法における先願主義と先発明主義を比較する。さらに、各種知的財産法の重複現象を見る。特許法上の発明、特許要件(新規性、進歩性、産業上の利用可能性)といった基礎知識と再生医療の現代的論点についても言及する。
2 特許を受けることができる者、職務発明	発明者、特許を受ける権利、先願者、先願範囲の拡大について、出願手続(概観)との関連において講義する。特許法における職務発明の立法動向と学説、判例に則して講義する。ここで、後半に講義する予定の職務著作との異同に言及する。
3 特許出願手続、補正	実際の願書と特許公報を資料として用い、特許出願手続の詳細を見る。特に、願書、明細書、特許請求の範囲について詳論する。手続補正、明細書、特許請求の範囲の補正、出願の単一性、出願の変更・分割等
4 国内優先権制度、PCT出願、EU出願、特許審査手続	国際的な出願制度、審査手続における、出願公開制度、審査請求制度、拒絶査定と特許査定、審査と審判・訴訟との関係等
5 特許権、特許権の侵害(1)	特許権の原則的効力、間接侵害(専用品、汎用品)等、裁判管轄、民事上の制裁としての差止請求、損害賠償請求、特許権者等の権利行使の制限等について、判例を中心に講義する。
6 特許権侵害(2)、特許侵害訴訟における防御方法	裁判の公平・迅速確保、具体的態様の明示義務、書類提出命令、損害計算のための鑑定、裁判所による相当な損害額の認定等、技術的範囲に属しないとの主張、特許無効の主張、先使用権(prior use)、権利消尽等
7 均等論、出願経過参酌、特許権者の義務、ライセンス契約	特許侵害訴訟における、攻撃防御方法として均等論や出願経過参酌、特許権者の義務、ライセンス契約
8 審判	審判手続(拒絶査定不服、特許無効、訂正、延長登録無効)
9 著作権法とベルヌ条約等、著作者	著作権法の立法史、国際条約(ベルヌ条約)、著作者と著作物の定義を講義し、無方式主義等並びに著作物の類型
10 著作者の推定、共同著作物と結合著作物の著作者、職務著作	共同著作物と結合著作物、著作権法上の職務著作
11 映画の著作物、映画に類似する著作物と頒布権等	著作権法16条・29条を中心に、著作者、著作権者、ゲームソフト等の映画に類似する著作物、権利消尽
12 著作者、著作権者、著作者の権利(1) 著作権	著作者人格権と著作権、複製権等
13 著作者人格権	公表権、氏名表示権、同一性保持権
14 権利侵害等、権利制限	権利侵害等(差止請求、損害賠償請求)
15 権利侵害等、権利制限	権利制限、私的使用についての最近の動向

科目名	労 働 法	開 講 学 期	単 位 数	対 象 年 次	担 当 者 名
	秋 学 期	2 单 位	2 (既1)年次	三 田 村 浩	
1. 授業の概要	<p>労働法において、判例の規範は極めて重要であるため、最高裁判例をはじめとした判例法理を習得する必要がある。そこで、本講義では、主要判例を題材に、労働法の基礎知識・基礎理論を確認し、その上で発展的な内容として、判例法理の理解・習得を目的とする。</p> <p>その際、初めて労働法を学ぶ院生にも対応できるよう、労働法の基礎知識・基礎理論は丁寧に解説することとし、取り扱う内容は、個別的労働関係法と集団的労働関係法の分野の重要項目に絞る。具体的には、主に労働基準法と労働組合法における争点を扱う。</p>				
2. 到達目標	<p>労働法の基礎的な知識や判例法理を習得した上で、さまざまな労働問題に対応できるよう、応用力・思考力を養うことを到達目標とする。</p>				
3. 授業の形態	<p>毎回、判例を題材にするので、まずはそれを検討するに必要な基礎知識・基礎理論を確認する。その際、レジュメや資料を活用する。したがって、基礎事項を学ぶための教科書の指定はしないが、参考文献に挙げた文献等を用いての予習は必要となる。</p> <p>そして、労働問題で重要な判例法理を習得すべく、主要判例を検討する。指定教科書を用いて、各項目を学習していくが、必ず報告者を割り当て、レジュメを作成して報告してもらう。</p> <p>したがって本講義は、基礎事項は講義形式で行い、判例研究では、予め判例を割り当た上で口頭報告してもらい、参加者全員で議論及び検討する形態である。</p>				
4. 教科書	<p>村中孝史・荒木尚志『労働判例百選(第8版)』(有斐閣、2009)を使用する。</p> <p>なお、開講時には最新版を使用する。</p> <p>基礎知識の把握は、レジュメや資料を使用して行う。</p>				
5. 参考文献	<p>中窪裕也・野田進・和田肇『労働法の世界(第9版)』(有斐閣、2011)に基づくので参照するとよい。</p> <p>その他、野田進・豊川義明『判例チャートから学ぶ労働法』(法律文化社、2011)、菅野和夫『労働法(第9版)』(弘文堂、2010)が挙げられるが、授業において適宜紹介する。</p>				
6. 評価方法	<p>採点評価方法は、本研究科の採点評価方法(統一評価基準)による。</p> <p>1) 学期末試験(論述式) 60点</p> <p>2) 中間試験(論述式) 20点</p> <p>3) 平常点(口頭報告、質疑応答等の授業貢献度) 20点</p> <p>なお、中間試験では、基礎的理解を確認するための簡単な論述式試験を採用する。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>毎回のテーマに基づき、基礎的内容の確認やレジュメ作成等、予習が不可欠となる。講義後は、その回での学習内容を簡単にまとめてもらう。目安として、こうした予習・復習には、最低1時間は割り当てもらう。</p>				

授業計画		
項目	内容	
1 オリエンテーション、労働法体系、労働法の全体像	講義の進め方、労働法の体系、労働法の全体像	
2 労働者・使用者の概念	テキストp4-11 個別的・集団的労働関係における労働者・使用者の概念 横浜南労基署長(旭紙業)事件、サガテレビ事件、CBC管弦楽団労組事件、朝日放送事件	
3 雇用関係の成立	テキストp24-29 採用内定、試用期間 三菱樹脂事件、大日本印刷事件	
4 労働基準法による労働契約の規制	テキストp30-33 賠償予定の禁止、公民権の保障 長谷工コーポレーション事件、十和田観光電鉄事件	
5 雇用平等①思想・信条による差別、男女同一賃金、男女の昇格差別	テキストp34-39 思想・信条による差別、男女同一賃金、男女の昇格差別 東京電力(千葉)事件、岩手銀行事件、野村證券事件	
6 雇用平等②正規・非正規労働者に賃金格差、セクハラ	テキストp38-43 正規・非正規労働者に賃金格差、セクシアル・ハラスメント 丸子警報器事件、福岡セクシアル・ハラスメント事件	
7 就業規則	テキストp44-49 就業規則の法的性質、効力と周知、不利益変更と労働条件 秋北バス事件、フジ興産事件、第四銀行事件	
8 中間試験	テキストp4-49 これまでの学習成果の確認をすべく、論述形式で出題。	
9 賃金①全額払いの原則	テキストp68-73 全額払いの原則 福島県教組事件、シンガー・ソーイング・メシーン事件、日新製鋼事件	
10 賃金②賞与・退職金・退職年金	テキストp76-81 賞与の在籍日支給、退職金・退職年金の減額 大和銀行事件、小田急電鉄(退職金請求)事件、松下電器産業(年金減額)事件	
11 労働時間①労働時間の概念、仮眠時間と休憩時間	テキストp82-85 労働時間の概念、仮眠時間と休憩時間 三菱重工長崎造船所事件、大星ビル管理事件	
12 労働時間②時間外労働義務、過半数代表者、時間外労働手当	テキストp88-92 時間外労働義務、過半数代表者、時間外労働手当 日立製作所武藏工場事件、トーコロ事件、高知県観光事件	
13 雇用契約の終了	テキストp154-159 予告を欠く解雇、解雇権の濫用、整理解雇 細谷服装事件、高知放送事件、東洋酸素事件	
14 労働組合、労働協約	テキストp172-175、p188-189 管理職と労働組合、ユニオンショップ協定の効力、書面性を欠く労使合意と労働協約 中労委(セメダイ)事件、三井倉庫港運事件、都南自動車教習所事件	
15 争議行為、不当労働行為 補論・定期試験の説明	テキストp206-207、p224-225 違法争議と損害賠償、誠実交渉義務 書泉事件、カール・ツアイス事件 これまで扱った判例の整理と補充、定期試験の説明等	

科目名	家 族 法	開 講 学 期 秋 学 期	単 位 数 2 单 位	対 象 年 次 2(既1)年次	担 当 者 名 山 口 純 夫
1. 授業の概要	本講義は、民法典第4編「親族法」、第5編「相続法」を直接の対象とする講義である。				
2. 到達目標	家族法の各制度の大きな枠組みを理解するとともに、家庭裁判所での家事事件処理手続を常に念頭におきながら、また、夫婦の氏等の改正等の動向も見据えながら、家族法を理解することを目標とする。				
3. 授業の形態	本講義は、受講生が山口が事前に配布するテキスト(教科書家族法第1編～第4編)および配布された資料を読み、事前に配付する事例問題に解答するという形で予習してきたことを前提に各テーマに関連する制度の仕組みを概観した後、事前配布の事例問題について受講生に質問し、説明を求めたりしながら講義を進める。また基本的な概念や制度の仕組みを理解しているかを確認するために学期中適宜小テストをする。				
4. 教科書	特定の教科書を指定することはしない。山口が事前に配布のテキストおよび配付資料を読みながら、適宜自分の好みにあった教科書で補充するという形で学習することを予定している。教科書については、オリエンテーションで説明する。				
5. 参考文献	『家族法判例百選〔第7版〕』(有斐閣・2008年) その他は講義の中で必要に応じて紹介・配布する。				
6. 評価方法	本研究科の採点評価方法(統一評価基準)により、小テスト、レポートなどの平常点(20%)、中間試験〔短答式〕(20%)、期末試験(60%)〔論述式〔40%〕・短答式〔20%〕〕とする。				
7. 予習・復習 その他	① 予習 毎回授業の最後に配布する家族法設例の冒頭に記載されている教科書家族法の予習箇所を予め読み、そのうえで、配布された設例・設問の解答メモを作成すること。 ② 復習 授業中になされた家族法設例についての質疑応答・解説について別個に各回の最後に配布される解説メモおよび授業中に配布された判例評釈・その他の資料を復習すること。				

授業計画		
項目	内 容	
1 オリエンテーション、家族法・家事手続法の全体像	講義の進め方を説明し、教科書・参考書を紹介し、予習・復習の心構えを述べた後、家族法の全体構造を概観したうえ、それとの関連で家事事件の処理手続きの全体像を理解することを目的とする。各事件の具体的な処理については、以下の各制度との関連で取り上げる。	
2 婚姻の成立（1）	婚約・婚姻予約・内縁・婚姻の相互の関係、婚姻の成立要件・婚姻の無効・取消を検討する。 予習箇所:教科書家族法 第2編夫婦 1～26頁、第1編家族法総論 42～53頁 家族法設例 01～03についての質疑応答・解説を行う。	
3 婚姻の成立（2） 婚姻の効果（1）	①婚姻の成立要件との関係で、特に身分行為(婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離縁)の共通性をも考慮して身分行為意思と届出との関係を検討する。 ②婚姻の効果について概観した後、婚姻の一般的効果を検討する。 予習箇所:教科書家族法 第2編夫婦 27～33頁、第1編家族法総論37～53頁。 家族法設例 04～06についての質疑応答・解説を行う。	
4 婚姻の効果（2）	夫婦の財産関係について、夫婦財産制、離婚財産分与、配偶者相続分相互の関係を考慮しながら、夫婦の財産関係を検討する。 予習箇所:教科書家族法 第2編夫婦 41～56頁(教科書家族法第1編家族法総論第5章54～56頁も参照)。 家族法設例 07～09についての質疑応答・解説を行う。	
5 婚姻の解消（1）	死亡解消と離婚、離婚手続き(協議離婚・調停離婚・審判離婚・裁判離婚相互の関係)を検討する。 予習箇所:教科書家族法 第2編夫婦 57～71頁。 家族法設例 10～11についての質疑応答・解説を行う。	
6 婚姻の解消（2） その他	①離婚の効果(財産分与、離婚後の親権等)を検討する。 ②そのほか内縁、その他残された問題を検討する。 予習箇所:教科書家族法 第2編夫婦 75～97頁。 家族法設例 12～13についての質疑応答・解説を行う。	
7 中間試験	①中間試験(第1講～第6講の履修部分について短答式のテストを実施する。 ②中間試験の解答・解説のほか、履修部分のテーマについての最新の判例を補充・紹介する。	
8 実親子関係の成立（1）	実親子関係の成立・認定に関わる問題を嫡出子について検討する。 予習箇所:教科書家族法 第3編親子 1～13頁。 家族法設例 14～16についての質疑応答・解説を行う。	
9 実親子関係の成立（2）	実親子関係の成立・認定に関わる問題を非嫡出子について検討する。 予習箇所:教科書家族法 第3編親子 1～26頁(特に14～23頁)。 家族法設例 17～18についての質疑応答・解説を行う。	
10 養親子関係	養子制度について、普通養子と特別養子の相違を考慮しながら成立要件・効果を検討する。 予習箇所:教科書家族法 第3編親子法 27～47頁。 家族法設例 19～20についての質疑応答・解説を行う。	
11 親子関係の効果	親子関係の効果の中心である親権制度を、後見制度との関係を考慮しながら概観する。特に子の引渡し、面接交渉については、最近の動向を検討する。 予習箇所:教科書家族法 第3編親子 48～74頁。 家族法設例 21～22についての質疑応答・解説を行う。	
12 相続法総論・相続人	遺言・法定相続・遺留分相互の関係を制度の趣旨・相続の根拠を考慮しながら概観した後、相続人について、相続人の種類・順位、相続資格の喪失を概観し、相続人の選択(承認・放棄)を検討する。 予習箇所:教科書家族法 第4編相続 1～29頁。	
13 相続分	指定相続分・法定相続分との関係を見た後、特別受益・寄与分を考慮して具体的相続分を算出するプロセスを検討する。 予習箇所:教科書家族法 第4編相続 29～59頁。 家族法設例 23～24についての質疑応答・解説を行う。	
14 遺産分割	遺産分割の対象である相続財産について検討した後、遺産分割の仕組み検討する。 予習箇所:教科書家族法 第4編相続 74～90頁。 家族法設例 25についての質疑応答・解説を行う。	
15 遺言・遺留分	①遺言総論および遺言方式をめぐる諸問題を検討した後、遺言の効力、遺言執行を検討する。 ②遺留分制度を概観した後、遺留分の算定を遺留分算定の基礎となる財産の評価方法や基準時の問題をからめながら検討する。 予習箇所:教科書家族法 第4編相続 91～123頁。	

科目名	民事保全・執行法	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 上北武男
1. 授業の概要	<p>民事執行および民事保全の手続上の諸問題に重点をあてて検討する。</p> <p>民事執行法には、強制執行と担保権の実行手続に関する規定が置かれているが、この両手続は債務名義の要否など基本的な点で違いがある。</p> <p>また、民事保全は債権者の権利保全に不可欠の手続であるので、この手続の特色および効力を理解しておくべきである。</p>				
2. 到達目標	それぞれの手続の特色を理解し、手続の基礎にある理論を理解する。				
3. 授業の形態	<p>講義形式で行う。</p> <p>ただし、事前に課題を与え、授業中に発表させる。</p>				
4. 教科書	特に指定しない。				
5. 参考文献	<p>必要な参考資料は、配布予定。</p> <p>また、参考文献も授業中に指示する。</p>				
6. 評価方法	法務研究科の採点評価方法(統一評価基準)に従い、平常点20点、中間試験(論述式)20点、学期末試験60点とし、その合計点で評価する。平常点は、授業態度(出欠席、授業中の応答、質問等を含む)で判定する。				
7. 予習・復習 その他	<p>参考書を数冊あげる予定にしている。</p> <p>いざれかを選び、事前に目を通しておくこと。</p> <p>復習として代表的な判例を読んでおくこと。</p>				

授業計画		
項目	内容	
1 民事執行手続の概略	強制執行としての不動産執行・債権執行・非金銭執行。 担保権の実行手続。	
2 民事執行・債務名義	債務名義の異議と種類。 債務名義の必要性、担保権実行手続における担保権存在の証明文書。	
3 執行文	補充執行文と承継執行文。	
4 請求異議の訴え、執行文付与に関する訴え	訴権競合説。 異議事由の相互流用の可否。	
5 不動産に対する強制執行(1)	強制競売開始決定、差押え。	
6 不動産に対する強制執行(2)	換価の手続、現況調査、物件明細書、入札。 売却許可決定。	
7 不動産に対する強制執行(3)	配当手続。	
8 債権に対する強制執行(1) 中間試験	差押えと取立て。	
9 債権に対する強制執行(2)	換価手続、取立て訴訟と転付命令。 配当手続。	
10 非金銭執行(1)	不動産の明渡し、引渡しの強制執行。	
11 非金銭執行(2)	不作為判決の強制執行、間接強制。 意思表示の擬制。	
12 不動産担保権の実行手続(1)	担保不動産競売と担保不動産収益執行。	
13 不動産担保権の実行手続(2)	競売開始決定に対する執行抗告と執行異議。	
14 民事保全の概略	仮差押え、係争物に関する仮処分。 仮の地位を定める仮処分。	
15 仮差押え・仮処分の効力	相対的無効。 当事者恒定の効力。	

科目名	不動産登記法	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
		春学期	2単位	2(既1)年次	大崎晴由
1. 授業の概要	<p>一般に「財産」とは、個人又は集団の所有する、金銭・土地建物・商品など経済的価値の総体をさすが、とりわけ土地建物に対する財産価値に人々の関心は高い。わが国の不動産登記制度は、民法公布に先立つこと約10年。1886年(明治19年)に旧々不動産登記法が公布され幾多の変遷を経て現在にいたっている。</p> <p>主として不動産所有に伴う徵税制度(登記官は所有権移転登記申請があったときは所管の地方自治体へ通知義務がある)と物権変動の対抗要件具備(典型的には二重売買、順位できる担保権設定登記の優先劣後に表れる)のために登記制度が利用されているのは周知のとおりである。</p> <p>そこで法律実務家として専門的役割を担うには、物権法を基礎において民事訴訟・民事保全・民事執行の三法との関連性のもと、不動産登記法(登記令、登記規則、事務取扱手続準則を含む)のほか登記先例、登記判例等々に精通することが求められる。</p> <p>したがって、不動産登記法総論を起点にして、第三者対抗要件としての不可欠な電子・書面申請をはじめ登記手続一般の知見、土地建物取引に伴う登記と税務、金融取引における担保権・用益権と登記の関係、登記手続請求訴訟、その成果としての強制執行たる判決登記、担保権実行、さらに高齢社会到来とともにとみに増加する成年後見・相続・遺贈・信託登記など広範な実体法がらみの手続法知識の修得を到達目標にしたい。</p>				
2. 到達目標	<p>本研究科の「不動産登記法」科目における到達目標は、15回の授業と自習を通じて終講時までに、将来、紛争予防司法と紛争解決司法の担い手となる法律家に不可欠な資質たる不動産登記を巡る係争、各種取引、金融担保、相続、遺贈、信託などの諸登記形態に即応できる登記手続体系の知見とその履践基礎力の涵養をめざしたい。</p>				
3. 授業の形態	<p>プリント配付による講義式を基調とする。テーマによって課題とする小テストの口頭解説を求めるほか授業中の質疑討論の機会を設ける。</p>				
4. 教科書	<p>六法全書必携(不動産登記法・登記令・登記規則等を収載したものが望ましい)</p>				
5. 参考文献	<p>幾代通ほか「不動産登記の法律相談」(有斐閣) 大崎晴由ほか「根抵当権登記の実務」(ちくさ出版) 幸良秋夫「判決による登記」(日本加除出版) 深沢利一「民事執行の実務」(新日本法規出版) 御園生進「相続登記法」(日本加除出版) 大崎晴由ほか「登記のための税務」(民事法研究会)</p>				
6. 評価方法	<p>平常点60点、学期末課題レポート40点としその合計点で評価する。平常点の内訳は授業態度30点(出欠席・授業中の質疑応答態度)、課題小テスト30点とする。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>各講義内容の理解のために参照条文や参考文献の該当部分をあらかじめ予習しておくこと。目安としては、予習・復習には、各1時間程度が最低でも当てることが求められる。不動産登記法の基礎的な知識はもちろん、高齢社会における不動産の管理、運用、処分、承継行為に関する法律実務家の知見と実務力の涵養という視点に立って、『基本法+手続法+実践力』を具備した資格者像を確立することが需要者側のニーズに叶うものと考えます。本講義は、「これから的新時代に期待される法律実務家像」を念頭において、丁寧に講義をします。</p>				

な		
項目	内	容
1 登記制度の歴史	民法177条は不動産物権の得喪変更の第三者対抗要件主義を宣言する。具体的には登記法に基づき登記することである。明治19年に始まる不動産登記法と仕組みの変遷をたどる。	
2 登記手続の仕組み	平成17年施行の現不動産登記法における登記記録、登記所の仕組み、申請要領、各種添付情報に関する基本法令を概観する。	
3 登記をする意義	登記ニーズが高いのは不動産取引・金融取引における権利の保全に必要不可欠なためである。さらに財産管理の上でも登記をすることの意義は大きい。具体的にどのような場面で登記が社会的・経済的機能を果しているかを概観する。	
4 相続開始と登記	不動産譲渡取引に伴う登記の重要性は個別具体事例において税務と登記の知識が求められる。連件処理事案では、登記することが新たな利害関係の創造につながる。その取引実務を概観する。	
5 相続態様と登記	物権の優先劣後の関係は登記の先着主義によって決まる。そのことは民事保全・執行手続過程において具現化する。金融取引における債権担保として登記することの意義も考察する。	
6 取引形態と登記	相続・遺贈登記をはじめ遺言執行、相続人不存在による財産管理は複雑にして煩瑣な事案が少なくない。それは登記申請情報としての相続書面の適否にも関連する。身分公証制度たる戸籍法(涉外身分法を含む)に通じる手続法を概観する。	
7 金融取引と登記	相続開始に伴い紛議性を帯びる遺産分割例、相続放棄申述例、慰留分減殺請求例にあっては家庭裁判所が主導するが、その結果、相続・遺贈等々の登記では、不動産登記法と家事事件手続法等々をはじめ判例、特に登記先例に関する法情報が不可欠である。	
8 担保権と登記	金融・経済取引の与信契約上は不動産担保権が花形である。そのうち抵当権(根抵当権)を中心に必要な添付情報たる登記原因証明情報の明確な理解が担保契約実務に及ぼすことを考察する。	
9 民事執行と登記	民法特例の動産・債権譲渡登記、判例法上の譲渡担保権設定登記をはじめ多様化する特殊担保権とその実行は民事執行法に基づき具現化する。担保権設定の入口から実行としての出口までの循環的手続の知見が求められる。	
10 登記訴訟と登記①	物権(不動産賃借権を含む)の得喪変更において当事者間の紛議発生は不可避である。その紛議が登記請求訴訟として具体化する場合は、民事訴訟法などとリンクして情報化する必要がある。	
11 登記訴訟と登記②	紛議性ある事例モデルを素材に民事訴訟(執行手続)と登記の関係に関する知見を概観する。	
12 信託法と登記	現信託法(自己信託は平成20年9月30日施行)は、民事信託(家族・福祉信託)の分野において、遺言代用信託、遺贈型受益者連続信託、自己信託、事業信託などの活用が期待されている。現信託法の概要と活用類型を概観する。	
13 特例法と登記	犯罪収益移転防止法における登記代理人の新たな職責が求められる時代。不動産登記における「本人確認」の実務を探究する。	
14 まとめ(補遺)	前13回の個別テーマにそって不動産登記実務を総括する。	
15 ディスカッション	不動産登記分野に臨む法律実務家の職業アイデンティティを探る。	

科目名	少　年　法	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
	少　年　法	春　学　期	2　単　位	2(既1)年次	浅　賀　哲
1. 授業の概要	少年法は、刑事法の一分野にとどまらない、教育法、福祉法などの法分野、さらには心理学、社会学、教育学の人間関連諸科学と密接な関連をもつ分野である。少年問題(事件)の解決には、非行の原因、背景を捉えながら、少年の将来を拓く何らかの契機を見出していく必要がある。授業では、このような少年法の特徴を押えつつ、少年法の諸制度について学ぶ。特に、少年の非行の背景には、虐待との関係が指摘されており、この点に関する実務的な制度の紹介をする。また、少年の更生に関する各取り組み、制度等についても、実体験の紹介を含め、提案する。				
2. 到達目標	法曹として少年事件に関わる上で必要な法的知識の基礎と、少年事件をその背景を含め幅広く捉える姿勢を築くことが目標となる。刑事訴訟法、刑法との関係についても留意し、少年の特徴を理解する。				
3. 授業の形態	扱うテーマに応じて、講義形式、ソクラテスマソッド等、適宜の方法を用いる。また、少年の審判、更生について検討する実務体験の機会を設ける。				
4. 教科書	服部朗・佐々木光明『ハンドブック少年法』(2000年)明石書店				
5. 参考文献	澤登俊雄『少年法入門〔第5版〕』(2011年)有斐閣 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法〔第3版〕』(2009年)有斐閣 守屋克彦・斎藤春治編『コンメンタール少年法』(2012年)現代出版社				
6. 評価方法	成績評価は、2回のレポート(25点×2)と平常点(質問の受け答え・発言等)(50点)とを総合して行う。定期試験を行わないので、再試験も実施しない。 なお、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。				
7. 予習・復習 その他	予習事項としては、指定した条文、教科書を予め検討すること。復習は、授業中にノートを作成し、この内容を再度検討すること。				

授業計画

項目		内 容
1	少年非行の動向	一般に少年非行は増加、凶悪化していると報じられているが、この当否を統計資料に基づき検証するとともに、最近の少年非行の傾向、特徴を把握する。教科書11頁から58頁を予習すること。
2	非行の原因研究 (1)	非行原因のうち、生物学的アプローチと心理学的アプローチについて学ぶ。教科書59頁から76頁を予習すること。
3	非行の原因研究 (2)	非行原因のうち、社会学的アプローチについて学ぶ。教科書59頁から76頁を予習すること。
4	少年法の対象	少年法の対象(=非行のある少年)について学ぶ。犯罪少年・触法少年のほかに虞犯少年を対象とすることは非について討議し、これを通じて、少年法の特徴と家庭裁判所の役割を理解する。教科書77頁から132頁を予習すること。
5	少年事件の捜査	少年事件の捜査には成人事件とは異なる配慮が要求される。少年の供述心理を踏まえ、具体的にどのような制度や配慮が必要かを考える。教科書133頁から188頁を予習すること。
6	事件送致の方法	全件送致主義のもつ意義について学ぶ。なぜ、成人事件のように微罪処分や起訴猶予処分がないのかについて討議する。簡易送致の運用の在り方についても検討する。教科書133頁から188頁を予習すること。
7	観護措置	観護措置のもつ身体拘束機能と心身鑑別機能について学ぶ。とくに、後者が調査制度全体の中でもつ意味と、意図的行動観察における制約について考える。教科書133頁から188頁を予習すること。
8	付添人の役割	捜査段階から審判段階に至るまでの付添人の役割について、「二面性論」と「パートナー論」を対比させながら考える。少年との面接技法についても触れる。教科書189頁から238頁を予習すること。
9	家裁調査官の役割	家庭裁判所に調査官が配置されていることの意義と、その具体的役割について学ぶ。また、家裁調査官と付添人との協働、連携の在り方についても考える。教科書189頁から238頁を予習すること。
10	試験観察	試験観察の意義と方法について学ぶ。教科書189頁から238頁を予習すること。
11	少年司法における適正手続の保障	少年司法における適正手続保障の意義を、刑事司法におけるそれと対比しながら考える。教科書189頁から238頁を予習すること。
12	少年審判の構造	少年審判の職権主義的審問構造の特徴を理解し、運用上の留意点について考える。教科書189頁から238頁を予習すること。
13	処分の選択	少年の処分は何を重視して決定すべきかを、非行行為・結果と要保護性が処分選択に対しもつ意義、刑事裁判における量刑との違いに注目しながら検討する。教科書239頁から350頁を予習すること。
14	逆送と少年の刑事裁判	少年法改正の経過を踏まえながら、少年法20条の意義、刑事裁判における審理の在り方等について学ぶ。教科書329頁から351頁を予習すること。
15	抗告、事後救済手続	抗告制度について理解するとともに、少年の冤罪のおそれ、再審制度(27条の2)について、具体的なケースをもとに考察する。教科書371頁から422頁を予習すること。

科目名	社会保障法	開講学期 秋学期 (集中)	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 大曾根寛
1. 授業の概要	<p>この科目は、下記の教科書を使って日本の社会保障・社会福祉と法に関する現状、体系、理論、判例、実務を学習する。大きく分けて3部門に分かれる。</p> <p>第1部(1回—4回)では、資本主義経済社会において社会的・経済的に弱い立場に立つ者の人権を保障する法制が生まれてきた経過を先進諸国と日本の社会保障から学ぶ。次に、現在、日本が抱えている社会保障関連の諸問題を確認する。</p> <p>第2部(5回—11回)では、隣接領域である憲法、民法、刑法、行政法と関連するリーディング・ケースを含め、子ども、障害のある者、女性、高齢者、就業者、低所得者、外国人、虐待被害者などに関連する法体系を講義で説明するとともに、訴訟で争われた事例を教材にして検討する。生活保護行政の問題、介護保険の問題、医療保険と年金保険の問題、労働法と福祉労働者の保護の課題などにも及ぶ。</p> <p>第3部(12回—15回)では、争訟手続を活用するための法制度と判例理論、実務を取り扱う。</p> <p>以上を学ぶに際し、その制度と政策を吟味することは欠かせないので、毎回、教材の予習をするとともに、受講生諸君の法政策に対する自説の展開を期待したい。</p>				
2. 到達目標	<p>この授業は、社会保障・社会福祉と法が、どのようにかかわるのかを考えるために、具体的な事例や活動を取り上げながら、制度・政策を活用することができるようになるための基礎的な訓練をする場である。将来、実務家となって、社会保障・社会福祉にかかわる案件に出会ったとき、十分に対応できるような知識と考え方の枠組みを学習することを目標としている。受講生諸君が社会保障法を人間の尊厳・人権擁護の立場で考える一助となれば幸いである。</p>				
3. 授業の形態	<p>クラスでは、第1部(1回—4回)は講義中心、第2部(5回—11回)では毎回、各分野に入る前にその分野の概説を教員が教科書に依拠して行うが、学生諸君の負担を充分考慮しながら、学生諸君による判例の報告と討論という役割分担も考える。第3部(12回—15回)は、本格的な判例研究となるので、事前準備が必要である。また、学生諸君の知識修得と共に、考える機会となるクラス運営を試みないので、受講生諸君は毎講義終了後に、授業で考えたことの一端をA4大の紙に書いて提出し、教員がこれにコメントを書いて返却する「コミュニケーション・ペーパー」を出してもらい、受講生諸君との恒常的な交流も考えている。なお、現に生起する社会問題に关心を持つためとクラス運営を潤すためにも、周辺情報の提供等を新聞切り抜き、ビデオテープなどで行うことがある。</p>				
4. 教科書	<p>大曾根寛編『社会福祉と権利擁護』 2012年 放送大学教育振興会 西村他編著『社会保障法判例百選』 2009年 有斐閣</p>				
5. 参考文献	<p>西村健一郎著『社会保障法入門』 2014年 有斐閣 大曾根寛編『福祉政策の課題』 2014年 放送大学教育振興会</p>				
6. 評価方法	<p>法務研究科の採点評価方法(統一評価基準)に従い、平常点20点、中間試験20点、学期末試験60点とし、その合計点で評価する。平常点は、授業中の応答、質問等を中心に出欠席状況も含み総合評価する。また、中間試験は、短答式試験と基礎的理解を確認するための簡単な論述式試験を採用する。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>各回のレジュメは、講義の5日前までにはシラバスシステムに掲載する。レジュメには、各講義内容の理解のために設例問題や、参照判例を掲載している。それらについてあらかじめ予習しておくことが必須である。目安としては、予習・復習には、各1時間程度が最低でも当てることが求められる。</p>				

授業計画

項目	内 容
1 総論編① オリエンテーションと社会保障法の全体像	(教材 第1章)(社会保障・社会福祉・人権)社会福祉の世界において、人間の尊厳、個人の尊厳が基本的な価値として、語られるようになっている。それらの概念を踏まえながら、基本的人権の尊重が、社会保障・社会福祉領域でどのように機能するのかを再検討することによって、社会保障・社会福祉における権利概念を再構築する手がかりをうる。
2 総論編② 社会保障・社会福祉の法的根拠	(教材 第2章)(人権類型、人権の歴史、相対化)諸外国および日本における人権の発展の歴史を概観するとともに、憲法上の人権の類型とその相対化について学習する。福祉国家の発展の類型とともに、日本型福祉社会の問題と変容を跡づけながら、とりわけホームレスの問題を中心に現代の生存権論がかかえている課題と展望について考察する。
3 総論編③ 国際人権法と社会保障・社会福祉	(教材 第3章)(国際人権規約、国際人権条約、国際連合)国際的な人権保障の発展を概観し、国際的な人権の類型とその相対化について検討する。社会保障・社会福祉に関連する諸権利の保障を、国内人権機関と国際的な人権保障の仕組みとともに学習し、人権侵害救済機関や個人通報制度をめぐる課題と展望について考察する。
4 総論編④ 社会保障・社会福祉の法政策	(教材 第4章)(社会福祉法、年金法、健康保険法)2000年前後に展開した社会福祉の構造改革が、どのようなものであったのかを確認すると共に、社会福祉体系の基礎となる、福祉契約の概念、特徴、問題点などについて検討する。契約論を学習することが、社会保障法学の現代的な課題と密接に関連していることを学ぶ。
5 各論編① 家族と後見と社会保障	(教材 第5章)(民法、成年後見、未成年後見)判断能力の不十分な高齢者、障害者、児童などへの支援の方向を模索する。2000年に実施された後見制度が実際に活用されるようになっているが、制度としては多くの残された問題を抱えている。親族後見、専門職後見、市民後見などと共に、法人による後見についても課題を整理する。
6 各論編② 社会的後見と民法	(教材 第6章)(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者)成年後見制度とは別に、福祉法制上、福祉サービス利用援助事業がある。地域福祉権利擁護事業から、日常生活自立支援事業へと変化しているが、これは、成年後見とどのような違いがあり、特徴を持っているのかについて学習しよう。成年後見制度との連動性にも言及する。
7 各論編③ 福祉サービスと苦情解決	(教材 第7章)(福祉契約、苦情解決)福祉サービスでは利用者の要望をかなえることが必ずしも質の高いサービスであるとは限らない。このように一般的のサービスとは異なる福祉サービスの質の特徴と評価の難しさについて考える。社会福祉法78条や82条で規定されている、サービスの質を高める公的な制度と苦情解決制度について説明する。
8 各論編④ 社会保障・社会福祉と生活の質	(教材 第8章)(老人ホーム、グループホーム、高齢者住宅)サービスの質を高める取組として、リスクマネジメント、情報管理、人材育成マネジメントなどが社会福祉分野にも導入されている。福祉サービスの質の向上に関する現状と今後の展望を考察する。
9 各論編⑤ 虐待と社会保障・社会福祉	(教材 第9章)(児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法)児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、DVのそれぞれの実情と防止法の特徴について理解しよう。虐待やDVの件数は毎年増え続けている。なぜ、虐待やDVが発生するのか。成年後見制度・未成年後見制度の活用も含め、その防止対策について考えてみよう。
10 各論編⑥ 外国人と社会保障・社会福祉	(教材 第10章)(生活保護、国民年金法、出入国管理法、非定住外国人)グローバル化、労働力不足を背景に1980年代後半以降、「単純労働者」として中国人、日系ブラジル人等移民が増加してきた。移民の多くは非正規雇用で社会的に排除される傾向にある。不安定な生活を営んでいる移民を支援する社会保障・社会福祉の役割について考察する。
11 各論編⑦ 地域社会と社会保障・社会福祉	(教材 第11章)(孤独死、ホームレス、生活保護法)近年コミュニティから排除される人びとが増加しつつある。孤独死や児童・高齢者の虐待、ホームレスなど深刻な問題を地域で解決することが求められている。地域福祉とは何かを明らかにした上で、社会的排除の問題を解決するために求められるNPOや福祉コミュニティについて考察したい。
12 争訟編① 社会保障・社会福祉と行政法制	(教材 第12章)(行政法、社会保障行政)社会保障給付・福祉サービスの提供過程で行われる行政活動の類型を概観する。そして、これらの諸活動が適法であるためのルールについて定めている行政法の基本を論ずる。具体的には行政手続法、情報公開法、個人情報保護法という主要法令が定めるルールについて説明し、これらと社会保障・社会福祉の関係について論ずる。
13 争訟編② 社会保障・社会福祉と行政争訟	(教材 第13章)(行政事件訴訟法、行政不服審査法、国家賠償法)適法に行われるべき行政活動が、時には違法に行われ、利用者らの権利を害する場合がある。このような場合、すでに行われた行政活動を是正し、人々の権利を救済するため行政争訟制度が有効に働くことが求められる。行政不服審査・行政訴訟・国家賠償という行政争訟制度の課題について、いくつかの裁判例とともに論ずる。
14 争訟編③ 社会保障・社会福祉の公的責任	(教材 第14章)(民営化、公的規制、オンムズマン制度)福祉サービス提供の仕組みは、現行法上、契約と措置の並存状態にある。このような現状では、行政の公的責任の曖昧化が懸念される反面、公的責任の理解のあり方も次第に変わらざるを得ない面がある。また、近年の国と地方の役割分担の見直し論も、行政の公的責任のあり方に影響を与えている。
15 争訟編④ 権利擁護の担い手	(教材 第15章)(権利擁護相談、強制入院、審査請求)変容し続ける社会福祉制度との関係で、市民の権利はどのように守られていくか、今後の課題が論じられる。福祉と医療にまたがる分野で、専門職と市民、行政機関がどのような機能を果たしうるのか、権利擁護の担い手の役割についても展望してみよう。

科目名	地方自治法	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
		春学期	2単位	2(既1)年次	榎原志俊
1. 授業の概要	本授業は、地方自治法について、その基本的な構造を理解するとともに、判例の検討を通して、総合的な問題処理能力を習得することを目的とする。なお、行政法理論との関連性を重視する。				
2. 到達目標	地方自治法における総合的な問題処理能力の習得				
3. 授業の形態	本授業においては、塩野 宏著『行政法III[第4版]』(第4編第1部第3章)をテキストとして使用し、地方自治法の骨格を理解するとともに、地方自治関係の重要判例を検討し、論点の整理等を行うものとする。				
4. 教科書	塩野 宏著『行政法III[第4版]』(住民訴訟については、併せて同『行政法II[第5版]』の該当部分) (サブテキスト) 別冊ジュリスト『地方自治判例百選[第4版]』				
5. 参考文献					
6. 評価方法	定期試験(60点)は実施するが、中間試験は実施しない。平常点(40点)は、授業における対応等の評価による。 なお、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。				
7. 予習・復習 その他	受講者は、毎回、テキストの予定の範囲を精読した上で、授業に参加するものとする。また、授業後復習を徹底し、理解力の定着に努めるものとする。				

授業計画		
項目	内容	
1 ガイダンス 地方自治の基礎	授業の進め方等についての説明 テキスト第1節 地方自治の法的根拠、日本国憲法の地方自治条項、地方自治法制の位置づけ等の検討	
2 地方公共団体の意義	テキスト第2節 地方公共団体の意義、種類等の検討	
3 地方公共団体の事務	テキスト第3節 地方公共団体の事務の分類等の検討	
4 地方公共団体の機能	テキスト第4節 自治組織権、自治行政権、自治財政権の検討	
5 地方公共団体の機能(第2回)	テキスト第4節 自治立法権の検討、特に条例制定権、その限界等についての判例の理解、問題点の検討	
6 地方公共団体の機能(第3回)	テキスト第4節 自治立法権の検討、特に条例制定権、その限界等についての判例の理解、問題点の検討(続き)	
7 地方公共団体の機関	テキスト第5節 議会、執行機関、議会と長の関係等の検討	
8 住民の権利・義務	テキスト第6節 選挙権、直接請求、住民監査請求・住民訴訟、公の施設利用権等の検討	
9 住民の権利・義務(第2回)	テキスト第6節 住民訴訟についての判例の理解、問題点の検討(第1回)	
10 住民の権利・義務(第3回)	テキスト第6節 住民訴訟についての判例の理解、問題点の検討(第2回)	
11 住民の権利・義務(第4回)	テキスト第6節 住民訴訟についての判例の理解、問題点の検討(第3回)	
12 補論(第1回) 地方自治法第2編 第9章「財務」等	地方自治法第2編第9章「財務」及び第8章「給与その他の給付」についての判例の理解、問題点の検討(第1回)	
13 補論(第2回) 地方自治法第2編 第9章「財務」等	地方自治法第2編第9章「財務」及び第8章「給与その他の給付」についての判例の理解、問題点の検討(第2回)	
14 国と地方公共団体の関係	テキスト第7節 国と地方公共団体の関係の検討	
15 地方公共団体相互の関係	テキスト第8節 地方公共団体相互の関係の検討	

科目名	外 国 人 人 権 法	開 講 学 期	単 位 数	対 象 年 次	担 当 者 名
		秋 学 期	2 单 位	2 (既1)年次	岡 崎 勝 彦
1. 授業の概要	国際化・グローバル化を迎えた21世紀にあって、現憲法下におけるこの国の外国人の人権問題の現状と課題について、オールドカンマーとニューカンマーとの相違を踏まえ、旧憲法下からの継承と断絶において把握に努める。その際、直近の判例を素材にこれまでの最高裁判例の到達点を確認しつつ授業を進める。				
2. 到達目標	外国人の各人権類型を検討することにより、日本の人権保障状況を踏まえ、基本的人権の普遍性を確認する。				
3. 授業の形態	当授業は2年次以降の選択科目秋学期配分となっており、ソクラテスマソッドのより進んだ形態をとる。したがって、教材に掲げた判例を中心に毎回報告者を立て、討論形式によって問題の所在を深める。				
4. 教科書	テキストは指定せず、プリント等を事前に配布する予定である。				
5. 参考文献	駒井洋監修・近藤敦編『外国人の法的地位と人権擁護』(明石書店、2007年) 手塚和彰『外国人と法[第三版]』(有斐閣、2005年) 田中宏『在日外国人 第三版』(岩波新書、2013年) 憲法判例百選①[第6版]、旧憲法判例百選①[第5版]				
6. 評価方法	本研究科の採点評価方法(統一評価基準)に従い、平常点20点、中間試験20点、学期末試験60点とし、その合計点で評価する。中間試験は短答式とする。平常点については、講義への出席並びに報告及び質問への返答を総合して評価し、学期末の筆記試験(論述)を総合して評価することを原則とする。				
7. 予習・復習 その他	授業の際には、あらかじめ指示された予習をしてくることが重要である。シラバスに挙げている重要判例については、判例批評はもとより当該判例の全文を読み込んでおくこと。授業中の質問ももちろん歓迎する。なお、必要に応じて講義の中で小テストを行う。				

授業計画

項目	内	容
1 国籍	外国人と国籍を扱う。在日外国人の現状及び国籍の取得について、出生による国籍の取得(生地主義・血統主義)と帰化による国籍の取得等について解説する。〔参照判例 最高裁平成20年6月4日大法廷判決、届出による国籍の取得と法の下の平等 判時2002号3頁、百選I 35事件〕	
2 出入国管理	外国人の「出入国管理」を扱う。外国人登録、在留資格の取得、永住許可制度、退去強制等について解説する。〔参照判例 最高裁昭和32年12月25日大法廷判決、外国人の出国の自由 刑集11巻14号3377頁、百選I A 1事件、旧百選I 1事件〕	
3 再入国の権利	外国人の再入国の権利を扱う。在留外国人の再入国に関する法務大臣の裁量権限と再入国の権利性について検討する。〔参照判例 最高裁平成4年11月16日大法廷判決、外国人の再入国の権利－森川キヤサリーン事件 集民166号、百選I 2事件〕	
4 難民問題	外国人の難民問題を扱う。「難民」の概念、難民認定及び難民の地位等について解説する。〔参照判例 最高裁昭和51年1月26日第二小法廷判決、亡命者・政治難民の保護－尹秀吉事件 判タ334号105頁、旧百選I 10事件〕	
5 指紋押捺制度	外国人の指紋押捺制度を扱う。指紋押捺制度導入の目的と指紋を探られない自由・権利等について検討する。〔参照判例 最高裁平成7年12月15日第三小法廷判決、指紋押捺制度の合憲性 判時1555号47頁、百選I 3事件〕	
6 住民	外国人と「住民」について扱う。外国人登録法における市町村の区域内に住所を有する地域住民たる外国籍者住民の法的地位を検討する。〔参照判例 東京地裁平成24年1月20日判決、公職選挙法の定める3ヶ月記録要件の合憲性 判時2192号38頁〕	
7 財産権、所有権、営業権	外国人と財産権、所有権、営業権を扱う。土地所有権、知的所有権並びに外国人と職業選択の自由、営業の自由等を検討する。〔参照判例 名古屋地裁昭和46年4月30日判決、株主総会決議無効確認請求事件－役員資格を日本人に限定する旨の定款規定の効力 判時629号28頁〕	
8 雇用・就業制度	外国人の雇用・就業制度を扱う。外国人の雇用、職業安定、雇用保障等について検討する。〔参照判例 横浜地裁昭和49年6月19日判決、日立製作所採用内定取消無効確認訴訟判決事件 判時744号29頁〕	
9 教育制度	外国人と教育制度について扱う。義務教育、中等教育、高等教育等における「教育を受ける権利」及び民族教育の現状と課題について検討する。〔参照判例 大阪高判平成20年11月27日 憲法26条とマイノリティの教育権 判時2044号86頁、21年度重判憲法9〕	
10 社会保障	外国人と社会保障について扱う。外国人の医療、医療保障、生活保障、公的扶助、福祉、年金等について検討する。〔参照判例 最高裁平成元年3月2日第一小法廷判決、外国人の社会保障－塩見訴訟 判時1363号68頁、百選I 6事件 最高裁平成26年7月18日第二小法廷判決(福岡高裁平成23年11月15日判タ1377号104頁)、生活保護請求事件〕	
11 公務就任権	外国人と公務員就任権について扱う。「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する職務」に外国人は就けないとする政府解釈(「当然の法理」)の意義と限界を明らかにする。〔参照判例 最高裁平成17年1月26日大法廷判決、外国人の公務就任権 判時1885号3頁、百選I 5事件〕	
12 参政権	外国人と参政権について扱う。住民投票条例、地方参政権問題等の動向と憲法問題を解説する。〔参照判例 最高裁平成7年2月28日第三小法廷判決、外国人の地方参政権 判時1523号49頁、百選I 4事件〕	
13 政治活動の自由	外国人の政治活動の自由について扱う。「権利性質説」の到達点を確認し、「国の政治的意意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動」(「マクリーン事件」)基準について検討する。〔参照判例 最高裁昭和53年10月4日大法廷判決、外国人の政治活動の自由－マクリーン事件 判時903号3頁、百選I 1事件〕	
14 オールドカンマーの法的地位	オールドカンマー(在日韓国人・朝鮮人)の法的地位について戦前・戦後史における客観的位置付けについて解説する。〔参照判例 最高裁昭和36年4月5日大法廷判決、国籍存在確認請求上告事件 判時257号7頁、大阪高裁昭和56年1月26日判決 判時1010号139頁〕	
15 戦後補償問題	戦後補償問題の現状と課題について、旧植民地出身の元軍人・軍属、強制連行、従軍慰安婦等の旧植民地問題の統一的把握方について検討する。〔参照判例 最高裁平成16年11月29日第二小法廷判決、戦後補償－韓国人戦争犠牲者補償請求事件 判時1879号58頁、百選I 8事件、最高裁平成4年4月28日第三小法廷判決、国籍条項の合憲性 判時1422号91頁、百選I 7事件〕	

科目名	国際法	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
	国際法	春学期	2単位	2(既1)年次	初川満
1. 授業の概要	<p>国際化の今日においては、国際社会の法的枠組みとしての国際法の理解なくしては、世界で起きていることを理解することが出来ないのみならず、国内問題ですら、もはや解決が難しくなってきている。</p> <p>そこで、国内法と異なる法体系である国際法とは、どのように機能しているかについて、国内法との違いを念頭に見て行くこととする。</p>				
2. 到達目標	国際社会の法的枠組みとしての国際法の基本的な知識と法理を学び、国際社会における法治の原則を理解する。				
3. 授業の形態	原則として、講義形式で行うが、質問・討議を随所に交えることにより、受講生自身に考える機会を与える。				
4. 教科書	<p>柳原・兼原・森川編『プラクティス国際法講義』(2010、信山社)</p> <p>芹田編集代表『コンパクト学習条約集』(2010、信山社)</p>				
5. 参考文献	杉原高嶺『国際法講義』(2008、有斐閣)				
6. 評価方法	<p>平常の講義への出席および学期末レポート(5000字程度)を総合して評価する。なお、欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。</p> <p>レポートは、選択されたテーマの分析のために、いかなる順序で論証しているかについて、内容に加え目次や文献リストから、総合的に判断する。</p> <p>定期試験を実施しないので、再試験は行わない。</p>				
7. 予習・復習 その他	広範囲な領域を学ぶことになるため、該当部分の予習をかかさないことが重要である。また、自分の言葉で表現することが出来るよう、復習を行うことが期待される。				

授業計画

項目	内 容
1 国際法とは	国際法とはいかなる法なのかについて、主に歴史的観点から見て行く。ここでは、国際法は国内法とは異なるとはいえ、拘束力をもつ法であることを学ぶ。
2 国際法の法源	国際社会の法規範としての国際法の法源とは、いかなるものかを見て行く。具体的には、条約、慣習国際法、実質的法源などについて、これらはいかなるものかを見て行くとともに、各法源間の関係を学ぶ。
3 条約① — 法源としての「条約」について	国際法の法源として最も重要である「狭義の条約」について、まずその解釈・適用の一般原則を学び、次いで、条約の成立要件及び手続きについて見て行く。
4 条約② — 法源としての「条約」について	国際法の法源中最も重要である「条約」について、留保や廃棄、無効、終了等の効力要件について学び、しかる後に、条約の第三国との関係についても見て行く。
5 国際法と国内法	まず、国際法と国内法の関係について、一般論を学ぶ。しかる後に、条約及び慣習国際法の国内法秩序における位置付けを見て行く。最後に、砂川事件を例にとりつつ、日本における国内法と国際法の関係を考える。
6 国際法主体① — 国家	まず、国際法主体とは、いかなる概念であるかを学ぶ。しかる後に、国際法主体として、国際社会の正会員である国家は、いかなるものであり、いかなる基本的権利義務をもっているのかを学ぶ。
7 国際法主体② — 国際組織、個人	国際法主体として近年登場した、国際組織及び個人の国際法主体性について学ぶ。次いで、これらはいかなる権利・義務を持つかについて見て行く。但し、個人については詳しくは国際人権法総論及び各論の講義にゆずる。
8 国家管轄権と国家領域	まず、国家が人や物に対して統治機能を及ぼす権限である国家管轄権について、しかる後に、その例外というべき主権免除について学ぶ。次いで、国家主権の及ぶ範囲としての国家領域について、まず領域権原取得の方法について学び、日本の領域紛争地について、領域主権を考える。
9 海洋法	ここでは、海に関する法である海洋法について学ぶ。広大な公海における自由と狭い領海への沿岸国の領域主権と言う二元制度の成立の歴史をまず見て行く。しかる後に、航行と漁獲にとどまらず、他の資源の開発や保護あるいは新たな海洋利用への歩みについて、主に海洋法条約における国際法制度を中心に学ぶ。なお、本講義に関係する判例についても見て行く。
10 その他の地域及び空間(国際化地域、空、宇宙)	今日、国家領域と国際公域という二元的な空間秩序を基礎としつつ、国際的な交通利益を実現するための国際協力や国家管轄権の配分が工夫されている。その例として、本講義では、以下の制度について学ぶ。まず、国際運河と国際河川について見て行く。かかる後に、領有権が凍結されている南極についてみていく。最後に、空域と宇宙空間に関する国際法制度について学ぶ。
11 国際環境法	環境保護を目的とし、国際的な環境問題解決のための国家間の協力と調整の法的枠組みとしての、国際環境法について学ぶ。国際環境法の法源、国家の環境保全義務、損害の救済制度、履行確保制度などについて見て行く。なお、関連判例として、トリー・キャニオン号事件やチェリノブイリ原発事故についても見て行く。
12 国家機関	外交官や元首などといった、外交関係において国家を対外的に代表する資格を有する者について、その国際法上の権利・義務を見て行く。具体的には、外交官や領事関係法、主権免除などについて、ウィーン外交官条約等関連条約の解釈により、国際関係の基礎にある外交関係における国際法を見て行く。
13 国家責任	国際法違反により、法益侵害が発生した場合の結果を規律する法としての、国家責任法を見て行くこととする。具体的には、国際責任の意味、国家責任の発生要件、責任内容、履行などについて学ぶ。
14 国連	最も重要な国際組織としての国際連合について、その組織や機能、権能について見て行く。具体的には、設立史、目的、構造を学び、しかる後に、主要な機関である総会、経済社会理事会及び安全保障理事会について、その組織や権能などについて学ぶ。
15 国際紛争処理機関としての国際司法法廷	国際紛争の平和的処理手段として、最も進んだ司法的解釈について学ぶ。まず、国際紛争処理手法一般について学び、しかる後に、国際司法裁判所(I.C.J.)について、組織、管轄、手続きなどについて詳しく見て行く。最後に、国際刑事裁判所(I.C.C.)にも触れる。

科目名	国際人権法総論	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
		春学期	2単位	2(既1)年次	初川 満
1. 授業の概要	<p>人権とは、人間の法的権利(Lawful rights of Mankind)であると定義することが出来る。よって、国際人権法はこうした人権の国際的な保護を目指す法的枠組みということが出来よう。</p> <p>そこで本講義では、人権の国際的保障の一般論から、国際人権保障システム、条約上の義務、人権条約における人権保障と人権の制限などについて、見て行くこととする。</p>				
2. 到達目標	<p>本講義では、国際人権法の総論的部分について見て行く。特に、人権とはいかなるもので、国際的な法的保護とはいかなるものであるのか、いかなるシステムが考えられてきたのかなどについて論じ、国際社会と人権について考えて行く。</p>				
3. 授業の形態	<p>原則として、講義形式で行うが、質問・討議を随所に交えることにより、受講生自身に考える機会を与える。</p>				
4. 教科書	<p>講義テーマ毎に参考とする本は異なり得るため、通読本としては、『ブリッジブック国際人権法』(芹田・薬師寺・坂元著、信山社、2008)を挙げておく。</p>				
5. 参考文献	<p>芹田健太郎『国際人権法 I』(信山社、2011) 初川 満『緊急事態と人権』(信山社、2007) 初川 満『緊急事態における人権の制限』(普遍的国際社会への法の挑戦、坂元・薬師寺編、信山社、2013)</p>				
6. 評価方法	<p>平常の講義への出席および学期末レポート(5000字程度)を総合して評価する。なお、欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。</p> <p>レポートは、選択されたテーマの分析のために、いかなる順序で論証しているかについて、内容に加え目次や文献リストから、総合的に判断する。</p> <p>定期試験を実施しないので、再試験は行わない。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>教科書を熟読し、自分なりの理解を前もって作って行くこと。また、講義毎に関連論文を読み込むことが望ましい。</p>				

授業計画

項目	内 容
1 人権とは	人権とは、いかなるものかについて考える。次いで、人権思想の歴史を見て行く。ここでは、人権は歴史の産物であることを学ぶ。
2 人権の分類	人権とはいかなるものを理解するために、人権といわれる権利・自由にはいかなるものがあるかを見て行く。具体的には、日本国憲法が保障する権利をまず分類し、かかる後に、国際人権の分類として、第一世代・第二世代・第三世代の人権の分類により、権利・自由の理解を深める。
3 国際人権保障概史	国際人権保障の歴史について見て行く。国際的人権保障の前史として、ヨーロッパにおける人権保障の歴史を見て行き、次いで、戦後の国際的人権保障の意味について考える。
4 人権保障とは	まず、人権の特徴及び人権享有主体について学ぶ。かかる後に、誰が人権を守るかを見て行く。ここでは、歴史的に、誰が最終的な人権擁護者と考えられてきたかを考える。人権保障システムについて見た後に、私人間効力についても学ぶ。
5 国際人権法の法源	国際法の法源と重なるものがあるが、本講義では特に、国際人権法の法源としての条約、慣習法及び国際機関の決議などについて見て行く。具体的には、第二次大戦以前の人権に関する条約、戦後の国連憲章や国連人権条約、あるいは国際機関の決議などについて、その効力を論ずる。
6 国際人権保障システム①	ここでは、国際組織による人権の監視システムとして、総会、安保理、経済社会理事会などの国連機関による監視と欧州地域、米州地域などにおける地域国際機関による監視のシステムについて、その成立史や仕組み、実態などを見て行く。
7 国際人権保障システム②	ここでは、人権条約機関による人権の監視システムとして、自由権規約委員会のような国連人権条約機関による人権保障システムとヨーロッパ人権裁判所のような地域人権条約機関による人権保障システムについて、その成立史や仕組み、実態などを見て行く。
8 人権条約の解釈	ここでは、人権条約の解釈の一般原則を自由権規約を主に例にとりながら学ぶ。ここでは、評価の余地や比例性についても詳しく見て行く。なお、人権条約機関は、第四審でないことも論ずる。
9 人権条約上の義務	ここでは、まず、自由権と社会権の国家の履行義務について、次いで、国家の人権保証義務全般について見て行く。そして、これらに加えて権利侵害に対する効果的救済について論ずる。
10 人権の制限①	人権の制限とはいかなることかについて考える。ここでは、人権の制限一般論、規定の手法などといった一般的理論をまず見て行く。かかる後に、制限の一手法として留保について詳しく見て行く。
11 人権の制限② — limitationについて	人権の制限の主な手法であるlimitation clausesによる制限について見て行く。ここでは、まず要件論として、"法律に基づく"、"正統な根拠"、"必要性"などについて見て行く。なお、自由裁量(評価の余地)、比例性の原則についても触れる。
12 人権の制限③ — limitationについて	ここでは、limitation clausesによる制限についての手続きとして、具体的に人権の制限の『正統な根拠』とされる国の安全、公の秩序、公衆の健康などの具体的な内容を見て行く。
13 人権の制限④ — derogationについて	人権の制限としての緊急事態における権利の停止について学ぶ。ここでは、立法史、要件論について論ずる。
14 人権の制限⑤ — derogationについて	たとえ緊急事態においてさえ、条約上の人権保護義務を停止できない権利・自由について見て行く。そして、人権の制限としてのlimitationとderogationの比較及び評価の余地についても見て行く。
15 緊急事態と日本	過去において人権が最も傷害してきた緊急事態において、日本の国内法はいかに対処してきたか。こうした対処法は国際基準に合致しているのか。などといった点について考えて行く。

科目名	国際人権法各論	開講学期	単位数	対象年次	担当者名
		秋学期	2単位	2(既1)年次	初川 満
1. 授業の概要	我が国が締約国となった国際人権条約は、法律と同等かそれ以上の裁判規範と解されているにもかかわらず、裁判所において未だ正当な扱いを受けているとは言い難い。とはいえ、人権条約に言及した裁判判例が下級審では増えているのみならず、最高裁判例においても言及されたものが見られ出した。そこで、本講義では、国際人権条約による保障のメカニズムや条約が樹立しようとしている国際基準について、具体的に見て行くこととする。				
2. 到達目標	人権は、国内法及び国際法の両方において重要であり、国内の人権を無視して国際人権を論ずることは虚しい。また、今日のような国際化の時代において、国際人権法を無視した国内人権法は、もはやその正統性すら危くなりつつある。 そこで本講義では、人権の法的権利としての人権につき、国際社会においてはいかなる保護が行われ、いかなる保障基準が追及されているかの理解を目的とする。				
3. 授業の形態	原則として、講義形式で行うが、質問・討議を随所に交えることにより、受講生自身に考える機会を与える。				
4. 教科書	講義テーマ毎に参考とする本は異なり得るため、通読書としては、『ブリッジブック国際人権法』(芹田・薬師寺・坂元著、信山社、2008)を挙げておく。				
5. 参考文献	芹田健太郎『国際人権法 I』(信山社、2011) 〃『地球社会に人権論』(信山社、2003) 畠、水上編『国際人権法概論』(信山社、1999) 初川 満『国際人権法の展開』(信山社、2004)				
6. 評価方法	平常の講義への出席および学期末レポート(5000字程度)を総合して評価する。なお、欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。 レポートは、選択されたテーマの分析のために、いかなる順序で論証しているかについて、内容に加え目次や文献リストから、総合的に判断する。 定期試験を実施しないので、再試験は行わない。				
7. 予習・復習 その他	予習に際しては、条約集を常に引くようにして欲しい。講義終了後は、理解を深めるため、関連部分の再読が望ましい。				

授業計画

項目	内 容
1 国際人権保障概説	人権の国際的保護の概観を行い、国際社会による人権保護の監視について考える。特に、国際基準とはいかなるものかを考え、個人の国際法主体性について論じる。
2 国際人権条約とは	国際人権条約の概論として、いかなる条約があるかについて学ぶ。具体的には、各条約の内容、作成史、メカニズム等について見て行く。
3 国際人権規約①	自由権規約及び社会権規約の作成史および構造について見て行く。又、日本の批准の歴史についても学ぶ。
4 国際人権規約②	主に自由権規約における実施措置(国家報告制度、国家間通報制度、個人通報制度)について見て行く。又、日本の国家報告についても学ぶ。
5 国際人権規約③	自由権規約における権利について、規定されている権利・自由の性質一般について見て行く。しかる後に、条約による規定の難しさの例として、非差別と財産権を取り上げる。
6 国際人権規約④	自由権規約における個人通報制度について、詳しく見て行く。具体的には、自由権規約選択議定書の要件、仕組み、フォローアップ等につき、日本の議定書、批准問題を含め学ぶ。
7 国際人権条約と日本	主要な人権条約について、日本の批准を廻る問題、国内判例との関係などを見て行く。具体的には、社会権規約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、子供の権利条約、奴隸禁止条約を見て行く。
8 地域人権条約①	地域人権条約の一般論として、仕組み、特徴、実態などを見て行く。しかる後に、地域人権条約として最も歴史が古く、かつ最も発達しているヨーロッパ人権条約について学ぶ。
9 地域人権条約②	まず、米州人権条約及び人及び人民の権利に関するアフリカ憲章について、その特徴や実態、仕組みなどについて、詳しく見て行く。しかる後に、その他の地域における地域人権保障システムについても見て行く。
10 ヨーロッパ人権裁判所の判例を見る	ヨーロッパ人権裁判所判例を具体的に見ることにより、ヨーロッパ社会のリーガル・マインドを理解し、ひいては、人権保障の国際基準を考える基礎を学ぶ。具体的には、The Sunday Times Case、The Soering Caseなどを扱う。
11 人権条約と日本国憲法①	人権条約の日本国憲法秩序における位置づけについて、見て行く。特に、自由権規約委員などの条約機関の報告や見解が、我が国の法秩序においていかなる働きをしているかについて、具体的に見て行く。
12 人権条約と日本国憲法②	国際人権条約の国内への適用について、自動執行性の問題や個人通報制度への参加の場合などを、具体的に考える。ここでは、関連する国内判例に言及しつつ、国内裁判所による国際人権法の実現とその限界について考える。
13 人権条約と日本国憲法③	国際人権規約の国内における実施について見て行く。まず、国際人権規約の国内的効力について復習し、次いで、社会権規約については、社会保障と憲法及び社会権規約の関係について見て行く。そして、自由権規約については、我が国の憲法上欠けている権利との関係について、公正な裁判といわれる出廷の権利を例に見て行く。
14 国内判例を読む①	国内裁判における国際人権法の活用の例として、ニ風谷ダム事件と嫡出子と非嫡出子の相続分差別に関する判例を、詳しく見て行く。ここでは、受講生による判例分析の報告を基に講義を進める。
15 国内判例を読む②	外国人の人権について、国際人権法上の権利と国内法上の権利について、比較しながら見て行く。特に、出入国の権利について、マクリーン事件を例に見て行く。ここでは、国際人権条約の下における入国・在留及び退去強制についても、考えていく。

科目名	国際私法 (集中)	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 金彦叔
1. 授業の概要	<p>国際私法は外国的な要素を含む事案を扱う法分野であり、国際的な生活関係を営む私人の法的安定をその目的とするものである。昨今国際的な交流や取引が増加する中で、私人の国際的法律関係は益々多様化・複雑化しつつあり、それに伴い国際私法の分野もその重要性を増している。</p> <p>国際私法は、他の実質法とは異なり、法の抵触/衝突を如何に扱うかという法分野であるだけに、独特の法技術や法概念を用いたり、外国法の適用の可能性を前提にしていて、方法論的アプローチが重要となってくるなど、かなり難しいような印象がある。しかし、国際私法の全体像をしっかりと理解した上で、各国際民商事事案をみてみるとかなり面白い分野もある。</p> <p>本講義では、まず、歴史的・方法論的アプローチを通じて、抵触法(広義の国際私法)の基本的構造やプロセスをしっかりと理解した上で、国際私法上の問題である準拠法選択規則、国際裁判管轄、外国判決の承認執行問題について、国際的に起きている財産関係事案及び身分関係事案を素材に、検討していく。</p>				
2. 到達目標	抵触法の基本的構造の理解とともに、準拠法の選択規則、国際裁判管轄、外国判決の承認執行問題に関する基本知識を習得し、国際民商事紛争の全体的な解決仕組みについて理解する。				
3. 授業の形態	基本的には講義方式によるが、適宜学生の理解度を確認するために質問応答を行う。毎回レジュメと必要な資料を配布して、それに沿って授業を進める。				
4. 教科書	特に指定はしない。予習復習の際は、下記の参考文献等を参考にすること。				
5. 参考文献	<p>中西康=北澤安記=横溝大=林貴美『国際私法』(有斐閣・2014) 神前禎=早川吉尚=元永和彦『国際私法〔第2版〕』(有斐閣アルマ・2012年) 櫻田嘉章=道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法』(有斐閣・2012年) 櫻田嘉章=道垣内正人編『国際私法判例百選〔新法対応増補版〕』(ジュリスト別冊・2007年) 松岡博著『現代国際私法講義』(法律文化社・2008年) 石黒一憲『国際私法 第2版』(新世社・2007年) 櫻田嘉章=道垣内正人編『注釈国際私法(第1巻)、(第2巻)』(有斐閣・2011年) 松岡博『国際関係私法入門(第3版)』(有斐閣・2012年)</p>				
6. 評価方法	平常点(20点)、中間試験(20点)、定期試験(60点)で評価する。平常点は、毎回授業への出席のみならず、教員の質問への応答など授業内容取得状況を加味して評価する。中間試験は基礎的理解を確認するための簡単な短答式及び記述式試験を採用する。定期試験は記述式である。				
7. 予習・復習 その他	次頁の授業計画に記した各回の授業内容について、上記の参考文献などを参考に、事前の予備学習を要する。また、毎回の復習を要し、質問等がある場合は、次回の冒頭で対応する。目安としては、予習・復習には、各1時間程度が最低でも充てることが求められる。なお、予習が必要な事例などについては、事前に配布するか教えるので、事前に読んで事実関係や争点を理解してくる必要がある。				

授業計画		
項目	内	容
1 イントロダクション、国際私法(抵触法)の基本的構造①	講義の概要、国際私法とは何か、抵触法(広義の国際私法)の全体像、国際私法の目的・法源	
2 国際私法(抵触法)の基本的構造②	統一私と国際私法、国際私法の方法論	
3 準拠法の決定プロセス①	準拠法選択規則の基本的構造、法律関係の性質決定、連結点	
4 準拠法の決定プロセス②	先決問題、反致、適応問題、国際私法上の公序	
5 準拠法の決定プロセス③	強行法規、外国法の適用	
6 財産関係①	自然人の権利能力、行為能力、法人	
7 財産関係②	法律行為(契約の準拠法)、消費者契約、労働契約、不法行為	
8 財産関係③	事務管理・不当利得、債権債務関係	
9 財産関係④	物権、知的財産	
10 身分関係①	国際結婚・離婚	
11 身分関係②	親子間の法律関係、養子縁組、相続、遺言	
12 国際民事訴訟法①	国際民事手続きの全体像、国際裁判管轄の決定ルール	
13 国際民事訴訟法②	財産関係事件の国際裁判管轄	
14 国際民事訴訟法③	身分関係事件の国際裁判管轄、国際訴訟競合	
15 国際民事訴訟法④ まとめ	外国判決の承認執行、講義のまとめ・総括	

科目名	国際取引法 (集中)	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 金彦叔
1. 授業の概要	<p>国際化が進んでいく中で、モノや情報の国境を超える取引はより盛んになっており、取引の対象や形態も多様化している。国際取引法は、このような国際的に行われる取引を規律する法であり、私人または企業間の取引に関わる権利義務を直接の対象とする私法である。</p> <p>その意味で、国家の政策的な観点から、国際取引を規制し、国際取引の法的な枠組みを構築する公法である国際経済法とは異なる(とはいっても、国際取引法も国際取引を規制する国際経済法の枠組みの中で運用されており、国際経済法が私人間の取引に直接関連してくる場面もしばしばある)。</p> <p>本講義では、国際取引の意義や特徴、国際取引に関わる法律、国際取引に影響する国際的な法システムについて理解を深めるとともに、国際取引の類型に応じた締結されている国際契約(例えば、売買契約、代理店契約、販売店契約、国際運送契約、保険契約、ライセンス契約、国際合弁契約、M&A契約など)について、各取引の仕組みや契約の内容を検討し、関連する法的争点について検討する。また、実際の契約交渉や契約書作成の際にどのような点に留意すべきかを実際実務で使っている契約書をも参照しながら学んでいく。そして、紛争解決の基本的メカニズムについて、各国(特に日本とアメリカ)の訴訟制度を比較しながら、紛争解決ための法的知識を習得する。特に最近注目されている代替的紛争解決手段としての国際仲裁についても検討する。</p>				
2. 到達目標	国際取引の仕組みや類型、適用される法律など、国際取引の全体象を理解した上で、個別の国際契約における法的争点を理解し、紛争解決メカニズムに関する知識を習得することを目標とする。				
3. 授業の形態	基本的には講義方式によるが、適宜学生の理解度を確認するために質問応答を行う。毎回レジュメと必要な資料を配布して、それに沿って授業を進める。				
4. 教科書	特に指定はしない。予習復習の際は、下記の参考文献等を参考にすること。				
5. 参考文献	<p>山田鎧一=佐野寛『国際取引法(第3版補訂2版)』(有斐閣・2012年) 阿部道明『国際取引法』(九州大学出版会・2012年) 木棚照一『国際取引法(第2版)』(成文堂・2009年) 絹巻康史『国際取引法-契約のルールを求めて』(同文館出版・2009年) 櫻田嘉章=道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法』(有斐閣・2012年) 松岡博『国際関係私法入門(第3版)』(有斐閣・2012年) 小林秀行=村上正子『国際民事訴訟法』(弘文堂・2009年)</p>				
6. 評価方法	平常点(20点)、中間試験(20点)、定期試験(60点)で評価する。平常点は、毎回授業への出席のみならず、教員の質問への応答など授業内容取得状況を加味して評価する。中間試験は基礎的理解を確認するための簡単な短答式及び記述式試験を採用する。定期試験は記述式である。				
7. 予習・復習 その他	次頁の授業計画に記した各回の授業内容について、上記の参考文献などを参考に、事前の予備学習を要する。また、毎回の復習を要し、質問等がある場合は、次回の冒頭で対応する。目安としては、予習・復習には、各1時間程度が最低でも充てることが求められる。なお、予習が必要な事例などについては、事前に資料などを配布し、指導する。				

授業計画		
項目	内容	
1 イントロダクション	講義の概要、国際取引の全体像	
2 国際取引の基礎①	国際取引に適用される法	
3 国際取引の基礎②	国際取引の主体	
4 国際物品売買①	国際物品売買契約、国連国際物品売買条約(CISG)	
5 国際物品売買②	定型取引条件(Incoterms)と国際的な代金決済(信用状取引)	
6 国際物品売買③	英文契約書の基礎	
7 国際物品売買④	国際物品売買に付随する契約:国際運送契約と国際貨物保険契約	
8 知的財産(技術・情報)の取引	ライセンス契約、知的財産の国際的保護	
9 国際投資①	国際合弁	
10 国際投資②	国際M&A(1)	
11 国際投資③	国際M&A(2)	
12 国際紛争解決①	国際商事紛争解決の全体像、準拠法、アメリカの訴訟制度の特徴、国際裁判管轄(1)	
13 国際紛争解決②	国際裁判管轄(2)、外国判決の承認執行、国際訴訟競合	
14 国際紛争解決③	国際仲裁(1)	
15 国際紛争解決④ 講義のまとめ	国際仲裁(2)	

科目名	環境法Ⅰ	開講学期 春学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 田上富信
1. 授業の概要	<p>環境法は、環境保護を直接の目的とした様々な法システムの総称である。環境基本法を頂点として、環境影響評価法、各種公害規制法、生物多様性保護法などがこのシステムを形成する。このシステムは、基本的には、環境保護を目的とした管理システム、および環境紛争を処理するための救済システムに大別される。前者は事前的な行政法的対応が中心となり、後者は事後的な被害者に対する補償が中心となる。この授業は、秋学期に開講される環境法Ⅱとともに、両システムを体系的に理解し、併せて環境保護のために我々は何をなすべきかを学ぶ。環境法ⅠとⅡの割り振りは、前者は民事が専門の研究者教員が担当するので環境政策のあり方および民事救済法が授業の中心となり(教科書では、第Ⅰ編「環境法総論」および第Ⅳ編「環境民事訴訟法」)、後者は行政法が専門の研究者教員が担当するので環境に関する部門法および行政救済法が中心となる(教科書では、第Ⅱ編「部門法」および第Ⅲ編「環境行政訴訟法」)。両授業は環境法システム全般に渡り不可分に関連し合っている。従って、受講生は片方の授業だけを受講しても中途半端な知識に終わるので必ず双方の授業を履修するように心がけて欲しい。なお、後掲の授業計画はあくまでも予定であって受講者の理解度等事情により変更されることがあることを予めお断りしておく。</p>				
2. 到達目標	環境法の基礎を形成する政策原理、法システム、紛争処理のあり方をしっかりと理解することにある。				
3. 授業の形態	<p>主として講義形式で行うが(プリント配布)、双方向授業も併用する。なお、受講者には判例などを適宜レポートしてもらい、参加者全員で議論することもある。</p>				
4. 教科書	<p>松村弓彦・柳憲一郎・荏原明則・石野耕也・小賀野晶一・織朱實『ロースクール環境法(第2版)』(成文堂)を使用する。授業は、必ずしもこの本の章ごとに進行しない(都合により飛ばした章もあるし、取り上げられていないテーマを入れた箇所もある)。副教材として、別冊ジュリスト『環境法判例百選(第2版)』(有斐閣)も手元に置いて何時でも参照できるようにして欲しい。なお、法令集として、淡路剛久ほか編『ベーシック環境六法』(第一法規)も併せて用意して欲しい。</p>				
5. 参考文献	<p>いくつかあるが、大塚直『環境法』(有斐閣)、北村喜宣『環境法』(弘文堂)、阿部泰隆・淡路剛久編『環境法』(有斐閣)、大塚直・北村喜宣編『環境法ケースブック』(有斐閣)、日弁連編『ケースメソッド環境法』(日本評論社)、佐藤ほか著『実務環境法講義』(民事法研究会)、日弁連公害対策・環境委員会編『公害・環境訴訟と弁護士の挑戦』が代表的な参考書といえよう。</p>				
6. 評価方法	<p>学期末試験60点、平常点40とし、その合計点で評価する。なお、受講生の人数によっては学期末試験を期末レポートに代えることもある。平常点の内訳は、授業態度20点(出欠率、授業中の応答等を含む)、および授業中に割り当てられたレポートの内容および報告態度等を20点とする。</p> <p>なお、授業欠席の取り扱いについては、採点評価方法(統一評価基準)による。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>環境紛争の解決のあり方をより深く理解するには行政事件訴訟法および不法行為法の基礎知識が前提となるので、必要に応じて勉強すること。授業はプリントに沿って行われるので、プリントの内容について予習・復習をしておくこと。</p>				

授業計画		
項目	内 容	
1 イントロダクション・環境法の基本理念・基本原則(その1)	①授業の概要および進め方。②環境法の体系、③持続可能な開発、④環境権・環境配慮義務とは何か、⑤予防原則、未然防止原則とは何か、⑥環境訴訟の種類と問題点。教科書第I編2-5、第II編1。	
2 環境法の基本理念・基本原則(その2)	①汚染者負担原則とは何か、②拡大生産者責任とは何か、③所有者(状態責任)、④協働原則とは何か。拡大生産者責任については、循環基本法をはじめとするリサイクル関連法を概観する。教科書第I編6-7。	
3 環境政策の手法(1)	行政的規制のあり方を概観する。水質汚濁防止法を取り上げ、その基本的仕組みを理解し「調和条項」「スゾ切り」などの基本的概念を検討する。教科書第I編8、第II編6。	
4 環境政策の手法(2)	同上。環境保護協定の効力。教科書第I編8-11。	
5 環境政策—国と自治体の関係	①環境法の担い手(国・自治体・住民・NPOなど)、②法律と条例の関係、③法令違反に対する刑罰・罰金・没収など。	
6 情報的手法—環境影響評価	情報的手法の例として、環境影響評価(環境アセス)を取り上げ、その概要と問題点を検討する。教科書第I編10、第II編2-3-4。	
7 環境損害、ADR、基金制度	①環境損害の定義、②公害紛争処理制度、③公害健康被害補償制度などの概要を考察。	
8 環境民事訴訟(1) 損害賠償請求訴訟	①環境政策の歴史的展開、②不法行為訴訟の論点—過失、違法性、因果関係、共同不法行為、損害論。教科書第IV編1-7。	
9 環境民事訴訟(2) 差し止め請求訴訟	①不法行為訴訟の論点—差し止めの根拠、抽象的不作為請求訴訟。教科書第IV編7-9。	
10 環境民事訴訟(3) 起点—四大公害訴訟とその後の訴訟	①四大公害訴訟の検討、②大阪西淀川訴訟、東京大気汚染訴訟、国道43号線訴訟など。	
11 最近の判例から	①大阪能勢ダイオキシン公害調停事件訴訟、②豊島・産業廃棄物不法投棄調停事件、③大阪泉南アスベスト国賠訴訟ほか。	
12 廃棄物とリサイクル	廃棄物とリサイクルの関係。廃棄物処理法と容器包装リサイクル法の関係。教科書II編11-12。	
13 土壤汚染と不動産取引の関係	土壤汚染対策法の仕組みと不動産取引をめぐる最近の判例。教科書II編7。	
14 自然環境の保全	自然公園法の沿革と仕組み。生物多様性の保護。教科書II編14。	
15 日照・景観の保護	日照被害の救済—行政規制・民事責任。景観—国立マンション事件・景観法。差し止め—鞆の浦訴訟。	

科目名	環境法Ⅱ	開講学期 秋学期	単位数 2単位	対象年次 2(既1)年次	担当者名 岡崎勝彦
1. 授業の概要	<p>環境法は、環境保護を直接の目的とした様々な法システムの総称である。環境基本法を頂点として、環境影響評価法、各種公害規制法、生物多様性保護法などがこのシステムを形成する。このシステムは、基本的には、環境保護を目的とした管理システム、および環境紛争を処理するための救済システムに大別される。前者は事前的な行政法的対応が中心となり、後者は事後的な被害者に対する補償が中心となる。この授業は、春学期に開講される環境法Ⅰとともに、両システムを体系的に理解し、併せて環境保護のために我々は何をなすべきかを学ぶ。環境法ⅠとⅡの割り振りは、前者は民事が専門の研究者教員が担当するので環境政策のあり方および民事救済法が授業の中心となり(教科書では、第Ⅰ編「環境法総論」および第Ⅳ編「環境民事訴訟法」)、後者は行政法が専門の研究者教員が担当するので環境に関する部門法および行政救済法が中心となる(教科書では、第Ⅱ編「部門法」および第Ⅲ編「環境行政訴訟法」)。両授業は環境法システム全般に渡り不可分に関連し合っている。従って、受講生は片方の授業だけを受講しても中途半端な知識に終わるので必ず双方の授業を履修するように心がけて欲しい。なお、後掲の授業計画はあくまでも予定であって受講者の理解度等事情により変更されることがあることを予めお断りしておく。</p>				
2. 到達目標	環境法の基礎を形成する政策原理、法システム、紛争処理のあり方をしっかりと理解することにある。				
3. 授業の形態	<p>主として講義形式で行うが(プリント配布)、双方向授業も併用する。なお、受講者には判例などを適宜レポートしてもらい、参加者全員で議論することもある。</p>				
4. 教科書	<p>松村弓彦・柳憲一郎・荏原明則・石野耕也・小賀野晶一・織朱實『ロースクール環境法<第2版>』(成文堂、2010)を使用する。授業は、必ずしもこの本の章ごとに進行しない(都合により飛ばした章もあるし、取り上げられていないテーマを入れた箇所もある)。副教材として、別冊ジュリスト『環境法判例百選』(第2版) (有斐閣)も手元に置いて何時でも参照できるようにして欲しい。なお、法令集として、淡路剛久ほか編『ベーシック環境六法』(第一法規)も併せて用意して欲しい。</p>				
5. 参考文献	<p>いくつかあるが、大塚直・北村喜宣編『環境法ケースブック』(第2版) (有斐閣、2009)、日弁連編『ケースメソッド環境法』(第3版) (日本評論社、2011)、北村喜宣『環境法』(第2版) (弘文堂、2013)、大塚直『環境法BASIC』(有斐閣、2013)。</p>				
6. 評価方法	<p>学期末試験60点、平常点40とし、その合計点で評価する。なお、受講生の人数によっては中間試験、学期末試験等を期末レポートに代えることもある。平常点の内訳は、授業態度20点(出欠率、授業中の応答等を含む)、および授業中に割り当てられたレポートの内容および報告態度等を20点とする。</p>				
7. 予習・復習 その他	<p>環境紛争の解決のあり方をより深く理解するには行政訴訟および不法行為法の基礎知識が前提となるので、必要に応じて以下の点について特に学習すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①シラバスに指定してある毎回の教科書部分あるいは指定判例について少なくとも1時間程度の予習・復習に努めること。 ②環境問題に関心を持ち新聞報道等の事前・事後学習。 ③最高裁判例等については、下級審判例や最判においては少数意見についても事前・事後学習に努めること。 				

授業計画		
項目	内	容
1 イントロダクション・環境法の基本理念・基本原則(その1)	①授業の概要および進め方。②環境法の体系、③環境権・環境配慮義務、④規制から管理、⑤リスク管理・評価。教科書第I編1-4。	
2 環境法の基本理念・基本原則(その2)	①環境法の原則、②予防原則、③原因者負担原則・公的負担原則、④汚染者負担原則、⑤協調原則等、教科書第I編5-7。	
3 環境法の基本理念・基本原則・環境保全手法(その3)	①環境保全手法、②規制的手法、③経済的手法、④情報的手法、⑤合意形成手法のあり方を概観する。教科書第I編8-11。	
4 環境法制の体系(その1)	①環境影響評価、②情報公開制度、③大気汚染防止、④水質汚濁防止、⑤土壤汚染対策、⑥地球温暖化対策、⑦騒音・振動・悪臭・地盤沈下等。教科書第II編1-15。	
5 環境法制の体系(その2)	⑧物質循環(廃棄物処理法等)、⑨化学物質管理等、⑩自然公園、⑪公害健康被害の補償等、⑫法律と条例、⑬協定、⑭要綱、⑮計画等。教科書第II編1-15。	
6 環境行政と行政救済	①行政救済システムの概要(国家補償・行政争訟)、②論点、③判例の動向、④今後の方向性等。教科書第III編1。	
7 環境行政と国家補償	国家賠償法のうち、特に賠償制度の意義及び国家賠償法一条、国家賠償法二条及びそのほかの被害補償制度について解説するほか、損失補償制度について検討する。教科書第III編2-3。参照判例百選79事件	
8 環境行政と行政救済	行政事件訴訟手続のうち、行政事件訴訟法が定める諸制度(行政処分、原告適格、訴えの客観的利益、判決の効力、事情判決等)について解説する。教科書第III編4-13。参照判例百選92事件	
9 事例検討(1) 水俣病一国・自治体の責任	①行政の国家賠償責任、②水俣病認定基準、③作為義務、④権限不行使の違法、⑤裁量権収縮論。教科書第III編2、10。参照判例百選29事件	
10 事例検討(2) 廃棄物一産廃施設の差止め	①廃棄物処理法、②施設の許可の取消(経理的基礎)、③生活環境の保全、④人格権に基づく差止め、⑤義務付け訴訟。教科書第II編12、III編7、9、10、11。参照判例百選67事件、補足判例66事件、69事件	
11 事例検討(3) 都市環境問題一行政法民事法の交差	①都市計画、②用途地域、③建ぺい率、④容積率、⑤建築確認、⑥開発許可、⑦景観、⑧日照権、⑨文化的景観。教科書第III編4、5、7、13。参照判例百選77事件	
12 事例検討(4) 環境アセスメント一手続・内容の貸しと訴訟	①環境影響評価、②市民参加、③戦略的アセスメント、④スクリーニング、⑤スコーピング、⑥代替案、⑦横断条項、⑧環境保全審査、⑨代償措置。教科書II編11-12、III編11。参照判例百選61事件	
13 事例検討(5) 自然保護—自然保護訴訟と原告適格	①自然保護の政策手法、②森林の公益的機能、③林地開発許可制度、④原告適格、⑤裁量処分の統制、⑥団体適格。教科書II編7、III編5、6、7。参照判例百選81事件	
14 事例検討(6) 自然保護—住民訴訟	①住民監査請求、②監査請求前置主義、③住民訴訟、④財務会計行為、⑤違法性の承継。教科書III編12。参照判例百選82事件	
15 事例検討(7) 原子力と境問題—最止めと損害賠償	①福島原発第一事故、②もんじゅ事件名古屋高裁金沢支部判決、③志賀2号炉金沢地裁判決、④推進と規制の分離、⑤伊方一号炉最高裁判決、⑥専門技術的裁量。教科書第III編4、5、6、7、8。参照判例百選90事件	

科目名	消 費 者 法	開 講 学 期	単 位 数	対 象 年 次	担 当 者 名
		春 学 期	2 单 位	2 (既1)年次	鈴木健治・城野雄博 元松 茂
1. 授業の概要	この講義においては、現に消費者被害を生じている問題について、そのような問題がどんな仕組みで生ずるのか、現行法上はどのような対応をされているのか、そこにはどのような問題(立法上、解釈上、あるいは制度上)があるのか、について検討する。消費者被害を生ずる仕組みには、複雑な形態をとるものも多く、その解明には、社会における現実を正確に認識する能力と、豊かな法律知識およびそれを駆使する応用力が必要になる。現実に生じている問題を取り上げながら、そうした能力の養成を目指したい。				
2. 到達目標	基礎的な法律知識及び応用力(問題解決能力)の修得				
3. 授業の形態	授業の形式は、講義形式によるが、各担当教員から予めレジュメを配布するので、事前に予習をしておく。特にレジュメに掲載された重要な裁判例についてその問題の所在・論点などについて、理解力・問題解決力を身につけられるよう授業を勧めたい。				
4. 教科書	授業で直接使用する教材は、担当者において独自のものを作成して、事前に配布する。これはレジュメおよび資料の形になる。ウェブサイトの情報を教材とする場合には、各自にURLを示して、教室で見たものを、時間外にもう一度自分で確認しておくことが求められる。				
5. 参考文献	図書館の開架式に複数部数準備するのでそれを使用されたい。体系的な知識を身につけるために、次の参考文献を不斷に利用することが必要である。 大村敦志 『契約法から消費者法へ』 (東大出版) 大村敦志 『消費者法』 (有斐閣) 日本弁護士連合会編 『消費者法講議』 (日本評論社) その他個別問題をあつかった書物については、適宜その都度指示する。				
6. 評価方法	法務研究科の採点評価方法(統一評価基準)に従い、平常点100点満点による。平常点の内訳は、授業態度(出欠席、授業中の応答、質問等を含む)と学期末の各出題レポートの総合評価で決める。評価にあたっては、各学生にその評価の根拠を説明する。定期試験を実施しないので、再試験も実施しない。				
7. 予習・復習 その他	各担当教員により事前に配布されたレジュメの内容について、掲載された参考文献などにあたって、問題の所在・論点等を良く把握しておく。重要な裁判例については、予めその問題点・論点等を検討しておく。受講生からの疑問点や質問等積極的な意見が述べられるよう準備しておく。復習については、講義・レジュメなどで、再度問題点・論点などを整理確認しておく。				

授業計画		
項目	内	容
1 消費者法入門	消費者問題とはなにか。なぜ消費者保護が問題となるのか	城野雄博
2 消費者法の体系	消費者保護のための法制度にはどのようなものがあるか	元松 茂
3 特定商取引法	訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売	元松 茂
4 特定商取引法	連鎖販売取引(マルチ)、ねずみ講、継続的役務提供契約、業務提供誘引販売取引	元松 茂
5 割賦販売とクレジット契約	クレジット契約の仕組み、抗弁権の接続	城野雄博
6 クーリングオフ	クーリングオフとは何か。どういう場合にクーリングオフが使えるか。その要件と効果	鈴木健治
7 消費者金融 金利の規制	貸金業に関する規制法(貸金業法・出資法・利息制限法)及び判例	鈴木健治
8 投機的な取引と消費者被害	証券取引、金融商品	城野雄博
9 投機的な取引と消費者被害	現物まがい商法、先物取引	城野雄博
10 不動産取引 □	宅地建物取引業法、原野商法、欠陥住宅	鈴木健治
11 製造物責任法	商品の欠陥と製造者の責任、因果関係、開発危険の抗弁	鈴木健治
12 インターネット取引と消費者保護	電子消費者契約法	城野雄博
13 消費者契約法	消費者契約法制定の意義、消費者取消権	元松 茂
14 消費者契約法	不当条項の無効、消費者契約法の課題	元松 茂
15 消費者保護法制の在り方	現在のわが国の消費者保護法制の実態と今後のあるべき姿、必要な立法や制度の構築	鈴木健治